

2013年6月

結論の根拠

公開草案 ED/2013/7

ED/2010/8「保険契約」の改訂

保険契約

コメント期限:2013年10月25日

結論の根拠

公開草案「保険契約」

コメント期限：2013年10月25日

This Basis for Conclusions accompanies Exposure Draft ED/2013/7 *Insurance Contracts* (issued June 2013: see separate booklet). The proposals may be modified in the light of the comments received before being issued in final form. Comments need to be received by **25 October 2013** and should be submitted in writing to the address below or electronically via our website www.ifrs.org using the 'Comment on a proposal' page.

All responses will be put on the public record and posted on our website unless the respondent requests confidentiality. Confidentiality requests will not normally be granted unless supported by good reason, such as commercial confidence.

Disclaimer: The IASB, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for loss caused to any person who acts or refrains from acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

International Financial Reporting Standards (including International Accounting Standards and SIC and IFRIC Interpretations), Exposure Drafts, and other IASB and/or IFRS Foundation publications are copyright of the IFRS Foundation.

Copyright © 2013 IFRS Foundation®

All right reserved: Copies of the Exposure Draft may only be made for the purpose of preparing comments to be submitted to the IASB provided that such copies are for personal or intra-organisational use only and are not sold or disseminated and each copy acknowledges the IFRS Foundation's copyright and set out the IASB's address in full.

Except as permitted above no part of this publication may be translated, reprinted, reproduced or used in any form either in any form either in whole or in part or be any electronic, mechanical or other means, now known or hereafter invented, including photocopying and recording, or in any information storage and retrieval system, without prior permission in writing from the IFRS Foundation.

The approved text of International Financial Reporting Standards and other IASB publications is that published by the IASB in the English language. Copies may be obtained from the IFRS Foundation. Please address publications and copyright matters to:

IFRS Foundation Publications Department,
1st Floor, 30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.
Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749
Email: publications@ifrs.org Web: www.ifrs.org

The Japanese translation of this Basis for Conclusions has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.



The IFRS Foundation logo/the IASB logo/'Hexagon Device', 'IFRS Foundation', 'eIFRS', 'IASB', 'IFRS for SMEs', 'IAS', 'IASs', 'IFRIC', 'IFRS', 'IFRSs', 'SIC', 'International Accounting Standards' and 'International Financial Reporting Standards' are Trade Marks of the IFRS Foundation.

The IFRS Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number FC023235) with its principal office as above.

結論の根拠

公開草案「保険契約」

コメント期限：2013年10月25日

この結論の根拠は、公開草案ED/2013/7「保険契約」（2013年6月公表：別冊参照）に付属するものである。この提案は、最終の形となる前に、受け取ったコメントを考慮して修正されることがある。コメントは、**2013年10月25日**までに到着する必要がある、下記の宛先に文書で提出するか又は我々のウェブサイト www.ifrs.org を通じて‘Comment on a proposal’のページから電子的に提出されたい。

すべての回答は公開の記録に掲載され、我々のウェブサイトに掲載される。回答者が秘密扱いを求める場合は例外とするが、秘密扱いの要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。

注意書き：IASB、IFRS 財団、著者及び出版社は、本公表物の内容を信頼して行為を行うか又は行為を控える者に生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因によるものであれ、責任を負わない。

国際財務報告基準（国際会計基準並びに SIC 及び IFRIC の解釈指針を含む）、公開草案、及び他の IASB ないしは IFRS 財団の公表物は、IFRS 財団の著作物である。

コピーライト © 2013 IFRS Foundation®

不許複製・禁無断転載：本公開草案のコピーは、そのコピーが個人的又は組織内部だけの使用で、販売又は配布されることがなく、また、それぞれのコピーが IFRS 財団の著作権であることを識別でき、かつ、IASB のアドレスを完全に表示している場合に限り、IASB へ提出するコメントを作成する目的でのみ作成可能である。

上記により許可された場合を除き、本公表物のどの部分も、全体にせよ一部分にせよ、また、複写及び記録を含む電子的、機械的その他の方法（現在知られているものも今後発明されるものも）であれ、情報保管・検索システムにおいてであれ、いかなる形態でも、IFRS 財団による書面による事前の許可なしに、翻訳・転載・複製又は利用してはならない。

国際財務報告基準及び他の IASB 公表物の承認されたテキストは、IASB が英語で公表したものである。コピーは IFRS 財団から入手できる。公表物及び著作権については下記に照会のこと。

IFRS Foundation Publications Department,
1st Floor, 30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.
Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749
Email: publications@ifrs.org Web: www.ifrs.org

この結論の根拠の日本語訳は、IFRS 財団が指名したレビュー委員会による承認を経ていない。当該日本語訳は、IFRS 財団の著作物である。



IFRS 財団ロゴ／IASB ロゴ／‘Hexagon Device’、‘IFRS Foundation’、‘eIFRS’、‘IASB’、‘IFRS for SMEs’、‘IAS’、‘IASS’、‘IFRIC’、‘IFRS’、‘IFRSs’、‘SIC’、‘International Accounting Standards’ 及び‘International Financial Reporting Standards’ は IFRS 財団の商標である。

IFRS 財団は、米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人で、主たる事務所を上記に置いて海外会社としてイングランド及びウェールズで活動している（会社番号：FC023235）。

目 次	開始する 項
はじめに	BC1
背 景	BC4
保険契約に関する基準の必要性	BC4
保険契約に関する IASB のプロジェクト	BC8
本公開草案の理由	BC16
本公開草案の開発における FASB の役割	BC21
2010 年公開草案以降の測定モデルに対する重要な変更点	BC25
契約上のサービス・マージンの調整	BC26
基礎となる項目に対するリターンに直接対応して変動すると予想される キャッシュ・フロー	BC42
2010 年公開草案以降の表示に対する重要な変更点	BC72
保険契約収益及び費用	BC73
純損益における金利費用	BC117
本提案の最初の適用	BC160
修正遡及アプローチ	BC160
他の移行上の論点	BC174
経過的な開示	BC180
発効日	BC184
比較情報	BC189
早期適用	BC190
IFRS の初度適用企業	BC191
付録 A : IASB がインプットを求めている領域に関する結論の根拠	
はじめに	BCA1
保険契約に関する新たな測定モデルの開発	BCA3
本公開草案で提案している測定モデル	BCA22
残存カバーに係る負債の測定の単純化したアプローチ	BCA116
保有している再保険契約	BCA125
ポートフォリオ移転及び企業結合	BCA145
範囲及び定義	BCA151
保険契約からの構成要素の分離	BCA189
認識、認識の中止及び契約条件変更	BCA209
表 示	BCA224
開 示	BCA227
付録 B : 影響分析	
付録 C : 2010 年公開草案以降の変更点の要約	
付録 D : 本公開草案と FASB の公開草案における提案の相違点	
スティーブン・クーパー氏の代替的見解	

はじめに

- BC1 国際会計基準審議会（IASB）は、この公開草案「保険契約」（「本公開草案」）を 2010 年の公開草案「保険契約」（「2010 年公開草案」）及び 2007 年のディスカッション・ペーパー「保険契約に関する予備的見解」（「2007 年ディスカッション・ペーパー」）の提案に対するコメントを検討した後に、開発した。本公開草案に対するコメントを検討した後に、IASB は IFRS 第 4 号「保険契約」を置き換える保険契約に関する基準を公表する予定である。
- BC2 この結論の根拠は、IASB がインプットを求めようとしている対象を絞った範囲の論点に関して結論に至った際の考慮事項に焦点を当てている。個々の IASB メンバーにより、議論での重点の置き方は異なっていた。特に、一部の IASB メンバーは、いくつかの具体的な提案には反対しつつ、それでも本公開草案の公表を承認した。保険契約に関する基準を最終確定することの便益の方が、提案の個々の側面に関する懸念よりも大きなものだと考えているからである。
- BC3 IASB は、基準案の完全版の草案を提供した。利害関係者が、IASB の対象を絞った提案を、本基準案の文脈の中で検討できるようにするためである。この結論の根拠の付録 A は、インプットを求めている論点に関する結論についての IASB の理由を要約している。

背景

保険契約に関する基準の必要性

- BC4 他の種類の契約に適用される基準を多くの種類の保険契約に適用することは、次のような理由で困難である。
- (a) 権利と義務の相互依存関係により、契約で提供される複数の履行義務を分離することや、保険契約者が支払う対価を個々の履行義務に配分することが困難となる可能性がある。
 - (b) 存続期間が長いことは、契約開始時に義務を測定するために行った見積りが、契約の存続期間全体にわたり有用な情報を提供するわけではないことを意味する。
 - (c) 観察可能なデータの不足により、財務諸表利用者が見積りが合理的又は正確であるかどうかを評価するのが困難となる可能性がある。
 - (d) 結果の不確実性により、企業の義務の金額を見積ることが困難となる可能性がある。さらに、保険契約に組み込まれているオプションと保証により、契約を履行するのに要するキャッシュ・フローの見積りに重要な変更が生じ、最終的な純損益の不確実性が高くなる可能性がある。こうした組込オプション及び保証の例としては、次のものがある。
 - (i) 投資リターン、金利、予定利率、年金給付率の最低保証又は死亡保障費用の上限保証

- (ii) 解約オプション、転換オプション又は保険料の払込を終了若しくは中断するオプション
- (iii) 保険契約者がカバーを縮小若しくは拡大するオプション、又は追加のカバーを購入するオプション

BC5 その結果、現行の実務は、他の基準を保険契約の会計処理に断片的な方法で適用することの問題点に、長年にわたり対処しようとしてきた。しかし、現行の会計モデルの一部又は全部の結果は、次のような理由で有用な財務情報を提供しない場合がある。

- (a) 保険契約負債の測定に関する目的適合性のある情報を提供しない。契約の開始時に行われる仮定を使用しており、それは適時な情報を提供するために更新されておらず、また、貨幣の時間価値に関する目的適合性のある情報を省略しているからである。
- (b) 組込オプション及び保証に関する目的適合性のある情報を提供しない。例えば、次のことによるものである。
 - (i) 組込オプション及び保証の一部又は全部の時間的価値を無視することによって。こうした項目の時間的価値は、オプション又は保証が行使可能となる時点でイン・ザ・マネーとなる可能性から生じる。
 - (ii) 組込オプション又は保証の一部又は全部の本源的価値を無視することによって。こうした項目の本源的価値は、オプション又は保証が測定日においてイン・ザ・マネーとなっている程度を反映しており、オプション又は保証の基礎となっている変数の現在の価値と基礎となっているオプション又は保証で定めている価値との差異を反映する。
 - (iii) 組込オプション及び保証の一部又は全部の本源的価値を経営者の予想を反映するが現在の市場価格とは不整合な基礎で捕捉することによって。
- (c) 保険契約に関する比較可能な情報を提供しない。さまざまな種類の契約についてさまざまな会計モデルを使用しているからである。その結果、複雑性の高い契約（複合種目契約やストップロス契約など）にどのモデルが適用されるのか不明確な場合があり、新たな種類の保険契約について生じつつある論点を解決するのが困難な場合がある。

BC6 さらに、多くの現行の実務は、次の理由で、一般目的財務諸表の目的を満たしていない場合がある。

- (a) 会計処理方法が、国内の保険規制当局の報告要求を満たすために調整されていて、投資者や他の資本提供者の要求を満たすものとは異なる場合がある。
- (b) 保険契約を発行する企業が使用している会計実務の中には、他の企業（銀行やファンド管理者など）が経済的に類似した取引について使用している会計実務と異なるものがある。こうした相違は、保険契約を発行する企業と、投資者の資金について競争している他の金融機関との間での比較を妨げている。こうした相違は、金融コングロマリットが内部的に不整合な財務諸表を作成することも意味する。

- BC7 IASB の考えでは、保険契約に関する包括的な基準がないことは、財務諸表が、目的適合性がある保険契約の経済実態を忠実に表現する情報を利用者に提供していないことを意味する。したがって、IASB の保険契約に関するプロジェクトは、これらの問題点に次のことにより対処することを意図している。
- (a) 現行の実務の不整合及び弱点を削減する（例えば、次のことによる）。
 - (i) オプション及び保証の本源的価値と時間的価値の報告
 - (ii) 単一の保険契約の中での履行義務の分離により生じる恣意性の限定（保険契約を一連のキャッシュ・インフローとキャッシュ・アウトフローを生み出す権利及び義務の束として扱うことによる）
 - (b) キャッシュ・フローに関する現在の仮定、貨幣の時間価値及びリスクの影響に関する企業の認識を反映する方法で保険契約を測定する。
 - (c) 企業間、法域間及び資本市場間での比較可能性を改善する。
 - (d) すべての種類の保険契約に係る一貫性のある枠組みを開発して、過去に開発されてきた多くの重複する会計モデルから生じた複雑性を除去する。

保険契約に関する IASB のプロジェクト

- BC8 IASB の前身機関である国際会計基準委員会が、保険契約に関するプロジェクトを 1997 年に開始した。IASB は 2001 年に設立され、当該プロジェクトを最初の作業計画に含めた。このプロジェクトを、2005 年に IFRS を採用する多くの企業に間に合うように完成することは実現可能ではなかったため、IASB はこのプロジェクトを 2 つのフェーズに分割した。

フェーズ I : IFRS 第 4 号で提供された限定的な改善

- BC9 IASB は、2004 年に IFRS 第 4 号の公表によりフェーズ I を完了した。これは次のことを行うものであった。
- (a) 保険契約の会計実務に限定的な改善を行った。
 - (b) 保険契約に関する情報の開示を企業に要求した。
- BC10 しかし、IASB は、できるだけ早く IFRS 第 4 号を置き換えることを常に意図していた。IFRS 第 4 号は広範囲の実務を認めているからである。特に、IFRS 第 4 号は「一時的な免除」を含んでおり、企業は、会計方針が財務諸表利用者の経済的意思決定のニーズへの目的適合性があることや、そうした会計方針に信頼性があることを確保する必要はないと明記している。その結果、IFRS を適用している企業の間で保険契約の財務報告に多様性が存在する。

フェーズ II : 保険契約に関する包括的な基準

- BC11 本公開草案は、IASB のプロジェクトの第 2 フェーズの一部である。保険契約に関する包括的な基準を提案している。本公開草案は、さらに、IASB が過去に公表した下記の協議文書で示した提案を開発している。
- (a) 2007 年ディスカッション・ペーパー。これは、保険契約から生じる企業の権

利及び義務（資産及び負債）についての会計処理モデルの主要な構成要素に関する IASB の予備的見解を示したものである。IASB はこれに対する 162 通のコメントレターを受け取った。

- (b) 2010 年公開草案。これは保険契約に関する基準の提案を内容としたものであった。IASB はこれに対する 251 通のコメントレターを受け取った。

BC12 本公開草案における提案を開発する際に、IASB は長年にわたり広範な協議を実施した。2007 年ディスカッション・ペーパー及び 2010 年公開草案に加えて、本公開草案における提案は、下記の事項を考慮した後に開発してきたものである。

- (a) 保険ワーキング・グループからのインプット。これは、2004 年に設置された保険会社の上級財務役員、アナリスト、アクチュアリー、監査人、規制当局者のグループである。
- (b) 2009 年及び 2011 年に実施したフィールド・テスト。これは IASB が保険モデル案の適用における実務上の課題のいくつかをより適切に理解するのに役立った。
- (c) 財務諸表利用者、作成者、アクチュアリー、監査人、規制当局者等の個人及びグループとの 400 回以上の会合。これは提案を検証するとともに、影響を受ける関係者から 2010 年公開草案に対して提起された懸念を理解するためのものであった。

BC13 本公開草案は、2007 年ディスカッション・ペーパー及び 2010 年公開草案で提案していたアプローチを確認している。企業は保険契約の測定を、契約が履行されるにつれて契約が生み出すと企業が見込んでいる将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性についての現在の評価をリスク及び貨幣の時間価値について調整したものを描写する方法で行うべきであるというものである。IASB の考えでは、当該アプローチは、企業が既存の保険契約を履行するにつれて生じる将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に関する目的適合性のある情報を提供するものとなる。こうした情報には、次の事項が含まれる。

- (a) キャッシュ・フローの明示的な見積り。明示的な見積りは、リスクについての企業の理解を増大させ、企業が状況の変化を見落す可能性を減少させる。
- (b) 明示的なリスク調整を含めることを通じてのリスクについての企業の認識に関する情報。リスクの受入れと管理は保険の本質である。
- (c) 保険契約に組み込まれたすべてのオプション及び保証の時間的価値と本源的価値に関する情報。これには、保険負債と関連する資産とが経済状況の同一の変化に対して異なる反応をする場合に生じる経済的ミスマッチに関する情報が含まれる。例えば、こうした経済的ミスマッチは次の場合に生じる。
- (i) 保険契約負債のデュレーションが、当該負債に対応する固定金利の資産のデュレーションと異なっている場合
- (ii) 契約により企業が引き受ける保証を定めている場合（例えば、実際の資産のリターンと所定の最低限のリターンのいずれか高い方を企業が保険契約者に支払うという要求）

(iii) 保険契約者に支払うべき金額が、企業が保有している資産に係る不履行リスクの変動の影響を受けない場合

(iv) 企業が投資している資産の流動性が、保険契約者に提供している流動性と異なっている場合

(d) 金融市場変数（利用可能な場合の金利や株価など）についての観察可能な現在の市場価格との整合性。このような価格の方が、財務諸表利用者にとって理解可能性と信頼度が高いベンチマークを提供する（ただし、保険契約負債を測定する際に用いたすべてのインプットについて裏付けとなる市場価格が利用可能であるわけではない）。

(e) 経済状況の変化が保険契約及び関連する基礎となる項目に与える影響は等しいが当該項目が異なる形で測定される場合に生じる、財政状態計算書における会計上のミスマッチの削減

BC14 提案された測定モデルは、2010年公開草案に対するコメント提出者からおおむね支持され、IASBはそれを本公開草案で確認した。しかし、IASBは、2010年公開草案での測定及び表示の提案を精緻化するために、4つの重要な変更を提案している。IASBは現在、次のことを提案している。

(a) 契約上のサービス・マージンを、将来のカバー又はサービスに関するキャッシュ・フローの見積りの変更を反映するように調整すべきである（BC26項からBC41項参照）。

(b) 契約が企業に基礎となる項目の保有を要求し、当該基礎となる項目に対するリターンへの連動を定めている場合には、企業は当該基礎となる項目に対するリターンに直接対応して変動すると予想される履行キャッシュ・フローを、基礎となる項目の測定及び表示と同じ基礎で測定し表示すべきである（BC42項からBC71項参照）。

(c) 企業は、契約に基づいてカバー又は他のサービスを提供する義務を充足するにつれて、保険契約収益を純損益に表示すべきである（BC73項からBC116項参照）。保険契約収益は、投資要素を除外する。これは、保険事故が発生しない場合であっても企業が保険契約者に返済することを保険契約が要求している金額として定義される。

(d) 企業は、企業が契約開始時に算定した貨幣の時間価値に基づいて金利費用を純損益に認識すべきである。企業は、貨幣の時間価値についての現在の見方を反映する割引率を用いた期待キャッシュ・フローの割引と、契約開始時に企業が予想した貨幣の時間価値を反映する割引率を用いた期待キャッシュ・フローの割引との差額を、その他の包括利益に認識することになる（BC117項からBC159項参照）。

BC15 さらに、IASBは、検証可能性と、移行日現在で有効な契約と移行日後に発行される契約との比較可能性との間のトレードオフを再検討した。このため、IASBは提案を修正して、実務上可能な場合には、企業は移行日現在で存在するすべての保険契約を遡及的に測定するとしている。遡及適用が実務上不可能な場合には、企業は、すべての利用可能な客観的データを用いて契約上のサービス・マージンの残額を見

積ることにより、保険契約を測定することになる(BC160 項から BC191 項参照)。

本公開草案の理由

- BC16 本公開草案は過去の協議を活用しているため、IASB は、この協議の重点を IASB が 2010 年公開草案の後に提案に加えた重要な変更点に置くことを決定した。特に、IASB が求めるのは、それらの領域から意図しない結果が生じるかどうかに関するインプットと、提案全体としてのコストと便益を評価するのに役立つインプットである。
- BC17 IASB が行った変更は、主として、2010 年公開草案に対するコメントレーターに対応したものである。IASB の考えでは、IASB の提案は、保険契約が企業の財政状態及び財務業績に与える影響について、2010 年公開草案の提案よりも適切な描写を提供するものとなる。しかし、IASB は、保険契約に固有の不確実性により、比較的単純な保険契約についても、仮定に大きく依存する複雑な会計処理を生じることが避けられないことに留意している。さらに、多くの保険契約は複雑である。この固有の複雑性を反映することは、保険契約を発行する企業の財務報告は複雑であることが多く、財務諸表の利用者と作成者の両者にとっての多額のコストによってのみ達成される場合があることを意味する。
- BC18 したがって、IASB は、自らの提案の改訂により財務諸表利用者にとってさらに複雑性が生じるのかどうかを理解し、財務諸表の作成者にとっての運用上のコストの発生要因について洞察を得ることを図っている。これは、改訂後の提案の導入コストが 2010 年公開草案の導入コストを上回るかどうか、また、それにより生じる追加的な便益がコストを正当化するのかどうかを IASB が評価するのに役立つ。
- BC19 IASB は、本公開草案で対象としていない領域について結論を確定するための十分な情報をすでに有していると考えている。特に、2010 年 7 月から 2013 年 1 月の間に、IASB は次のことを行っている。
- (a) 2010 年公開草案における中心的な原則をおおむね確認した。2010 年公開草案への変更は、主として当該原則の適用を明確化又は単純化したものである。場合によっては、変更により、現行の要求事項及び実務との整合性が高くなる会計処理となったものもある。
 - (b) 利害関係者と協議して、提案の意図しない結果があるかどうかを評価するための広範な取組みを行った。IASB は、このプロセスを再公開期間中に継続する予定である。また、追加のフィールドワークの実施も計画している。
 - (c) IASB のデュー・プロセスを次のことにより補完した。
 - (i) いくつかの領域での IASB の暫定的な決定の報告書を一般公開
 - (ii) これらの決定をどのように導入するのかを示す作業ドラフトの抜粋の提供
- BC20 その結果、IASB は、本公開草案に対するコメントレーターで提起された論点を評価する際に、過去に棄却した議論や過去に検討した帰結について再考することを意図していない。それでも、IASB は、コメント提出者が、今回コメントの対象とし

ている領域における IASB の提案の評価を、基準案の文脈の中で行うことを望むであろうことを認識している。このため、本公開草案では、保険契約に関する基準案の全体を提示し、IASB は、文言の明瞭性及び提案全体の影響に関するインプットを求める。付録 A は、IASB が再検討を意図していない領域に関する IASB の結論の根拠を示している。

本公開草案の開発における FASB の役割

- BC21 2008 年以來、保険契約モデルに関する IASB の審議の大半は、米国の基準設定主体である財務会計基準審議会 (FASB) と共同で行ってきた。FASB が当プロジェクトに IASB と共同で参加した目的は、米国会計基準 (US GAAP) を改善し単純化するとともに、保険契約についての財務報告の要求事項のコンバージェンスを増進し、投資者に有用な情報を提供することであった。FASB がディスカッション・ペーパー「保険契約に関する予備的見解」(2010 年 9 月公表) で指摘していた US GAAP のいくつかの具体的な改善の可能性は、BCA20 項に記述している。
- BC22 IASB と FASB は、別々の公開草案を公表している。これは、今回が IASB の 2 度目の公開草案であり、IASB は以前の提案に対する重要な変更点についてだけインプットを求めているからである。これと対照的に、FASB は US GAAP の改善案のパッケージ全体についてのインプットを求めている。FASB は過去に詳細な提案に対する一般からのコメントを求めているからである。
- BC23 特定の領域についてインプットを求めるという IASB の決定は、IASB が US GAAP とのコンバージェンスをする基準に向けて作業したいという願望を、保険契約に関する基準を最終確定することへの緊急の必要性和バランスさせることの必要性を反映している。IFRS 第 4 号では広範囲の実務の継続を認めているので、IASB は、自らの提案が IFRS に従った保険契約の会計処理の比較可能性と首尾一貫性を大いに改善するであろうと考えている (当該基準と US GAAP とのコンバージェンスが全面的であっても部分的であっても)。
- BC24 結論の根拠の付録 D は、当プロジェクトへの FASB の関与をより詳細に記述している。これには、IASB と FASB が保険契約の会計処理に係る提案についてどの点で共通の結論に達し、どの点で若干の相違が残っているのかが含まれている。さらに、この結論の根拠では、IASB がインプットを求める対象としている具体的な領域に関しての IASB と FASB との間での相違点の理由を論じている。

2010 年公開草案以降の測定モデルに対する重要な変更点

- BC25 このセクションでは、IASB がインプットを求めている下記の測定の論点を論じる。
- (a) キャッシュ・フローの見積りの一部の変更に係る契約上のサービス・マージンの調整 (BC26 項から BC41 項参照)
 - (b) キャッシュ・フローが基礎となる項目に依存する契約の測定 (BC42 項から BC71 項参照)

保険契約の測定に関する他の論点は、付録 A の BCA22 項から BCA150 項で論じ

ている。具体的には、BCA71 項から BCA73 項及び BCA105 項から BCA115 項では契約上のサービス・マージンに関する他の論点を議論し、BCA58 項から BCA63 項ではキャッシュ・フローが基礎となる項目に依存する契約に関する他の論点を議論している。IASB は、こうした他の論点についてのインプットは求めていない。

契約上のサービス・マージンの調整（第 30 項(c)から(d)及び B68 項）

背景及び論拠

- BC26 保険契約が提供する主たるサービスは保険カバーであるが、契約が資産管理その他のサービスを提供する場合もある。サービスを提供する企業は、通常、当該サービスの提供のために予想されるコストのリスク調整後の期待現在価値よりも多くの支払を要求する。したがって、契約開始時の保険契約の測定には、契約上のサービス・マージンが含まれる。これは企業がリスクの負担に加えて提供するサービスについて課したマージンを表すものである。リスクの負担について課される期待マージンはリスク調整で表される（BCA89 項から BCA104 項参照）。
- BC27 本公開草案は、2010 年公開草案における次の提案を確認している。契約上のサービス・マージンの測定は、契約の当初認識時に、キャッシュ・インフローの期待現在価値からキャッシュ・アウトフローの期待現在価値を控除した差額を、不確実性及び当初認識前に受け取ったか又は支払ったキャッシュ・フローを調整後の金額で行うべきであるとする提案である。2010 年公開草案と異なり、本公開草案では、企業は契約上のサービス・マージンの測定を、将来のカバー又は他の将来のサービスに関する期待キャッシュ・フローの変動について更新すべきであると提案している。
- BC28 2010 年公開草案では、契約開始時に認識される契約上のサービス・マージンは、その後において履行キャッシュ・フローの見積りの変更の影響を反映するための調整はすべきでないと提案していた。この考え方の根底にある理由は、次のようなものであった。
- (a) 会計期間中の見積りの変更は、将来のサービスに関するものであるとしても、当該期間における契約ポートフォリオの履行のコストの経済的変化である。見積りの変更を直ちに純損益に認識することにより、保険契約に関する状況の変化についての透明性及び目的適合性のある情報が提供されることになる。
 - (b) 一部の人は、契約上のサービス・マージンは、契約の履行に要する支払を行う義務とは別個のサービスを提供する義務を表すものと考えている。契約の履行に要する支払の見積りの変更は、サービスを提供する義務を増減させるものではないので、当該義務の測定を修正しない。
 - (c) 金融市場変数（割引率や株価など）の見積りの変更については、保険負債に対応する資産が公正価値で測定されて契約上のサービス・マージンがそれらの変更について調整されるとした場合には、会計上のミスマッチが生じることになる。
- BC29 それらの理由は FASB にとって依然として説得力がある。特に、FASB は、履行キャッシュ・フローの見積りの変更が、マージンの調整で相殺されずに純損益に直ちに認識される場合には、状況の変化に関するより透明性があり目的適合性の

高い情報が財務諸表利用者に提供されると考えている。したがって、FASB の提案におけるマージン（これは、契約開始時に設定されるマージンに、契約上のサービス・マージンとリスク調整の両方を非明示的に織り込む）は、履行キャッシュ・フローの見積りの変更を反映するために調整することはしない。

- BC30 IASB の 2010 年公開草案に対する回答の中で、多くの人々は、マージンを契約開始後に行った見積りの変更を反映するように調整しないとすると、保険契約負債の測定が、残りのカバー期間にわたり認識される未稼得利益の忠実な表現を提供しないことになると述べた。この見解を有する人々は、当初認識時に利得の認識を禁止しておいて、当初認識の直後に行った見積りの変更に基づいて事後の利得の認識を要求するというのは、不整合となると主張した。
- BC31 IASB はこの見解に納得した。その結果、本公開草案では、将来のカバー又は他の将来のサービスに関するキャッシュ・フローの現在の見積りと従前の見積りとの差額を、直ちに純損益には認識しないことを提案している。その代わりに、当該差額は契約上のサービス・マージンに加減され、それにより将来の期間に純損益に認識されることになる。IASB の論拠は次のとおりである。
- (a) 将来のカバー又は他の将来のサービスに関するキャッシュ・フローの見積りの変更は、契約の将来の収益性に影響を与える。したがって、これらの差額を反映するように契約上のサービス・マージンを調整することにより、契約開始後に契約における残りの未稼得利益のより忠実な表現を提供することとなる。
 - (b) 見積りの不利な変更を直ちに認識すると、全体としては利益を生じる契約が数年間は損失を生じる契約のように見えてしまう可能性がある。逆に、全体として損失を生じるようになっている契約が、後半の期間において利益を生じる契約のように見えてしまう可能性もある。将来のカバー及び他の将来のサービスに関するキャッシュ・フローの見積りの変更を反映するように契約上のサービス・マージンを調整することにより、こうした直感に反する影響が避けられる。
 - (c) 将来のカバー又は他の将来のサービスに関する見積りの変更を反映するように契約上のサービス・マージンを調整することにより、契約開始時の測定と事後測定との間の整合性が高まる。
 - (d) 見積りの変更について契約上のサービス・マージンを調整することにより、それら見積りの変更の影響の透明性が高まる。財務諸表利用者は、見積りの一過性の変更よりも経常的な見積りの変更に重点を置く傾向があるからである。したがって、見積りの変更は、すべての見積りの変更を発生した期間に認識するよりも、企業が将来の期間に認識する利益の一部として認識した方が、強調されることになる。
- BC32 契約上のサービス・マージンは企業がカバー及び他のサービスを提供するにつれて認識される利益であるという見解と整合的に、IASB は次のことを提案している。
- (a) 契約上のサービス・マージンは、有利な変更の結果として増加することになる。契約上のサービス・マージンを増額できる金額の限度は設けるべきではない。これは、見積りの有利な変更は、キャッシュ・アウトフローが予想よ

り少なくなった場合であれ、キャッシュ・インフローが予想より多くなった場合であれ、企業が契約から認識する利益を、契約からの合計期待キャッシュ・インフローの金額で設定された上限まで増大させるものだからである。

- (b) 契約上のサービス・マージンは、企業が発行する保険契約については負の値とはなり得ない。これは、いったん契約上のサービス・マージンを使い切った後には、当該契約から生じる全体としての損失が直ちに純損益に認識されることを意味する。これは、履行キャッシュ・フローが契約上のサービス・マージンを超過するということは、将来において、当該契約が不利なもの（すなわち、損失を生じる）であり、利益を生じるものではないと見込まれることを意味することになるからである。こうした損失は、負債の増加及び当期における対応する費用として認識される。
- (c) 将来のカバー又は他の将来のサービスに関するキャッシュ・フローの見積りの差異だけが、契約上のサービス・マージンの調整を生じる。したがって、
 - (i) 契約上のサービス・マージンは、発生保険金の見積りの変更については調整されない。これらの保険金は過去のカバーに関するものだからである。こうした変更は、直ちに純損益に認識される。
 - (ii) 契約上のサービス・マージンは、期待キャッシュ・フローと実際のキャッシュ・フローとの差額が将来のカバーに関するものである場合（例えば、将来のカバーに対して受け取る保険料に関するものである場合）には、当該差額について調整される。企業は、保険料の変更とそれにより生じる将来キャッシュ・アウトフローの変動の両方についてマージンを調整する。
 - (iii) 投資要素の返済の遅延又は早期化は、将来のサービスが影響を受ける場合にのみ、契約上のサービス・マージンの調整となる。
 - (iv) 基礎となる項目に係る利得又は損失に起因する変更は、保険契約による将来のサービスからの未稼得利益に関するものではないので、直ちに包括利益に認識されることになる。
- (d) 契約上のサービス・マージンの調整は、将来キャッシュ・フローの直近の見積りを用いて将来に向かって認識される。言い換えると、調整を行った後に契約上のサービス・マージンが残るカバー期間にわたり認識されるにつれて、変動が純損益に認識される。
- (e) 割引率及びリスク調整の変動の影響は、未稼得利益の金額に影響を与えない。当該変動は時とともに巻き戻されるからである。したがって、契約上のサービス・マージンは、割引率又はリスク調整の変動の影響を反映するための調整を行わない。

帰 結

収益認識の原則との整合性

BC33 企業が契約上のサービス・マージンを将来のカバー又は他の将来のサービスに関するキャッシュ・フローの見積りの変更について調整する際に、保険契約負債の

内訳項目間での振替があるが、当該負債の合計の帳簿価額には変化はない。保険契約負債の合計が期待キャッシュ・フローの見積りの変更について再測定されるのは、将来のカバー又は他の将来のサービスに関して、契約上のサービス・マージンの残りの残高を超過する不利な変動がある場合（すなわち、契約が不利になった場合）だけである。これは、見積りの変更を契約上のサービス・マージンと相殺することの影響が、それらの負債全体としての測定は、予想利益を低下させるような予想保険金及び費用の変動によって変化しないことであることを意味する。これは 2011 年の公開草案「顧客との契約から生じる収益」¹における提案による契約負債の測定と整合的である。当該測定も、キャッシュ・アウトフローの変動に基づく履行義務の再測定は行わない。

- BC34 IASB の 2007 年ディスカッション・ペーパーは、明示的なサービス・マージンを提案しており、これは再測定されていた。しかし、当該提案は、本基準における提案及び 2011 年の公開草案「顧客との契約から生じる収益」における提案とは異なっていた。2007 年ディスカッション・ペーパーでは、サービス・マージンは、市場参加者が要求するであろうマージンの見積りとして測定し、每期再測定することを提案していた。これと対照的に、本公開草案における契約上のサービス・マージンは、企業が請求した保険料に含まれた契約上のマージンである。その契約上のサービス・マージンは、契約開始時には利益も損失も生じさせないマージンであり、将来のカバー又は他の将来のサービスに関するキャッシュ・フローの見積りの変更についてだけ再測定される。したがって、本公開草案で提案している契約上のサービス・マージンは、企業が残りのサービスを提供するために請求した価格を反映する。その結果、当該負債の測定は、2011 年の公開草案「顧客との契約から生じる収益」を適用した契約ポジションの測定と整合的である。当該測定も、企業がサービスを提供するために請求した価格を反映する。

複雑性

- BC35 契約上のサービス・マージンを将来のカバー又は他の将来のサービスに関する見積りの変更により調整するという提案の結果として、財務諸表の利用者と作成者の双方について複雑性が増す。財務諸表利用者にとっては、複雑性は、過去の年度の事象から生じた利得及び損失が当年度の純損益にどのように影響を与えたのかを理解する必要性から生じる可能性がある。作成者にとっては、複雑性は、契約上のサービス・マージンを調整することとなるキャッシュ・フローと、純損益及びその他の包括利益計算書において直ちに認識されることとなるキャッシュ・フローとを区別して識別する必要性から生じるであろう。両者にとって、特定の複雑性の源泉は、将来のカバー又は他の将来のサービスに関する見積りの変更と過去のカバーに関する実績調整との区別から生じる。この区別は主観的となる可能性があり、企業がいつ見積りの変更を行うのかにより変わってくる場合がある。その理由は、キャッシュ・フローの変動は、企業が当該キャッシュ・フローの発生前にキャッシュ・フローの見積りを変更する場合には、契約上のサービス・マ

¹ この結論の根拠は、本公開草案と 2011 年の公開草案「顧客との契約から生じる収益」の提案との関係を論じている。IASB は、当該公開草案から生じる基準を 2013 年中に最終確定させる予定である。再審議の間に、IASB は 2011 年の公開草案「顧客との契約から生じる収益」における提案の一部に重要な変更を加えている。IASB はそれらの変更が本公開草案における提案に与える影響をいずれ検討する計画である。

ージンの調整として認識されることになるが、企業が見積りを変更せずに当該キャッシュ・フローの発生時に実績調整を認識した場合には、純損益に認識されることとなるからである。

検討したが棄却した他のアプローチ

契約上のサービス・マージンをリスク調整の変動について調整する

BC36 IASBは、リスク調整のすべての変動を直ちに純損益に認識すべきであると提案していた。言い換えると、契約上のサービス・マージンはリスク調整の変動について調整されないことになる。しかし、リスク調整の変動は3つの構成要素を含んでいる。カバー期間が満了するにつれてのリスクからの解放、将来のカバー期間に関するリスクの変動、発生保険金に関するリスクの変動である。一部の人々は、契約上のサービス・マージンが契約の未稼得利益を表している場合には、将来のカバーに関連したリスクの見積りの変更を反映するように調整すべきであると主張している。

BC37 しかし、IASBの考えでは、

- (a) リスク調整の変動の大半は、カバーの満了に関するものであろう。カバーの満了に関するリスク調整の変動は、当該カバー期間におけるリスクの負担により認識される利益である。したがって、こうした変動は純損益に認識すべきである。
- (b) 将来のカバー期間に関するリスクの変動又は発生保険金に関するリスクの変動は、状況の予想外の変化があった場合に生じる。保険契約で引き受けたリスクの見積りの変更は、すでに引き受けたコミットメントの履行の測定に不可欠である。こうしたリスクの変動を純損益に認識することにより、そうした状況の変化に関して透明性のより高い情報が提供される。
- (c) 各期間のリスクの全体的な変動を次のように分解することは困難であろう。
 - (i) カバーが提供されるにつれてのリスクの消滅
 - (ii) 将来のカバー又は発生保険金に関連したリスクの見積りの変更
- (d) リスクの変動は、将来のカバー又はサービスに関する未稼得利益の金額には影響を与えない。時とともに巻き戻されるものだからである。

基礎となる項目の帳簿価額の変動により契約上のサービス・マージンを調整する

BC38 契約が企業に基礎となる項目の保有を要求し、保険契約者に支払われる金額が当該基礎となる項目に対するリターンに応じて変動すると定めている場合には、企業は、当該契約から生じる正味キャッシュ・フローからの利益と、企業が保有している基礎となる項目からのリターンに対する企業の持分からの利益を認識する。したがって、一部のコメント提出者は、契約により、保険契約者に支払われる金額が基礎となる項目に対するリターンに応じて変動することが要求されている場合には、契約上のサービス・マージンは、保険契約と基礎となる項目の両方から生じる未稼得利益の全体を表すように調整すべきであると提案した。これは、契約上のサービス・マージンが、基礎となる項目に対する予想リターンの変動のうち、企業が保険契約者に支払うか又は保険契約者から受け取るとは見込んでいな

い金額を反映するように調整されることを意味する。

BC39 この見解を支持する人々は、さらに、契約上のサービス・マージンを BC38 項で記述したように調整することが、次のことと整合することに留意している。

- (a) 契約上のサービス・マージンを将来のサービスに関する見積りの変更について調整することへの IASB の論拠（利得又は損失がカバー又はサービスの提供につれて認識されること）。この見解の支持者の考えでは、契約上のサービス・マージンを基礎となる項目に対する予想リターンの変動について調整することにより、契約上のサービス・マージンが契約ポートフォリオ（基礎となる項目を含む）における現在の未稼得利益を表すことが確保される。また、彼らは、保険契約者に請求される金額から生じる利得と損失、及び基礎となる項目の価値の変動から生じるすべての利得と損失（保険契約者に支払われない部分を含む）の両方を、整合的に処理すべきであると考えている。これは、契約で保険契約者への支払が基礎となる項目に依存すると定めている場合に、両方の種類の利得及び損失が、保険契約ポートフォリオから認識される利益を提供するからである。
- (b) 契約上のサービス・マージンを利息の発生計上を通じて貨幣の時間価値を反映するように調整すること。両方の場合において、契約上のサービス・マージンは、保険料に関連するサービスの提供の前に受け取る場合に発生する価値の変動を反映するように調整される。

BC40 しかし、IASB は、次のような理由で、これらの主張に納得しなかった。

- (a) 多くの企業は資産及び負債を全体的なポートフォリオの一部として管理しているが、IFRS の根底にある基本的な原則は、資産と負債は別個に会計処理すべきであり、資産と負債の会計処理は当該資産と負債のそれぞれの特性と整合させるべきであるというものである。資産と負債を区分して報告することは、財務諸表が、継続的に、企業の資産負債管理の実務の成功又は失敗を描写し続けることを確保するために必要である。この原則と整合的に、負債の特性が資産に対する依存（例えば、資産からのリターンに基づいて支払を行う義務による）を反映している場合には、負債の測定はその依存を反映する。資産の価値が負債の価値の変動の結果として変動しないと予想される場合には、その価値の変動の会計処理を修正することはこの原則と不整合となる。その代わりに、当該資産並びに当該資産から生じる利得及び損失は、他の適用可能な基準（例えば、IFRS 第 9 号「金融商品」）に従って会計処理すべきである。
- (b) IASB は、既存の基礎となる項目プールに対して同一のリターンを提供する契約について企業が請求したであろう価格を反映することが、利息の発生計上の根底にある原則と整合的であるということに同意しない。利息の発生計上は、企業がサービスを履行する前に保険料を受け取る場合に生じる時間価値を反映するように、契約上のサービス・マージンを調整するものである。これと対照的に、企業が当初に自己の勘定で得ると予想していた金額と事前に受け取った保険料の投資から実際に得た金額との差額を反映するように契約上のサービス・マージンを調整すると、時間価値以外のものが含まれる。これは、企業が保有を選択している資産に関して行った経済的意思決定も反映

する。

BC41 したがって、本公開草案では、保険契約に対応する資産からのリターンに関する見積りの変更により契約上のサービス・マージンを調整することは提案していない。

基礎となる項目に対するリターンに直接対応して変動すると予想されるキャッシュ・フロー（第 25 項から第 26 項(a)、第 33 項から第 34 項、第 60 項(h)、第 64 項、第 66 項及び B83 項から B87 項）

BC42 保険契約の中には、キャッシュ・フローの一部が基礎となる項目に対するリターンに応じて変動すると予想されるものがある。基礎となる項目は、資産、資産と負債のグループ、あるいはファンド又は企業の業績のいずれの場合もある。キャッシュ・フローが基礎となる項目に対するリターンに応じて変動すると予想されるのは、企業の裁量か、又は契約が保険契約者に支払われる金額と基礎となる項目に対するリターンとの連動を定めていることによるのかのいずれかである。

BC43 場合によっては、契約で、発行者が基礎となる項目を直接保有しなければならないと定めている（例えば、一部のユニット・リンク契約において）。他の場合には、企業は自らのリスク・エクスポージャーを低減するために基礎となる項目を保有することを選択できるが、契約では、保険契約者への支払の基礎となる資産を発行者が保有することを要求していない。一例は、保険契約者が市場又は他の外部指数で観察される項目の市場価値に参加する指数連動契約である。発行者は、基礎となる資産の保有を選択する場合もしない場合もある。

BC44 本公開草案における提案では、基礎となる項目に対するリターンに直接対応して変動すると予想されるキャッシュ・フローを次のように会計処理することになる。

(a) 第 25 項では、企業は、保険契約の期待キャッシュ・フローに、当該キャッシュ・フローの特性を反映する割引率を適用すべきであると提案している。したがって、当該キャッシュ・フローが基礎となる項目に対するリターンに応じて変動すると予想される範囲で、当該負債の特性はその依存を含んでいるので、当該キャッシュ・フローの割引に使用する率もその依存を反映すべきである。これは、契約と基礎となる項目のキャッシュ・フローとの間の関係が契約で定められているかどうかや、その関係が生じたのが企業がある特定の期間における支払の金額及び時期に対する裁量を有しているが基礎となる項目からのリターンを渡すと予想していることによるものなのかどうかに関係なく、当てはまる。割引率は BCA64 項から BCA88 項で論じている。

(b) 第 33 項から第 34 項及び第 66 項では、契約が企業に基礎となる項目の保有を要求し、当該基礎となる項目に対するリターンとの連動を定めている場合には、測定及び表示のミスマッチのうち純粋に会計上のミスマッチであるものを除去することを提案している。これは本公開草案の一般的な要求事項に対する例外となる。こうした契約について、企業は組込オプションの価値の変動を純損益に認識することを要求される。これらの提案は BC45 項から BC71 項で論じている。

(c) 第 60 項(h)では、純損益に認識される金利費用は、当初認識時に測定された負債の特性を反映する割引率を用いて測定し、保険契約者への支払に基礎とな

る項目の変動から生じた変動があった場合には、当該割引率を更新することを提案している。これらの提案は BC117 項から BC159 項で論じている。

企業に基礎となる項目の保有を要求し当該基礎となる項目に対するリターンへの連動を定めている契約（第 33 項から第 34 項、第 66 項及び B83 項から B87 項）

- BC45 「経済的ミスマッチ」は、関連する資産及び負債の価値、又はそれらからのキャッシュ・フローが、経済状況の変化に異なる形で反応する場合に生じる。「会計上のミスマッチ」は、経済状況の変化が資産と負債に同じ程度に影響を与えるが、当該資産及び負債の帳簿価額及び表示が、異なる測定又は表示の方法が適用されていることにより、当該経済的変化を同等には反映しない場合に生じる。
- BC46 基礎となる項目に対するリターンと、保険契約負債の当該リターンに直接対応して変動する部分との間には、契約が次の条件の両方を要求している場合には、経済的ミスマッチはない。
- (a) 企業が基礎となる項目の保有を要求されている。
 - (b) 保険契約者へのキャッシュ・フローが、当該基礎となる項目に対するリターンに直接対応して変動することが要求されている。
- BC47 それらの条件に該当する場合には、IASB は、それらの履行キャッシュ・フローを基礎となる項目の帳簿価額のうち関連する部分と同額で測定することを企業に要求することにより、測定及び表示における会計上のミスマッチを除去することを提案している。経済的ミスマッチの可能性がないので、ミスマッチがあればすべて会計上のミスマッチである。IASB の提案は、企業が、義務のうちの当該部分を、実質的に、基礎となる項目の一部分から生じるキャッシュ・フローを保険契約者に引き渡すことにより履行するものと描写することになる。
- BC48 この提案は、企業が保険契約を履行するにつれて生じる期待キャッシュ・フローのすべてに基づいて保険契約を測定するという 2010 年公開草案における提案を基礎としている。その結果、保険契約の測定は基礎となる項目の公正価値と整合することとなる。これは、2010 年公開草案の提案が、保険契約と純損益を通じて公正価値で測定する基礎となる項目とから生じるキャッシュ・フローの間の測定及び表示における会計上のミスマッチをほぼ解消するものとなっていたことを意味していた。保険契約負債を現在価額で測定することにより、企業が義務の履行を公正価値で測定する基礎となる項目から生じるキャッシュ・フローの引渡しにより行うであろうことを描写していた。
- BC49 2010 年公開草案では、さらに、いくつかの特定の会計上のミスマッチを解消することを提案していた。企業の自己株式と自己使用不動産をユニット・リンク契約については認識して公正価値で測定すべきであると提案することによってである（BCA153 項(c)参照）。この提案は、企業が保有する資産の会計処理は企業の他の資産及び負債に影響されるべきではないという IASB の一般的な原則と整合しない。しかし、コメント提出者は、基礎となる項目に対するリターンへの連動を定めている多くの契約については、当該基礎となる項目は資産の混合物を含んでいると指摘した。自己株式、自己の社債及び自己使用不動産を例外として、コメント提出者は、それらの資産はすべて純損益を通じて公正価値で測定されることになると考えていた。したがって、コメント提出者は、企業が自己株式、自己の社

債及び自己使用不動産を別個に識別して、それらを異なる方法で会計処理することには、ほとんど便益がないであろうと考えた。保険契約者へのリターンが公正価値で測定されることを考えてのことである。さらに、こうした契約について、次のいずれかの場合には、資本に対して同じ効果が達成されることになる。

- (a) 企業の自己株式、自己の社債及び自己使用不動産の認識及び測定の基礎が、負債と整合するように調整される場合（2010年公開草案の提案のように）
- (b) 負債の測定が、企業の自己株式、自己の社債及び自己使用不動産の測定基礎と整合するように調整される場合（本公開草案の第34項が適用される場合のように）

したがって、IASBは、企業が自己株式及び自己使用不動産を認識して公正価値で測定し、その変動を純損益に認識することを認めるべきであるという提案を確認した。IASBは、この提案を、企業自身の社債や、保険契約ではないユニット・リンク契約にも拡大した。IASBは、そうすることによりIFRSの現行の免除規定（例えば、IAS第28号「関連会社に対する投資」でのユニット・リンク契約についての免除）と整合的となることに留意した。しかし、FASBとは対照的に、IASBはユニット・リンク契約について他の具体的な要求事項を提案していない。FASBは、区分されたファンド契約（すなわち、保険契約の中の有配当性の部分のうち、分離勘定と契約上連動していて所定の要件を満たすもの）及び関連する区分された資産ポートフォリオ（ユニット・リンク契約に類似）についての具体的な要求事項及び免除を提案している。

- BC50 IASBは、すべての会計上のミスマッチを、すべての基礎となる項目の会計処理を公正価値で測定するように修正することで解消することが実現可能とは考えていない（大半のユニット・リンク契約を除く）。多くの契約が、子会社に対するのれん、繰延税金資産又は年金負債などの項目を含んだ事業単位の業績への連動を定めており、この目的でこうした項目の公正価値を算定し理解することは、過度に煩雑となるであろう。さらに、IFRSにおける公正価値オプションの大半は、公正価値変動を純損益に認識することを要求している。本公開草案では、保険契約の変動の一部をその他の包括利益に認識することを提案しているので、これは、企業が公正価値オプションの行使を通じて保険契約の測定と表示の両方のミスマッチを解消できる状況は限定的にしかないことを意味する。したがって、IASBは、第34項における提案を開発した。これは、会計上のミスマッチを保険契約の会計処理の修正により解消することが可能となる状況を増加させるものとなる。

保険契約に組み込まれたオプションの価値の変動（第66項(b)）

- BC51 一部の人は、第33項から第34項及び第66項の適用は、基礎となる項目の測定及び表示の基礎の相違により、異なる企業の保険契約負債が比較可能とならないことを意味すると懸念している。特に、一部の人が懸念しているのは、履行キャッシュ・フローの測定及び表示を修正する提案が、契約の測定にオプション及び保証の現在価額が含まれない可能性があることを意味するということである（例えば、基礎となる項目が取得原価又は償却原価で測定される場合）。
- BC52 しかし、IASBは、第33項から第34項及び第66項におけるミスマッチを解消するための提案が適用されるのは、経済的ミスマッチの可能性がない履行キャッシュ

キャッシュ・フローだけであることに留意した。基礎となる項目に対するリターンに直接対応して変動するとは予想されない履行キャッシュ・フローには適用されない。当該キャッシュ・フローには、保険契約に組み込まれたオプション及び保証から生じるキャッシュ・フローが含まれる。その結果、保険契約に組み込まれたオプション及び保証から生じるキャッシュ・フローの測定は、第 18 項から第 27 項に従って（言い換えると、将来キャッシュ・フローのリスク調整後の期待現在価値を用いて）行うことになる。

- BC53 それでも、IASB は、オプション及び保証の現在価額の変動に関する透明性についての懸念に対処することを提案している。基礎となる項目に対するリターンに直接対応して変動するとは予想されない履行キャッシュ・フローの変動を純損益に認識することを要求することによってである。

開示（第 80 項）

- BC54 IASB は、保険契約が企業に基礎となる項目の保有を要求し、当該基礎となる項目に対するリターンへの連動を定めている場合の基礎となる項目に関する開示を補完するために、追加的な開示を要求することを提案している。具体的には、IASB は、基礎となる項目が公正価値で測定されていないが、企業が当該基礎となる項目の公正価値の開示を要求されている（又は選択している）場合には、企業は基礎となる項目の公正価値と帳簿価額との間の差額のうちどの程度を保険契約者に渡すのかを開示すべきであると提案している。こうした開示が要求される資産の例としては、金融資産及び投資不動産（公正価値で測定されていない場合）がある。IASB は、こうした開示は、保険契約者が基礎となる項目の公正価値と帳簿価額との差額に対して経済的権利を有していることを財務諸表利用者に知らせるために有用となると考えている。
- BC55 IASB は、企業が基礎となる項目の公正価値を開示していない場合に保険契約の現在価額の開示を要求すべきかどうかを検討した。しかし、IASB の考えでは、保険契約の現在価額に関する開示が適切となるのは、企業がすべての基礎となる項目の公正価値を開示する場合だけである。公正価値の開示は、基礎となる項目が次の項目を含んでいる場合には要求されない。それは、繰延税金、のれん、又は基礎となる項目に対するリターンに直接対応して変動すると予想されるキャッシュ・フローを提供しない契約からの将来の利益を含んでいる場合である。そうした場合には、基礎となる項目の未認識の価値に対する保険契約者の持分を開示することは誤解を招く可能性がある。開示される金額の変動が、資産側の未認識で未開示の価値により決定されることになるからである。さらに、こうした開示は、測定が煩雑となる可能性が高いが、財務諸表利用者に有用な情報を提供しない。

帰 結

キャッシュ・フローの分解の必要性から生じる複雑性（B85 項から B87 項）

- BC56 本公開草案の第 34 項の要求事項が適用されるのは、契約が企業に基礎となる項目の保有を要求し当該基礎となる項目に対するリターンへの連動を定めている場合だけであり、かつ、当該基礎となる項目に対するリターンに直接対応して変動すると予想されるキャッシュ・フローに対してだけである。しかし、こうした契約は他の要素を含んでいることが多い。最低保証や保険事故の発生時に行われる固

定又は変動の支払などである。そうした他の要素から生じるキャッシュ・フローは、基礎となる項目に対するリターンに応じて変動するとは予想されない。したがって、測定及び表示のミスマッチを解消するための提案は、そうした他の要素から生じるキャッシュ・フローには適用されない。

BC57 原則的に、2010年公開草案における提案では、企業が保険契約の測定に異なる方法を適用することを認めていた。それらのアプローチが、保険契約をすべての利用可能な情報を織り込んだ市場と整合的な基礎で測定するという目的に合致した情報をもたらすことが条件であった。しかし、IASBの2010年公開草案における提案への改訂は、企業が次のような測定をすることを要求されることを意味する。

- (a) 基礎となる項目に対するリターンに直接対応して変動すると予想される履行キャッシュ・フローを、関連する基礎となる項目の帳簿価額と同じ基礎で。
- (b) 基礎となる項目に対するリターンに応じて変動するとは予想されない履行キャッシュ・フローを、すべての起こり得る結果を考慮に入れた期待値ベースで。それらの履行キャッシュ・フローには、保険契約に組み込まれたオプション及び保証が含まれる。

IASBがこれらの改訂を提案しているのは、保険契約を市場と整合的な基礎で測定する方法の中には、異なるキャッシュ・フローについて異なる測定基礎を適用することが必要となる情報を提供しないものがあるからである。

BC58 キャッシュ・フローの分離はすべて、ある程度、恣意的なものである。一部のキャッシュ・フローを市場と整合的な基礎で測定し、他のキャッシュ・フローを取得原価又は償却原価で測定することは、異なる方法の適用により異なる結果（それぞれが、おそらくは目的を満たす）が生じることを意味する。

BC59 例えば、ある契約が、保険契約者に最低限のCU1,000と、基礎となる項目の公正価値(A)のうち当初の公正価値CU1,000を超える増加額の90%を支払うことを約束している場合、当該キャッシュ・フローは次のいずれかの方法で分解できる²。

- (a) 固定額に売建コール・オプションを加算した金額として、すなわち、 $CU1,000 + [90\% \times (A - CU1,000)]$ と CU0 のいずれか大きい方]
- (b) 資産の100%に保証(売建プット・オプション)の価値を加算し、上方変動への企業の10%の参加権(買建コール・オプション)の価値を控除した金額として、すなわち、 $A + [(CU1,000 - A) \text{ と } CU0 \text{ のいずれか大きい方}] - [10\% \times (A - CU1,000) \text{ と } CU0 \text{ のいずれか大きい方}]$
- (c) 資産の90%に固定支払CU100を加算し、保証(売建プット・オプション)の価値を加算した金額として、すなわち、 $[90\% \times A] + CU100 + [90\% \times (CU1,000 - A)]$ と CU0 のいずれか大きい方]

BC60 本公開草案の提案を適用する際に、BC59項に例示した異なる分解は、保険契約全体の異なる測定を生じることになる。また、異なる金額を純損益及びその他の包

² この結論の根拠では、貨幣金額は「通貨単位」(CU)で表示している。

括利益に認識することにもなる（BC121 項参照）。したがって、IASB は、契約におけるキャッシュ・フローを BC59 項(c)のアプローチを用いて分解することを企業に要求するよう定めると提案している。この方法は次のようになるからである。

- (a) キャッシュ・フローが基礎となる項目に対するリターンに応じて変動すると予想される程度を最大限にする。
- (b) 保険契約者が受け取る最低限の固定支払を特定する。

BC61 これと対照的に、

- (a) キャッシュ・フローを固定金額にコール・オプションを加算した金額として分解することを要求するアプローチ（BC59 項(a)参照）では、キャッシュ・フローが基礎となる項目に対するリターンに直接対応して変動すると予想される程度が、買建コール・オプションの価値で報告される。当該オプションは市場と整合的な基礎で測定されて純損益に認識されるので、このアプローチは当該キャッシュ・フローと基礎となる項目から生じる会計上のミスマッチを解消することにはならない。
- (b) キャッシュ・フローを資産の 100%に保証を加算し企業の参加権の価値を控除した金額として分解することを要求するアプローチ（BC59 項(b)参照）では、すべての固定キャッシュ・フローが保証の価値で報告される。このアプローチの方が IASB のアプローチよりも適用が単純だと考える人々もいるが、固定キャッシュ・フローに係る割引率の変更をその他の包括利益に認識するという IASB の提案（BC117 項から BC121 項で記述）と整合しない。これは、保証が市場と整合的な基礎で測定され、純損益に認識されるからである。

BC62 基礎となる項目に対するリターンに直接対応して変動すると予想される期待キャッシュ・フローを他のキャッシュ・フローとは異なる基礎で測定し表示するという要求の適用は、運用が複雑となる可能性がある。その複雑性は、基礎となる項目を測定属性の混合（例えば、償却原価と公正価値）を用いて会計処理する場合には増大する。しかし、そうした運用が複雑な要求事項を適用することにより、財政状態計算書が基礎となる項目と保険契約との間の連動が企業の資本に与える複合的な影響を忠実に表現し、純損益及びその他の包括利益計算者が当該連動の純損益への影響を忠実に表現することにつながる。

検討したが棄却した他のアプローチ

BC63 BC45 項から BC50 項では、IASB が次のことを提案した理由を記述している。基礎となる項目に対するリターンに直接対応して変動すると予想される履行キャッシュ・フローの測定と表示を当該基礎となる項目の帳簿価額に基づいて行うことを企業に要求するが、それは企業が当該基礎となる項目の保有を要求されている場合だけであるという提案である。IASB は、下記の各アプローチを検討したが棄却した。

- (a) 保険契約の測定及び表示の修正を、企業が IFRS における現行の公正価値オプションを適用できない場合にだけ行う（BC64 項参照）。
- (b) 保険契約の測定及び表示の修正を、FASB が提案しているように、もっと狭い状況において行う（BC65 項から BC69 項参照）。

- (c) 保険契約の測定及び表示の修正を、もっと広い状況において行う。例えば、契約が連動を定めていない場合や、企業が基礎となる項目を保有していない場合などである（BC70 項から BC71 項参照）。

企業が現行の公正価値オプションを適用できない場合にのみ履行キャッシュ・フローを調整する

BC64 本公開草案の第 33 項から第 34 項及び第 66 項における提案は、基礎となる項目に対するリターンに直接対応して変動すると予想されるキャッシュ・フローと当該基礎となる項目自体との間の測定及び表示における会計上のミスマッチを避けることを意図したものである。IASB は、当該提案を会計上のミスマッチが不可避である状況に限定すべきかどうかを検討した。これは、企業が基礎となる項目に対するリターンに直接対応して変動すると予想されるキャッシュ・フローの測定を修正できるのは、当該項目について公正価値オプションがないために、企業が当該項目を公正価値で測定することができない場合だけであることを意味する。しかし、BC50 項で述べたように、IFRS における公正価値オプションの大半について、公正価値変動を純損益に認識することが要求されており、その結果、本公開草案で提案している保険契約についての表示の要求事項により、会計上のミスマッチが純損益においては残ることになる。したがって、IASB はこのアプローチを棄却した。

企業がキャッシュ・フローの測定を調整する状況を制限する

- BC65 FASB のアプローチでは、企業が保険契約の測定を会計上のミスマッチを解消するために修正するのは、最終的に保険契約者に支払われるキャッシュ・フローの金額について企業に裁量がない場合だけである。こうした契約の参加権は、契約の特徴に基づいて、財政状態計算書における基礎となる項目の測定を反映するように調整して、測定すべきである（契約の特徴と基礎となる項目の測定のための時間的差異が、反転して将来の有配当給付の計算に算入されると見込まれる場合）。
- BC66 当該提案は、IASB の提案と同じ目的（義務のうち基礎となる項目に関連する部分を当該基礎となる項目と同じ基礎で測定し表示すること）を達成するように設計されている。しかし、これらの提案の範囲は異なっている。
- BC67 大半の場合には、FASB のアプローチと IASB のアプローチとで同じ結果が生じる。しかし、保険契約者への支払が、契約上、一般目的財務諸表では取得原価又は償却原価で測定される基礎となる項目の公正価値を基礎としている場合には、IASB のアプローチでは当該基礎となる項目の原価ベースの測定を反映する方法で保険負債を測定することになるのに対し、FASB のアプローチではそうはならない。これは、FASB は、保険契約者への予想される支払（基礎となる項目の公正価値を基礎とする）と当該項目の取得原価又は償却原価との差異を、反転して将来の有配当給付の計算に算入されると必然的に予想される時間的差異とはみなしておらず、当該負債を償却原価ベースで測定するが保険契約者は基礎となる項目の公正価値と同額の支払を要求できるとした場合には、財務諸表利用者の誤解を招くと考えているからである。
- BC68 さらに、FASB のアプローチは、契約により連動しているリターンのレベルにしか適用されず、企業が保険契約者に渡すと予想している追加の裁量的なリターンの

金額には適用されない。例えば、ある契約で、リターンのおおなくとも 80%を保険契約者に渡さなければならず、企業は保険契約者にリターンの 90%を渡すと予想しているとした場合には、IASB はリターンの 90%に係るキャッシュ・フローを基礎となる項目と同じ基礎で測定することになる。FASB のアプローチでは、リターンの 80%を当該基礎で測定することになる。

- BC69 IASB は、企業に基礎となる項目の保有を要求し当該基礎となる項目に対するリターンへの連動を定めているすべての保険契約において、基礎となる項目に依存するキャッシュ・フローのすべてについて会計上の mismatches を解消するアプローチの方を重視した。当該アプローチは次のような IASB の考え方と整合する。保険契約の測定は保険契約から生じるすべての期待キャッシュ・フローを基礎とし、契約上のキャッシュ・フローを裁量的なキャッシュ・フローと区別しないという考え方である。

企業がキャッシュ・フローの測定を調整する状況を拡大する

- BC70 一部のコメント提出者は、企業が保有する基礎となる項目に対するリターンに直接対応して変動すると予想されるすべての履行キャッシュ・フローを、たとえ当該契約が両者の間の連動を定めていない場合でも、基礎となる項目の測定基礎を反映するように修正すべきであると提案していた。一部の人は、この例外は適切な契約におけるキャッシュ・フローのすべてに適用すべきで、基礎となる項目に対するリターンに直接対応して変動すると予想されるキャッシュ・フローだけとすべきではないとも提案していた。しかし、IASB の考え方では、負債の測定基礎を修正する論拠は、負債と資産との間に経済的 mismatches が生じ得ないことである。この論拠は、次の場合には成り立たない。

- (a) 企業が当該基礎となる項目の保有を要求されていない場合。企業は基礎となる項目の保有により経済的 mismatches を低減することを選択できるが、当該項目を保有しない場合には経済的 mismatches の可能性が生じる。
- (b) 契約が基礎となる項目への連動を定めていない場合。企業は、契約からのキャッシュ・フローを基礎となる項目からのリターンを反映する方法で設定することを選択できるが、そうしない場合には経済的 mismatches の可能性が生じる。
- (c) キャッシュ・フローがすべてのシナリオにおいて基礎となる項目に対するリターンに直接対応して変動すると予想されない場合

- BC71 したがって、IASB は、基礎となる項目に対するリターンに直接対応して変動すると予想される履行キャッシュ・フローの測定及び表示への修正は提案していない。ただし、企業が基礎となる項目の保有を要求され、契約が履行キャッシュ・フローと基礎となる項目に対するリターンとの連動を定めていて、当該キャッシュ・フローが基礎となる項目に対するリターンに直接対応して変動すると予想される場合は例外としている。

2010 年公開草案以降の表示に対する重要な変更点

- BC72 このセクションでは、IASB がインプットを求めている下記の表示の論点を論じる。

(a) 保険契約収益及び費用 (BC73 項から BC116 項参照)

(b) 金利費用 (BC117 項から BC159 項参照)

保険契約の表示に関する他の論点は、付録 A の BCA224 項から BCA226 項で論じている。IASB はそうした他の論点についてのインプットは求めている。

保険契約収益及び費用 (第 56 項から第 59 項及び B88 項から B91 項)

保険契約収益に対するニーズ

BC73 2010 年公開草案では、「要約マージン表示」を、純損益及びその他の包括利益計算書において、カバー期間が 1 年超の保険契約の大半について提案していた。要約マージン表示は、保険契約全体に預り金の会計処理を適用する。言い換えると、要約マージン表示は、保険契約に関連したすべてのキャッシュ・インフローを保険契約者の共同体から受け取った預り金として、また、すべてのキャッシュ・アウトフローを保険契約者の共同体への返済として見るものである。預り金もその返済も純損益及びその他の包括利益計算書には表示しないものとしていた。その代わりに、要約マージン表示は、保険契約の変動から生じた純損益の主要な源泉を区分して表示するとしていた。保険料配分アプローチに適切な契約については、2010 年公開草案では、保険契約の収益及び費用の表示を企業に要求するとしていた。

BC74 2010 年公開草案へのコメント提出者の多くが、要約マージン表示は、保険料、保険金及び費用に関する情報を当期の純損益及びその他の包括利益計算書から省略することになると懸念していた。当該情報は財務諸表注記だけで提供されることになる。一部の人々は、当期の保険料、保険金及び費用に関する情報は、企業の総額での業績に関する情報を提供するのに必要だと述べた (要約マージン・アプローチにより提供される正味の業績に関する情報との対比で)。

BC75 IASB は、保険契約を発行する企業の財務諸表は、包括利益計算書が総額での業績に関する情報を提供するとした方が、理解可能性と他の企業との比較可能性が高まることに納得した。総額での業績の首尾一貫した測定値は、保険契約を発行する企業間での比較可能性も高めることになる。さらに、財務諸表利用者の多くが、総額での業績に関する情報を提供するために収益の測定値を使用している。したがって、IASB は保険契約に係る収益の測定値を提供することを目的としたアプローチを提案している。本公開草案では、その測定値を「保険契約収益」と呼んでいる。

BC76 IASB は、保険契約収益の測定は 2011 年の公開草案「顧客との契約から生じる収益」の一般的原則とおおむね整合的なものとすべきであると提案している。当該モデルと整合的に、企業は、約束したカバー及び他のサービスの移転を、企業が当該カバー及び他のサービスと交換に権利を得ると見込んでいる対価を反映する金額で描写することになる。これは、企業が次のことを行うことを意味する。

(a) 保険契約収益から投資要素を除外する。

(b) 企業が保険契約から生じる履行義務を充足するにつれて、各期間に保険契約収益を認識する。

BC77 2010年公開草案では、一部の種類の保険契約について当期中の履行義務の充足の進捗度を識別し測定することの固有の課題を指摘していた。一部の人は、進捗度の測定のための期間に基づく方法（他の契約に通常使用されている方法など）が、カバー及び他のサービスを提供する企業の義務の充足の進捗度を忠実に描写することになると提案した。しかし、IASBは、期間に基づく方法は、各期間に提供されるカバー及び他のサービスの価値が異なる可能性があるという事実を反映しないと判断した。IASBは、残存カバーに係る負債が、契約を履行するために必要な残存カバー及び他のサービスを提供する義務を表すことに留意した。その結果、IASBの結論としては、保険契約収益を残存カバーに係る負債の減額の範囲で認識し、履行義務の充足に関連しない変動を除去するように調整すれば、カバー及び他のサービスを提供する際の企業の履行を忠実に描写することになる。残存カバーに係る負債の修正は、保険契約収益の合計額から、残存カバーに係る負債の変動のうち当初認識時の損失又は予想保険金の見積りの変更から生じた部分を、当該変動が純損益に認識されている範囲で、除外する。当該修正により、契約の存続期間にわたり表示される保険契約収益の合計額が、サービスについて受け取る保険料（貨幣の時間価値について調整後）と同じになることが確保される。

BC78 IASBは、各期間のカバーを別個の履行義務として扱うべきなのか、それとも契約全体についてのカバーを一定期間にわたり充足される単一の履行義務とみなすべきなのかを検討した。その結論は、各期間に認識される保険契約収益の金額の算定の基礎となるのが、期待キャッシュ・フローのパターンの当初の見積り（BC92項参照）なのか、各期間における直近の見積りなのかに影響を与える。2011年の公開草案「顧客との契約から生じる収益」の原則を適用して、IASBが下した結論としては、カバー期間全体の特定の部分においてカバーを提供する義務は一般的には別個の履行義務ではなく、契約の存続期間全体にわたり提供されるカバー及びサービスは、一般的には一定期間にわたり充足される単一の履行義務として扱われることになる。これが当てはまる場合には、期待キャッシュ・フローのパターンの変化により、企業は進捗度の測定値を更新し、認識する収益の金額をそれに従って修正することになる。このアプローチは、契約上のサービス・マージンをキャッシュ・フローの見積りの変更について調整するというIASBの提案とも整合的である。

BC79 IASBの考えでは、本公開草案における提案は、2011年の公開草案「顧客との契約から生じる収益」の中心的な原則と整合的である。両方の公開草案において、財政状態計算書は契約資産又は契約負債を報告し、純損益及びその他の包括利益計算書は契約における履行義務の充足に向けての進捗を報告する。

- (a) 2011年の公開草案「顧客との契約から生じる収益」では、各期間に認識された収益の金額を確定し、各期首現在の契約資産又は契約負債を、認識した収益の金額だけ修正して、期末現在の契約資産又は契約負債を測定する。
- (b) 本公開草案では、報告期間の期首及び期末時点の契約ポジションを確定する測定モデルを提案している。表示する保険契約収益の金額は、これら2つの測定を参照して測定される。

保険契約収益に関する開示（第73項から第82項）

保険契約負債の内訳項目の調整表（第74項）

- BC80 保険契約収益を本公開草案で提案されている一般的な測定モデル及び第 35 項から第 40 項における単純化されたアプローチと統合的な基礎で算定するため、B88 項では、保険契約負債を次のように内訳項目に分解することを企業に要求している。
- (a) 残存カバーに係る負債（下記(b)の金額を除く）。保険料配分アプローチを用いて測定される負債については、これは未経過保険料となる。
 - (b) 残存カバーに係る負債のうち純損益に認識された部分。これは、当初認識時の損失から生じた金額と、その後の見積りの変更が契約上のサービス・マージンの金額を超えたために直ちに純損益に認識された金額とで構成される。保険料配分アプローチを用いて測定される負債については、これは不利な契約に係る追加の負債となる。
 - (c) 発生保険金に係る負債
- BC81 IASB は、第 74 項において、企業が BC80 項に列挙した内訳項目のそれぞれの期首残高から期末残高への調整表を開示すべきであると提案している。財務諸表に表示されている金額を説明するためである。
- BC82 さらに、第 76 項では、当期の利益の源泉を示し、下記の項目の期首残高と期末残高を区分して調整する調整表を開示することを企業に要求するとしている。
- (a) 将来キャッシュ・フローの期待現在価値
 - (b) リスク調整
 - (c) 契約上のサービス・マージン
- BC83 2010 年公開草案に対して、多くのコメント提出者が、利益の源泉を示す調整表は、企業の保険契約についての有用な理解を提供するとコメントした。測定モデルと直接的に関連するものとなるからである。
- BC84 IASB は同意した。さらに、IASB の考えでは、測定に用いた負債の内訳項目の当期の変動に関する情報は、下記の観点から重要である。
- (a) 契約上のサービス・マージンにおいて、将来キャッシュ・フローの見積りの変更の影響を相殺するという決定（BC26 項から BC41 項参照）。その結果、それらの影響は純損益及びその他の包括利益計算書には直接には現れないことになる。したがって、キャッシュ・フローの見積りの変更が契約上のサービス・マージンにどのように影響を与えているのかを理解する必要性が高くなっている。
 - (b) IASB と FASB の保険契約に関するモデルの相違。負債の内訳項目の変動に関する情報は、期待キャッシュ・フローの増減の調整表をリスク調整の増減と区分して提供する。この情報は、財務諸表利用者が、IASB のモデルを適用する企業の履行キャッシュ・フローの増減を FASB の提案モデルを適用する企業の履行キャッシュ・フローの増減と比較することを可能にする。FASB モデルでは、保険契約負債の測定にリスクに関する明示的な調整を含めていない。
- BC85 測定モデルから生み出される情報から導かれる調整表を、保険契約収益の算定に使用された保険契約の内訳項目の調整表に加えて要求するという提案は、企業が

財政状態計算書の期首残高から期末残高への 2 種類の調整表を開示することが必要となることを意味する。両方の調整表を提供するための情報が、企業が測定及び表示の要求事項に準拠するために必要となり、2010 年公開草案へのコメント提出者はおおむね、両方とも有用であろうと述べた。したがって、IASB は、こうした情報を提供することの便益の方が、2 つの調整表を作成することのコストを上回るという結論を下した。

当期に発行した新規契約の影響 (第 81 項(b))

- BC86 多くの人々が、企業が保険契約に関する総額での業績の複数の測定値を開示することは有用であろうと考えている。保険契約収益の測定値だけでは、財務諸表利用者が求める情報のすべてを提供するわけではなく、企業の保険契約事業が成長しているのか衰退しているのかについて誤解を招く見方を提供するおそれがある。特に、多くの財務諸表利用者が、各期間に引き受けた新規契約の金額に関する情報が企業の将来の見通しを評価する際に重要であると考えている。
- BC87 一部の人々は、引き受けた新規契約の金額が減少したのに保険契約収益の金額が増加したという場合に与えるであろう印象について懸念した。彼らの考えでは、保険契約以外の契約については、収益は受け取る現金のパターンとの整合性がより高いパターンで認識するのが一般的である。企業は一般的にサービスについて事前に請求はしないからである。したがって、彼らは、保険契約収益の金額が受け取る現金のパターンと整合的でない場合に、財務諸表利用者が保険契約収益を誤って解釈することを懸念した。しかし、この影響は、サービスの提供前の支払を定めている契約を発生主義で会計処理する場合に一般的に生じるものである。
- BC88 IASB は、総額での業績の異なる測定値に関する情報が財務諸表利用者に有用な情報を提供することに同意した。当該測定値が純損益及びその他の包括利益計算書に表示されない場合があるとしてもである。したがって、IASB は、当期中の引受保険料を、当該契約の履行キャッシュ・フローに対する影響と契約上のサービス・マージンに対する影響とに分解して、開示するよう企業に要求することを提案している。引受保険料とは、当期に引き受けた契約に関するすべての予想保険料（投資要素を含む）である。こうした開示は、次のようなものとなる。
- (a) 販売の量に関する有用な情報を提供し、純損益及びその他の包括利益計算書に表示される保険契約収益を補完するものとなる。
 - (b) 財務諸表利用者が、過去の年度に引き受けた契約量と当期に引き受けた契約量とを比較できるようになる。
- BC89 さらに、IASB は、企業が保険契約収益を各期間の受取保険料と調整すべきであると提案している。企業は契約残高の調整表を要求されているので、受取保険料の金額はすでに利用可能であろう。IASB の考えでは、受取保険料と期日到来保険料（請求済みの又は受け取るべき保険料の金額のうち、無条件に企業に支払われるべきもの）の金額の間の差異は、一般的に重要性がない。期日到来保険料は、一部の法域で使用されている馴染みのある測定値である。BC105 項から BC107 項では、IASB が期日到来保険料を保険契約収益の測定値として使用することを提案していない理由を説明している。

帰 結

保険契約収益及び発生保険金からの投資要素の除外（第 58 項）

- BC90 総額での業績の測定値を純損益及びその他の包括利益計算書で表示することの 1 つの帰結として、当該測定値から投資要素を除去すべきかどうかを考慮することが必要となる。投資要素とは、たとえ保険事故が発生しなかった場合であっても企業が保険契約者に返済することを保険契約が要求している金額である。こうした義務は、保険契約の中に含まれていないとすれば、IFRS 第 9 号に従って測定し表示することになる。IASB は、投資要素が保険契約の中の保険要素と関連がある場合には、投資要素と保険要素を本公開草案の提案に従って測定することが適切であると考えている。しかし、IASB の考えでは、企業がこうした投資要素の受取と返済を保険契約収益と発生保険金として表示するとした場合、IFRS 第 9 号の範囲に含まれる金融商品と本公開草案の範囲に含まれる保険契約に組み込まれた投資要素との間の類似性を忠実に表現しないことになる。そのようにするのは、銀行が預金を収益として認識するのと同じことになる。したがって、IASB の提案は、こうした投資要素を保険契約収益及び発生保険金から除外するとしている。
- BC91 一部の人は、相互に関連しているキャッシュ・フローを分離して、その一部を保険契約収益及び発生した費用から除外することは非常に複雑となると懸念している。IASB は、どのキャッシュ・フローを保険契約収益及び発生した費用から除外すべきかを決定する際に、異なるアプローチを選択すれば複雑性が低減するかどうかを検討した。例えば、投資要素を、契約で保険事故が発生しない場合に返済を要求される金額として定義するなどである。この定義を使用すると、企業は、保険事故がない場合に支払を行ったときにだけ、投資要素に係るキャッシュ・フローを識別することが必要となる。例えば、企業が保険契約者の死亡時に勘定残高と固定金額のいずれか高い方を支払う場合には、保険契約者の死亡により生じる支払の全体が、投資要素ではなく、保険要素に関するものとみなされることになる。しかし、IASB の考えでは、投資要素をこのように定義することは、保険契約者による預託を通じて勘定残高に累積された金額がすべての状況（保険契約者の死亡時を含む）において保険契約者に支払われることを忠実に描写しないこととなる。IASB の考えでは、保険給付は、保険事故が発生した場合に企業が支払を要求される追加的な金額である。言い換えると、保険事故の前と後の両方での勘定残高と固定金額との差額である。

予想保険金及び給付金に基づいて認識される保険契約収益

- BC92 IASB は、企業が、各期間の義務の充足を、各期間中の残存カバーに係る負債の測定の変動を用いて測定すべきであると提案している。この決定の帰結として、保険契約収益が部分的に期待キャッシュ・アウトフロー（予想保険金及び給付金を含む）に基づいて認識されることになる。一部の人は、保険契約により提供されるサービスが、保険事故の発生時に企業が保険金を支払う義務の測定の変動により不適切に表現されるという見解を示した。しかし、残存カバーに係る負債として報告される金額は、カバー及び他のサービスを提供する義務の価値を表す。その結果、IASB は、残存カバーに係る負債の減額は、当期に充足されたカバー及びサービスを提供する履行義務の価値の合理的な表現であると結論を下した。

新契約費（B89 項(a)及び B90 項(d)）

- BC93 多くの場合、新契約費に関連したキャッシュ・アウトフローは、カバー又は他の

サービスが提供される前に、契約カバー期間の開始時に発生する。契約により提供されるサービスは期待キャッシュ・アウトフローに基づいて測定されるので、保険契約収益を算定するためのアプローチは、当該コストが生じる際に企業が保険契約収益を認識する結果となる可能性があり、これは企業が契約に基づくカバー又はサービスを提供する前であることが多い。

BC94 IASB は、この結果は 2010 年公開草案での提案と整合的であることに留意した。そこでは、企業は新契約費を発生時に費用として認識し、同時に、当該コストと同額の保険料を認識することを提案していた。当該提案は、保険契約者が契約に対して支払う保険料は、企業が提供するカバーに関する部分と企業が回収する新契約費に関する部分とを有するという考え方と整合的であった。さらに、発生時に、新契約費を費用として認識し、関連する保険料の金額を認識することにより、同じ保険契約負債の測定が、当該負債の取得のために生じる費用の金額に関係なく、同じになる。

BC95 しかし、2010 年公開草案での提案では、収益と費用の表示ではなく、保険契約から生じるマージンの純額表示を提案していたので、企業がサービスを提供する前に保険契約収益を認識することになるという論点は生じていなかった。2011 年の公開草案「顧客との契約から生じる収益」は、企業が履行義務を充足する前の収益の認識を禁止することを提案していた。当該提案と整合させ、カバーが提供される前に保険契約収益を認識することを避けるために、本公開草案では、企業は表示の目的上、保険契約収益及びこうしたコストに関連した費用を、コストの発生時ではなく、契約に基づいてサービスが提供されるパターンに沿って、カバー期間にわたり表示すべきであると提案している。この配分アプローチはこうしたコストをカバーするために請求する保険料だけに適用され、マージンからグロスアップされる保険契約収益及び費用の金額だけに影響を与えるので、保険契約の取得を表す資産の認識はない。また、そうした資産の回収可能性を検討するための別個の減損テストの必要はない（新契約費に係るキャッシュ・フローの取扱いの議論については、BCA45 項から BCA57 項参照）。

発生保険金の認識（第 57 項）

BC96 IASB は、保険金及び費用を実際の発生時に報告することは、他の種類の契約についての費用の報告と整合的であり、財務諸表利用者に有用な情報を提供することになると考えている。これが当てはまるのは、保険契約収益の測定が、残存カバーに係る負債を義務の充足に向けての進捗度の指標として使用することにより行われる場合だけである。

BC97 保険契約収益を他の方法で測定する場合には、発生保険金を当期に表示している費用の金額に調整しなければならない。これは、保険契約収益と発生保険金及び給付金の両方が当期のカバーに関する保険契約負債の変動の測定値だからである。したがって、保険契約収益を本公開草案で提案しているように測定することは、保険契約の測定に固有の不確実性（BC4 項で議論した）を、当期に表示する費用の金額ではなく、保険契約収益の時期に反映することを意味する。これと対照的に、保険契約収益を他の方法で測定することは、保険契約の測定に固有の不確実性を、当期に表示する費用の金額に反映することを意味する。さらに、保険契約収益の他の測定値には、当期と将来の期間の両方におけるカバーに関する保険契

約負債の変動が含まれることになる。

保険料配分アプローチ

BC98 提案している保険契約収益の測定方法（2011年の公開草案「顧客との契約から生じる収益」での提案と整合的な基礎で測定する）は、サービスに対して支払われる保険料を、契約に基づいて提供されるサービスの移転を反映する方法で配分することになる。より単純な保険料配分アプローチも、顧客の対価を契約に基づいて提供されるサービスの移転を反映する方法で配分する。その結果、本公開草案での主要な提案を用いて会計処理する契約について表示する保険契約収益を、保険料配分アプローチを用いて会計処理する契約に係る保険契約収益と、意味のある形で合算することができる。これは、保険料配分アプローチは本基準案の一般的な要求事項の単純化であるというIASBの考え方と整合的である。また、保険料配分アプローチの使用を適格な契約について要求するのではなく、許容するという提案（BCA116項からBCA124項参照）とも整合的である。

複雑性

BC99 IASBの考えでは、企業に保険契約収益の表示を要求することの主な不利益は、コストである可能性が高い。特に、契約が不利である場合、保険契約収益の測定には、期待キャッシュ・フローの直近の見積りを分解する（その際、当初の見積りを、純損益に認識したその後の変動と区別する）ことが必要となる。また、企業が保険契約の当初認識時に生じた損失の巻戻しを追跡することも必要となる。これらの損失は保険金が発生するにつれて巻き戻される。不利な契約に関する進展を区分して追跡するというこの要求は、本基準案の適用のコストを著しく増大させる可能性がある。これは、BC101項からBC116項で議論している他のアプローチ（そこで述べている理由でIASBが棄却したもの）では要求されない。IASBは、企業は一般に、当初認識時に損失のある契約は発行しないので、この要求の実務上の影響は広範囲にはならないと予想されることに留意している。

BC100 さらに、BC90項からBC91項で述べたように、企業は、投資要素を識別して、それを、純損益及びその他の包括利益計算書に表示する保険契約収益及び発生保険金から除外しなければならない。一部の人々は、これを行うことの運用上の課題について懸念している。しかし、IASBは、これらの生じ得るコストよりも、これらの提案の下記のような便益の方が上回ると考えている。

- (a) 財務諸表利用者の多くは、投資要素を収益として報告すると、収益を過大表示することになり、コンバインド・レシオなどの業績指標を歪める可能性があると考えている。したがって、IASBは、収益を投資要素と区別することに大きな便益があると考えている（BCA204項からBCA206項参照）。
- (b) 保険契約収益の測定を、当期におけるカバー及び他のサービスの提供と交換に移転された対価を描写する金額で行うことにより、保険契約収益と2011年の公開草案「顧客との契約から生じる収益」の範囲に含まれる他の種類の顧客との契約から生じる収益に関する測定及び表示との間の首尾一貫性が高まることになる。これは、財務諸表全体の複雑性の低減となる。

検討したが棄却した他のアプローチ

- BC101 2010年公開草案に対するコメントレターの多くは、当該文書で提案していた要約マージン・アプローチを批判していた。業績の総額での測定値を純損益において提供していなかったからである。
- BC102 寄せられたコメントが当期純利益の測定についての方法をおおむね支持していたことから、IASBは、その測定をどのようにグロスアップして総額での業績の測定値（保険契約収益）及び関連するコスト（保険金及び給付金）に関する情報を示すのが最善なのかに焦点を当てた。これは、検討した総額での業績の測定値に関係なく、当期純利益を本公開草案で提案している測定モデルを用いて測定することを意味する。言い換えると、各期間に表示する保険金及び費用の金額は、同じ当期純損益が報告されるように収益に配分することとなる。

保険料アプローチ

- BC103 IASBは、現行の実務で使用されている表示に係る2つのアプローチを検討した。
- (a) 引受保険料表示。これは、予想される保険契約収益の合計額を、契約が当初認識された（引き受けられた）期間に配分するものである。同時に、費用は、当該契約に関して予想される保険金及び費用の合計額について表示する。
 - (b) 期日到来保険料表示。これは、予想される保険契約収益の合計額を、保険料を企業が無条件で受け取れるようになった期間に配分するものである。同時に、企業は、予想される費用の合計額を、認識される保険料の金額を予想される収益合計額と比較したものに基づいて配分した金額を認識する。
- BC104 一部の人は、引受保険料表示は、当期中の新規契約に関する情報（受け取るべき金額及び引き受けた義務の期待現在価値を含む）を提供すると指摘している。しかし、IASBはこのアプローチを棄却した。純損益及びその他の包括利益計算書に表示される保険料、保険金及び費用が、収益と費用についての一般に理解されている概念を適用して測定されないからである。特に、企業がサービスを履行する前に収益が認識され、保険金及び費用が発生する前にそれらが認識されることになる。
- BC105 長期の保険契約を発行する企業の多くは、現在、純損益及びその他の包括利益計算書において期日到来保険料表示を適用している。一部の人は、期日到来保険料アプローチは次の理由で有用であると主張している。
- (a) 総額での業績の測定値の目的は、成長性を測定するとともに、損害率及び事業費率の分母を提供することである。期日到来保険料に基づく測定値は、客観的で当該目的に十分であり、保険契約収益よりも提供が容易である。
 - (b) 保険カバー及び他のサービスに対する追加的な保険料のうち、企業が無条件の権利を有している部分に関する情報を提供する。
- BC106 しかし、IASBはこのアプローチを次の理由で棄却した。
- (a) 期日到来保険料アプローチを用いて表示される総額での業績の測定値は、収益についての一般に理解されている概念と整合的ではない。その結果、専門家でない財務諸表利用者に誤解を与える可能性が高い。
 - (b) 期日到来保険料表示は客観的な総額での業績の測定値ではあるが、保険契約は

本来的に不確実な金額を生じる。期日到来保険料表示では、その不確実性は表示される保険金及び給付金に反映されることになる。IASBは、保険金及び費用を発生時に報告することにより、BC96項で論じているように、財務諸表利用者には有用な情報が提供されると考えている。

- (c) 企業が期日到来保険料表示を使用し、保険金及び給付金も発生ベースで表示する場合には、企業はそれらの金額を、期日到来保険料からの将来の期間のカバーに関する保険契約負債の変動の影響を除去するために、調整しなければならない。
- (d) 収益の測定値は、一般に、支払に対する無条件の権利に関する情報を提供しない。その代わりに、収益の測定値は、企業が顧客への財又はサービスをいつ提供するのかに関する情報を提供する。期日到来保険料アプローチでは、
 - (i) 収益は、通常、対応するサービスを企業が履行する前に認識され、対応する保険金及び費用は、発生する前に認識されることになる。
 - (ii) 保険契約収益並びに保険金、給付金及び費用として表示される金額は、契約が保険料の支払をいつ要求するのかに応じて変わる。例えば、保険料の期日が契約の開始時に到来する場合には、すべての収益及び費用は当該契約が発行された期間に表示される。そうではなく保険料の期日が毎年来る場合には、収益及び費用は各年度のその時点で表示される。したがって、収益及び費用が、企業がサービスをいつ履行するのかを示さない場合がある。

BC107 IASBは、期日到来保険料アプローチで提供される情報の一部が有用である可能性があることに留意しているが、総額での業績の測定値を純損益に表示するのであれば、収益及び費用についての一般に理解されている概念と整合的な方法で測定しなければならないと結論を下した。しかし、IASBは総額での業績の他の測定値は有用である可能性があると判断したので、総額での業績の他の測定値の補足的な開示を要求することを提案している（BC86項からBC89項参照）。

一部の契約種類について保険契約収益を表示する

BC108 2010年公開草案では、企業は純損益及びその他の包括利益計算書において収益並びに保険金及び他の関連する費用を表示することを禁止される（ただし、保険料配分アプローチを用いて測定される契約は除く）と提案していた。理由は次のようなものであった。

- (a) 保険料配分アプローチは、2011年の公開草案「顧客との契約から生じる収益」で提案されているアプローチと同様の配分後顧客対価アプローチである。企業が保険料配分アプローチを適用している場合には、保険契約収益の金額及び時期の測定は単純明快で、他の種類の収益取引の認識及び測定の要求事項と整合的であり、多くの財務諸表利用者が慣れている。
- (b) 保険料配分アプローチに適合しない契約を考慮した場合には、保険契約収益は馴染みのない概念であり、財務諸表利用者が以前に利用したことがないのである。保険契約収益の測定は、運用上のコストを著しく増大させる可能性がある。そのために必要とされる情報は、本公開草案の他の提案を適用す

るためには必要がないものだからである。

- BC109 しかし、保険契約収益を一部の契約について要求し、他の契約については要求しないとすると、適格な契約に企業がどちらのアプローチを適用することもできる場合には、類似した契約の間の経済的相違を忠実に表現しない相違を報告する結果となる可能性がある。したがって、IASB は、企業はすべての保険契約について保険契約収益を表示すべきであると提案している。
- BC110 同様の理由で、IASB は、保険契約収益を表示することの便益がコストを上回らないと企業が考える場合に、保険契約収益を表示する選択肢を企業に認めるというアプローチを棄却した。

すべての保険料を預り金として扱う（要約マージン表示）

- BC111 IASB の提案の複雑性の多くは、投資要素を収益の測定値から除去する必要性から生じる。投資要素は、一部の契約では他の契約の場合よりも重要である場合がある。例えば、重要な投資要素は、多くの長期の生命保険契約や、一部の大口の長期又は特別注文の損害保険若しくは再保険契約において存在する。一部の人々は、分離されていない投資要素と保険及び他のサービスに対して請求される保険料とを区別する試みは、恣意的で適用が複雑になると主張している（BC99 項から BC100 項参照）。
- BC112 これと対照的に、2010 年公開草案で提案していた要約マージン表示は、保険契約から生じるすべての支払を預り金の返済として扱うものである。これは、総額での業績の測定値を純損益及びその他の包括利益計算書において提供する表示のどれよりも運用上の複雑性が低い。これは、要約マージン表示では、投資要素と提供したサービスに対する保険料との間に境界線を引く必要がないからである。
- BC113 要約マージン・アプローチのもう 1 つの利点は、財政状態計算書における保険負債についての測定アプローチと明確に結び付くことである。以下の項目を区分して報告することになるからである。
- (a) 契約に基づく企業の履行から生じる収益（企業がリスクから解放されるにつれて、また、他のサービスを提供するにつれて）
 - (b) 契約上のサービス・マージンを超える状況の変化（前報告期間末現在の見積りと実際の結果との差額とともに）
 - (c) 保険負債に係る金利費用（割引率の変更との関係及び当該負債に対応する資産に対する投資リターンとの関係を強調する方法で表示又は開示）
- BC114 さらに、要約マージン・アプローチは、新契約費の取扱いについての例外（BC93 項から BC95 項参照）を必要としない。この例外は、企業がカバーを提供する前に保険契約収益を認識する状況を避けるためのものである。
- BC115 一部の人々は、現行の保険の表示と他の業種の会社が報告する収益金額との間の比較可能性の欠如は、保険契約を発行する企業の財務諸表の利用者にとって重大な不利益ではないと主張している。彼らの考えでは、財務諸表利用者は、保険契約を発行する企業の業績を他の企業の業績と比較していない。その代わりに、保険業界に特化した財務諸表利用者の多くは、財務諸表注記における分解情報に依

拠しており、純損益及びその他の包括利益計算書で報告される情報からは、次の理由で、それほど大きな価値を引き出すことを期待していない。

- (a) 生命保険契約に係る会計モデルは、他の取引に係る会計モデルと異なり、通常は、保険契約からの利益を、リスク調整の解放及び契約上のサービス・マージンの解放を通じて直接に測定する。これと対照的に、他の取引からの利益は、収益と費用との差額として測定される。
- (b) 一部の人は、保険契約についての総額での業績と成長性の最も意味のある測定値は、保険料の合計額（収益と投資要素の両方を含む）を測定する測定値であると考えている。こうした測定値は、管理下にある資産の増加の合計額に関する情報を提供する。しかし、この見解を有する人々は、この測定値が収益とは整合しないことを認めているので、この情報を純損益及びその他の包括利益計算書に表示すべきではないことを認めている。その代わりに、この情報を財務諸表注記及び他の場所で報告することになる。

BC116 それでも、要約マージン・アプローチは、現行の実務からの重要な変更となり、2010年公開草案に対するコメントレターで広く批判された。IASBが2010年公開草案に対するコメントで得た情報は、多くのコメント提出者が正味マージンは有用だと考えていたが、この情報は注記の方がふさわしいと考えていたということである。さらに、IASBは次のことに留意した。

- (a) 保険契約は、サービス要素と投資要素を組み合わせている。企業は契約に基づくサービスを履行する義務を充足する時に収益を認識する。要約マージン・アプローチは、純損益及びその他の包括利益計算書において、どのような金額も収益又は費用として表示しない。その結果、要約マージン・アプローチは、企業が保険契約に基づくサービスを提供する程度を忠実に表現しない。
- (b) 要約マージン・アプローチや、保険契約に特有の収益の代替物は、保険契約に関する財務報告と他の契約に関する財務報告との間の比較可能性を低下させる。
- (c) 財務指標を報告、使用、引用する人々の多くは、こうした財務指標が総額での業績の測定値を含むことを期待している。IASBが、顧客との契約から生じる収益に適用される原則を用いて測定される金額の表示を要求しない場合には、作成者やセルサイドのアナリストは他の測定値で代替する可能性がある。

純損益における金利費用（第60項(h)及び第61項から第65項）

BC117 2010年公開草案では、保険負債を現在価額で測定してすべての変動を純損益に認識することを提案していた。しかし、コメント提出者の多くが、引受活動及び投資活動からの利得及び損失が、保険契約におけるキャッシュ・フローに適用される現在の割引率の変更から生じる変動性のより大きい利得及び損失で覆い隠されることを懸念していた。特に、これらのコメント提出者は、保険契約者に支払われる金額が市場金利に左右されない場合には、割引率の変更はキャッシュ・フローの現在価値の変動を生じさせるが、保険契約者に支払われる最終的な金額が変わらないと指摘した。

- BC118 さらに、2010年公開草案へのコメントの中で、多くの作成者が懸念を示したのは、保険負債について現在価額測定を使用する（具体的には、金利の変動について保険契約負債を再測定する）という要求は、企業が、償却原価で測定される資産と保険契約負債との間に生じる会計上のミスマッチを避けるために、金融資産について公正価値オプションを行使することを強制されることになるという点であった。彼らは、IASBが、償却原価は一部の状況では金融資産についての適切な測定値であると述べており、IFRSでは一般的に金融負債を償却原価で測定することを要求していると指摘した。したがって、彼らの考えでは、保険契約の現在価額測定から生じる純損益におけるボラティリティは彼らの経済的成果の忠実な表現とはならず、多額の保険契約負債を有さない企業との比較可能性を提供しない。
- BC119 IASBは、保険契約を発行する企業が、保険契約が現在価額で測定されるとした場合に不利になるという主張には納得していない。しかし、IASBは、企業は時とともに巻き戻されると予想される割引率の変更の影響を他の利得及び損失と区分して、財務諸表利用者が保険契約を発行する企業の引受及び投資の業績をより適切に評価できるようにすべきであるという主張に納得した。IASBの考えでは、こうした区分は、純損益に認識すべき償却原価の観点での貨幣の時間価値を概算することにより達成できる。したがって、企業は次のことを行うことになる。
- (a) 業績の現在の見方を包括利益合計で報告する。
 - (b) その他の包括利益に、キャッシュ・フローを期末現在の利率で割り引くことの影響と償却原価の観点での貨幣の時間価値の影響との差額を認識する。
- BC120 これは、キャッシュ・フロー見積りの変更の影響を割引率の変更の影響と区別することになり、財務諸表利用者に、企業が契約開始時に算定した貨幣の時間価値に関する情報を提供することになる。
- BC121 2012年の公開草案「分類及び測定：IFRS第9号の限定的修正」(IFRS第9号(2010年)の修正案)に従って強制的にその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産と同様に、純損益とその他の包括利益に認識される金額は、保険契約から生じるキャッシュ・フローの特性に応じて相違することになる。
- (a) 保険契約者への支払の中には、金利の変動に応じて変動しないと予想されるものがある。純損益に認識される金利費用は、契約開始時の割引率を用いて測定されることになる。これは、固定金利の金融資産について金利収益を測定する方法と同様である(IAS第39号「金融商品：認識及び測定」の第9項参照)。当該キャッシュ・フローを期末現在の利率で割り引くことの影響と、同じキャッシュ・フローを当初認識時に適用した利率で割り引くことの影響との間の差額は、その他の包括利益に認識され、時とともに自動的に巻き戻されることになる。これは、強制的にその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産について利得又は損失をその他の包括利益に認識することと同様である(2012年の公開草案「分類及び測定：IFRS第9号の限定的修正」(IFRS第9号(2010年)の修正案)の5.7.1A項参照)。
 - (b) 契約におけるキャッシュ・フローの中には、基礎となる項目に対するリターンに応じて変動すると予想されるものがある。当該基礎となる項目についての金利の変動のうち基礎となる項目に対するリターンに影響を与えるものは、

保険契約におけるキャッシュ・フローに変動を生じさせる可能性がある。これらのキャッシュ・フローは、金融商品に対する変動金利支払に類似した経済的特徴を有する。その結果、IASBは、金利費用を固定金利の金融商品から生じたかのように描写することは、有用な情報を提供しないと考えている。したがって、IASBは、キャッシュ・フローの見積りが基礎となる項目に対するリターンに応じて変動すると予想される場合には、当該キャッシュ・フローに関して純損益に認識する金利費用を算定する際に適用する割引率を、企業が当該キャッシュ・フローの見積りを改訂する際に更新すべきであると決定した。これは、変動金利の金融資産について、市場金利の変動が実効金利を変更するというIAS第39号の要求と同様である（IAS第39号のAG7項参照）。

金利感応度の高いキャッシュ・フロー

BC122 保険契約の測定は、契約が決済されるにつれて保険契約者に支払われる時期又は金額の変化する予想を反映する。それらの変化は、例えば、死亡率、失効率、保険金請求の頻度と規模などの見積りの変更を反映するが、それらの一部は履行キャッシュ・フローの割引に使用する割引率との相関がある可能性がある。例えば、金利保証及びオプションの結果として生じるキャッシュ・フローの見積りは、金利が変動した場合には変化することになる。同様に、金利変動が予定利率又は失効率に影響を与える場合がある。

BC123 一部の人は、金利の変動から生じる負債のすべての変動（こうした金利感応度の高いキャッシュ・フローに対する金利の変動の影響を含む）を分離してその他の包括利益に認識すべきであると提案している。この見解を有する人は、これは財務諸表利用者にとって有用性のより高い情報をもたらすと示唆している。金利の変動の影響の合計額がその他の包括利益に認識されるからである。

BC124 しかし、金利感応度の高いキャッシュ・フローに対する金利変動の影響をその他の包括利益に認識するためにその他の包括利益を用いることは、その他の包括利益に含めた金額が時とともに巻き戻されることにはならないことを意味する。これは、金利の変動が保険契約者に対する支払の変動を生じるからである。したがって、このアプローチは、変動をその他の包括利益に認識することについてのIASBの論拠（引受及び投資の業績を、時とともに巻き戻される変動と区分すべきであるというもの）と整合しないことになる。

経済的ミスマッチが生じる可能性がない場合のキャッシュ・フロー（第33項から第34項及び第66項）

BC125 BC45項からBC62項は、次のような契約の会計処理の要求事項を記述している。

- (a) 企業が基礎となる項目の保有を要求されており、かつ、
- (b) 保険契約者へのキャッシュ・フローが、当該基礎となる項目に対するリターンに直接対応して変動すると予想される契約

BC126 そうした契約については、金利費用（BC117項からBC121項に記述）及びキャッシュ・フロー変動についての契約上のサービス・マージンの調整（BC26項からBC32項に記述）に係るIASBの一般的な結論は適用されない。その代わりに、企

業は、履行キャッシュ・フローの変動を第 66 項に従って表示する。

帰結

複雑性

BC127 IASB の改訂後の提案は、2010 年公開草案に対するコメントに対応している。しかし、保険契約負債のすべての変動を純損益に認識することを提案していた 2010 年公開草案よりも多くの報告上の複雑性を持ち込むことになる。この報告上の複雑性は、財務諸表利用者にとっての財務諸表の有用性を低下させる可能性がある。具体的には、

- (a) 一部の人は、会計上のミスマッチの影響が、企業の引受及び投資の業績を不明確にすることを懸念している。これは、BC46 項に記述した限定的な状況を除いて、企業は、保険契約に対応する資産がその他の包括利益を通じた公正価値以外で測定されている場合には、会計上のミスマッチを避けることができなくなるからである。
- (b) 一部の人は、デュレーション・ミスマッチの影響や保険契約に組み込まれた一部のオプション及び保証に関する情報が不明確となることを懸念している。それらの影響の一部がその他の包括利益に認識され、一部が純損益に認識されることになるからである。この懸念が悪化する理由は、本公開草案では、契約が企業に基礎となる項目の保有を要求し当該基礎となる項目に対するリターンへの連動を定めている場合に、保険契約に組み込まれた一部のオプションの価値の変動をすべて純損益に認識することになるからである。したがって、保険契約に組み込まれたオプション及び保証の価値の変動について不整合な表示が生じることになる。これは、当該オプション及び保証が、企業に基礎となる項目の保有を要求し当該基礎となる項目に対するリターンへの連動を定めた契約に組み込まれているかどうかによって決まる。
- (c) 一部の人は、その他の包括利益に認識される金額の理解が困難になると考えている。当期の割引率の変更の影響が、当初の利率と現在の利率との間の累積的差異の巻戻しの影響と合算されるからである。これは、金融資産をその他の包括利益を通じて公正価値で測定する（IASB の公開草案「分類及び測定：IFRS 第 9 号の限定的修正」の提案による）場合にその他の包括利益に認識される金額についても、同様に当てはまる。

BC128 さらに、この提案は、財務諸表の多くの作成者にとってコストを生じることになる。作成者は、保険契約負債の測定を、財政状態計算書では現在価額ベースで行い、純損益における表示の目的では異なるベースで行うことを要求されることになる。この表示基礎は作成者に次のことを要求することになる。

- (a) 当初認識日に応じて異なる契約に異なる割引率を適用すること（現在の割引率だけをすべてのキャッシュ・フローに適用するのではなく）
- (b) キャッシュ・フローが基礎となる項目に対するリターンに応じて変動すると予想される場合には、割引率を更新すること

BC129 企業に基礎となる項目の保有を要求し当該基礎となる項目に対するリターンへの連動を定めている契約についての提案と同様に、金利費用についての IASB の提

案は、BC57 項に記述した保険契約を測定するための異なるアプローチを企業が適用する能力を制限することになる。これは、単一の割引率と割引の単一のアプローチは、契約が異なるキャッシュ・フローのセットを生み出し、それらのセットが基礎となる項目に対するリターンに応じて異なる方法で変動すると予想される場合には、契約のキャッシュ・フローを忠実に表現しない可能性があるからである。その結果、企業は異なる特性を有するキャッシュ・フローを識別して、次のことを行うよう要求される。

- (a) 基礎となる項目に対するリターンに応じて変動するとは予想されないキャッシュ・フローについては、
 - (i) 契約の当初認識時に適用した割引率を用いて、金利費用を純損益に認識する。
 - (ii) 現在の利率を用いたキャッシュ・フローの割引と(i)の利率を用いたキャッシュ・フローの割引との間の差額をその他の包括利益に認識する。
- (b) 基礎となる項目に対するリターンに直接対応して変動すると予想されるキャッシュ・フローについては、
 - (i) 契約の当初認識時に適用した割引率を用いて、金利費用を純損益に認識する。この割引率は、基礎となる項目に対するリターンの変化がキャッシュ・アウトフローの金額に影響を与えると企業が予想する場合には、更新する。
 - (ii) 現在の利率を用いたキャッシュ・フローの割引と(i)の利率を用いたキャッシュ・フローの割引との間の差額をその他の包括利益に認識する。

BC130 BC58 項で述べたとおり、キャッシュ・フローのどのような分解も、ある程度、恣意的である。どのキャッシュ・フローが基礎となる項目に対するリターンに直接対応して変動すると予想されるのかを企業が識別する方法の相違により、純損益とその他の包括利益に認識される金額の相違が生じることになる。したがって、比較可能性を高めるため、IASB は、保険契約の中の固定キャッシュ・フローを決定するための分解について、企業に基礎となる項目の保有を要求し当該基礎となる項目に対するリターンへの連動を定めている契約におけるキャッシュ・フローの分解に適用されるのと同様の分解を提案している。このアプローチは、

- (a) キャッシュ・フローを、それらが基礎となる項目に対するリターンに応じて変動すると予想される程度を示す方法で表現する。
- (b) 保険契約者が受け取る最低限の固定支払を特定する。

BC131 その結果、固定キャッシュ・フローについてその他の包括利益に認識される割引率の変更の影響は、すべての保険契約について比較可能となる。

BC132 IASB は、この運用上の複雑性は正当化されると判断した。時とともに巻き戻されると予想される利得及び損失を他の利得及び損失と区分することにより、財務諸表利用者が、保険契約を発行する企業の引受及び投資の業績を理解することが可能となるからである。

検討したが棄却した他のアプローチ

BC133 BC117 項から BC121 項では、本公開草案は 2010 年公開草案よりも、引受及び投資の業績を時とともに巻き戻される変動と区分することを重視していると説明している。本公開草案での提案について結論を下す前に、IASB は次のようなアプローチも検討した。

- (a) 割引率の変更から生じた変動を他の利得及び損失と区分するための他のアプローチ (BC134 項から BC147 項参照)
- (b) その他の包括利益に認識すべき金額を算定するための他のアプローチ (BC148 項から BC159 項参照)

割引率の変更から生じた変動を区分する

BC134 IASB は、割引率の変更から生じた変動を他の利得及び損失と区分するための次のような他のアプローチを検討した。

- (a) 割引率の変更から生じた変動を純損益の中で区分する (BC135 項から BC141 項参照)。
- (b) 現在の利率を用いて測定した金利費用を純損益に認識する選択肢を認める (BC142 項から BC145 項参照)。
- (c) 保険契約に対応するすべての資産について金利費用をその他の包括利益に認識する (BC146 項から BC147 項参照)。

割引率の変更から生じた変動を純損益の中で区分する

BC135 一部の人は、引受及び投資の業績を時とともに巻き戻される変動と区分するという IASB の提案は、一部の企業については正当化されない運用上の複雑性を生じさせると指摘している。例えば、一部の企業は資産と負債のポートフォリオを限定的な金利リスクとデュレーション・リスクで管理しており、これらの企業の財務諸表の利用者は、そこから生じる限定的な報告上のボラティリティについて懸念していない場合がある。さらに、一部の企業は、現行の会計実務において報告上のボラティリティを説明することに慣れている。したがって、一部の企業の財務諸表の利用者は、報告上のボラティリティについて懸念していない場合がある。それでも、すべての企業が本基準案の提案の適用を要求されることになり、割引の影響をその他の包括利益に区分するという提案により生じる追加的な運用上のコストが生じることになる。

BC136 一部の人は、会計上のミスマッチを低減する最も有効な方法は、2010 年公開草案で提案していたように、保険契約負債のすべての変動を純損益に認識することであると主張している。したがって、報告企業は、例えば、金融資産又は投資不動産について、IFRS における現行の公正価値オプションの適用を選択することにより、会計上のミスマッチを低減することができる。

BC137 したがって、一部の人は、すべての企業がすべての利得及び損失を純損益に認識すべきであり、引受の業績と投資の業績との区別が重要な企業は、むしろ IAS 第 1 号「財務諸表の表示」で提供されている柔軟性（企業が純損益の中で情報を区分することを認めている）を利用すべきであると提案している。例えば、一部の人は、有用な分解情報が、保険負債の変動の内訳項目を純損益の中で分解す

ることにより達成できると提案している。一部の変動は営業利益として表示することが考えられる。他の変動（割引率の変更の影響など）は純損益の中で営業利益よりも下に表示することが考えられる。営業利益は次のことに役立つ可能性がある。

- (a) 保険契約に対応する資産が純損益を通じて公正価値で測定されている場合に、基礎となる業績を強調する。
- (b) 保険契約に対応する資産がその他の包括利益を通じて公正価値又は償却原価で測定されている場合に、会計上のミスマッチの影響を低減する。

BC138 すべての変動を純損益に表示することを支持する人々は、さらに次のように考えている。

- (a) 割引率の変更が短期なのか長期なのかに関係なく、その変更は経済的なものであり、企業の業績の分析に有用となる可能性がある。
- (b) 割引率の変更を純損益に認識すると、報告される純損益のボラティリティが生じる可能性があるが、当該ボラティリティは、企業の資産が公正価値で測定されて変動が純損益に認識される場合には会計上のミスマッチが生じないことにより、緩和される。
- (c) その他の包括利益の使用は最小限にすべきである。特に、現時点では、どのような場合に使用すべきかに関する一般的な原則がなく、また、報告に複雑性を加えることになるからである。

BC139 しかし、2010年公開草案に対する一部のコメントは、BC127項からBC132項に記述した運用上及び報告上の複雑性よりも、保険契約の引受及び投資の業績に関する目的適合性と透明性のより高い情報の便益の方が上回ると指摘していた。本公開草案での提案に至る際に、IASBはそうした主張の方を重視した。

BC140 さらに、IASBは、営業利益の包括的な定義を開発することは本プロジェクトの合理的な範囲を超えると考えた。それには、関係するのが保険契約だけではない多くの項目を含めるのか除外するのかをIASBが検討する必要がある。さらに、

- (a) 営業利益はIFRSの他の場所で定義されていないので、こうしたアプローチは、純損益及びその他の包括利益計算書について業種固有の表示を作り出すことになり、業種固有の基準を作らないというIASBの意図と整合しない。
- (b) 純損益の中での区分表示は、内訳項目を別個に測定する必要性に関連した運用上の複雑性を軽減するものとはならない。

BC141 したがって、IASBはこのアプローチを棄却した。

すべての利得及び損失を純損益に認識する選択肢

BC142 IASBは、保険契約負債の変動をその他の包括利益に表示することを、要求ではなく選択肢とすべきかどうかを検討した。選択肢は、無制限とするか、あるいは選択肢の行使により会計上のミスマッチが大幅に解消する状況に限定するかのいずれかが考えられる。こうした選択肢は、作成者が、自らの状況において提供される情報が複雑性のコストを正当化しないと考えた場合には、IASBの改訂後の決定

に固有の複雑性を経験する必要がなくなることを確保することになる。

BC143 しかし、IASB は、無制限の選択肢は比較可能性の欠如を生じることになり、保険契約を発行する企業間での透明性を低下させる可能性がある」と結論を下した。保険契約負債に係る割引率の変更の影響をその他の包括利益に表示することを要求する際の IASB の目的は、引受及び投資の業績を、時とともに巻き戻される当該割引率の変更の影響と区分することである。この目的は、当該変更を純損益に認識する無制限の選択肢を企業に認めた場合には達成されなくなる。

BC144 一部の人は、金融資産を純損益を通じて公正価値で測定することで会計上のミスマッチが低減又は解消される場合に、企業がそうした測定をすることを認めるという IFRS 第 9 号の現行の選択肢（「公正価値オプション」）に類似したアプローチを提案した。しかし、IASB は、保険契約負債についての類似の選択肢は、次の理由で問題があると考えた。

(a) こうした選択肢を個々の保険契約に適用することは、会計上のミスマッチを完全に解消する最善の方法である。また、金融資産についての公正価値オプションの適用とも整合的である。しかし、こうした選択肢を個々の保険契約のレベルで適用することは、運用上複雑となる可能性があり、有用な情報を提供しない可能性がある。これは、保険契約及び関連する資産は、通常はもっと集約されたレベルで管理されているからである。それでも、会計上のミスマッチを低減又は解消するという目的を保険契約について公正価値オプションを使用することを通じて達成することは困難であろう。企業が保険契約の価値のすべての変動を純損益に認識するという選択肢を下記のレベルで適用した場合には、会計上のミスマッチは全体的には解消されないからである。

(i) 企業レベル。企業は異なる方法で管理している異なるポートフォリオを有している場合があるからである。

(ii) ポートフォリオのレベル。企業は測定属性の混合（例えば、純損益を通じて公正価値、償却原価、その他の包括利益を通じて公正価値）を用いて測定される資産を保有している場合があり、ポートフォリオの中でのその測定属性の混合は、時とともに変化する可能性があるからである。会計上のミスマッチが低減するのは、企業がすべての資産を純損益を通じて公正価値で測定する選択肢を行使する場合だけである。

(b) このような選択肢の発動又は取消しを企業に許容又は要求すべきかどうか、また、どのような状況でそうするのかを定めることが必要となる。金融資産については、IFRS 第 9 号における公正価値オプションの適用が利用できるのは当初認識時だけであり、取消不能である。これは、企業が特定の期間において当該期間に特定の会計上の結果を達成するために公正価値オプションを発動したり取り消したりしないことを確保するものである。しかし、取消不能の選択肢は、保険契約と保険契約に対応する資産とでデュレーションが異なる場合には、必ずしも会計上のミスマッチの低減又は解消とはならない。企業は、保険契約又は対応する資産のいずれかのデュレーションの終了時に会計上のミスマッチが低減又は解消するのかどうかを評価できるだけである。選択肢の行使により会計上のミスマッチが短期的に低減する可能性はあるが、後の期間でそうした会計上のミスマッチが悪化する可能性がある。これは、資産と負債との

間で生じるおそれのあるデュレーション・ミスマッチの程度により、特に懸念材料となる。

BC145 したがって、IASB は、企業が保険契約からのすべての利得及び損失を純損益に認識する選択肢を認めることは、作成者がその選択肢を運用し財務諸表利用者がその結果を理解するための追加的な複雑性を持ち込むことになると判断した。選択肢による比較可能性の欠如も合わせて考えると、IASB は、この複雑性のコストは一部の企業にとってのミスマッチの低減の便益では正当化されないと結論を下した。これは、選択肢を無制限とするのか、選択肢の行使が会計上のミスマッチを大幅に解消する状況に限定するのかに関係なく当てはまる。

保険契約に対応する資産

BC146 一部の人は、資産と負債の両方をその他の包括利益を通じて公正価値で測定して報告することにより、割引率の変更の影響を、会計上のミスマッチを避けながら、他の利得及び損失と区分することになると指摘している。

BC147 IASB は会計上のミスマッチは可能な限り解消又は低減すべきであると考えているが、これが可能となるのは、BC136 項で述べたように、保険契約の変動のすべてを純損益に認識するか、あるいは企業が保険契約に対応するために保有している資産のすべてをその他の包括利益を通じて公正価値で測定するかのいずれかの場合だけであることに留意した。IASB の考えでは、保険契約を発行する企業について資産の会計処理を変更することは適切ではない。その理由は、

- (a) 資産の会計処理について業種固有の要求事項を作り出すことは望ましくない。そのようにすると、保険契約を発行する企業と他の企業との間の比較可能性を低下させることになるからである。
- (b) 企業の資産のうちどれが保険負債に対応するために保有されているのかを特定することは、主観性を持ち込むことになり、恣意的となる可能性がある。

金利費用を測定する他のアプローチ

BC148 IASB の提案では、純損益において、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産について認識される金利収益と整合的な金利費用を認識することを企業に要求することになる。IASB は、純損益に次のようにして測定した金利費用を認識することを検討したが、棄却した。

- (a) 各報告期間の開始時の現在の割引率を使用する (BC150 項から BC153 項参照)。
- (b) 契約開始時の割引率を用いて、保険契約負債に対応するものとみなした資産が企業の義務を履行するのに十分なリターンをもたらさないと企業が予想する場合には、その他の包括利益に認識した金額の純損益への振替を加速する (「損失認識テスト」と呼ばれることがある。BC154 項から BC157 項参照)。
- (c) 簿価利回りを使用する (BC158 項から BC159 項参照)。

BC149 FASB は、見積設定金利を契約ポートフォリオの残存契約期間にわたり一定利回りで認識する利率への割引率の更新を、基礎となる項目に対する予想リターンの変動が保険契約者へのキャッシュ・フローの金額に影響を与えると企業が予想する

場合に行うことを提案している。IASBはこのアプローチを検討しなかった。キャッシュ・フローの更新日後は、当該アプローチの仕組みは、当該キャッシュ・フローを最初に更新する前の期間において金利費用を算定する方法とは異なる方法で算定した金利費用を純損益に認識することになる。さらに、このアプローチは、キャッシュ・フローの見積りの変更の一部（すなわち、見積設定金利に起因する変更）をその他の包括利益に又は契約上のサービス・マージンの調整として、適切な方法で認識することになる。これは、他のキャッシュ・フロー変動を純損益に直ちに認識することと整合しない。

各報告期間の開始時の現在の割引率

BC150 IASBは、次のようなアプローチを検討した。

- (a) 保険負債について純損益に認識する金利費用は、報告期間の期首現在の割引率を基礎とし、これを期首の帳簿価額に適用する。
- (b) 報告期間中の割引率の変更が保険負債に与える影響は、その他の包括利益に認識する。

BC151 このアプローチの支持者は、これは財務諸表利用者に有用な情報を提供すると考えている。その他の包括利益において、当期の割引率の変更の影響だけを分離することになるからである。

BC152 しかし、IASBは、次の理由でこのアプローチを棄却した。

- (a) その他の包括利益に認識された金額が、それを生じさせた契約の存続期間にわたり巻き戻されないことになる。
- (b) 純損益に会計上のミスマッチを持ち込むことになる。この会計上のミスマッチが生じるのは、保険契約について純損益に認識される金利費用が、報告期間の開始時の当該契約の割引率（「現在の利率」）を用いて測定されることになるからである。資産についての金利収益は、当該資産が償却原価又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定することが要求されている場合には、当初認識時に算定した率を基礎とすることになる。
- (c) 保険契約を発行する企業が、現在価額で測定する保険契約負債との会計上のミスマッチを低減するため、資産を純損益を通じて公正価値で測定することが必要となる。BC118項で述べたように、保険契約を発行する企業の一部は、保険契約を現在価額で測定するという要求は、企業が金融資産について公正価値オプションの行使を強制されることになることを意味すると考えている。これらの企業は、償却原価は元本及び利息の回収のために保有する資産についての最も適切な測定基礎であると考えている。

BC153 IASBは、このアプローチには、金利費用を報告期間の末日現在の割引率に基づいて認識するアプローチを上回る利点がなく、適用がもっと複雑になると判断した。

その他の包括利益に認識した金額の振替の加速

BC154 一部の人は、保険契約負債に対応するものとみなされた資産が、その他の包括利益を通じて公正価値で測定されて、保険負債に係る割引率の変更の影響が当初にその他の包括利益で報告される場合には、当該資産が企業の義務を履行するの

に十分なリターンを生み出さないと企業が予想することにより生じる正味の損失は、当初はその他の包括利益で報告されることになる。この損失は、金利費用が契約の存続期間にわたり巻き戻され金利収益が認識される時に、収益と費用との差額として純損益に現れる。一部の人々の考えでは、こうした損失はむしろ、資産が十分なリターンを生み出さないとという見積りを企業が最初に行った期間に直ちに純損益に認識すべきである。

BC155 したがって、一部の人々は、その他の包括利益に認識した金額は、保険契約負債に対応するものとみなされた資産が企業の義務を履行するのに十分なリターンを生み出さないと企業が予想する場合には、純損益に振り替えるべきであると提案している。この見解を有する人々は、その時点で、企業は純損益に認識する金利費用の測定に使用する割引率を現在の利率に改定すべきであるとも考えている。コメント提出者からの提案では、改定利率をどのようにすべきかについては意見が分かれており、これは、その他の包括利益から純損益に振り替えるべき不足額の測定の方法及び時期に関する考え方によって異なっている。

BC156 IASB は、その他の包括利益から純損益への振替を加速する提案を、次の理由で棄却した。

- (a) 保険契約負債に係る損失の振替を、資産の運用成績の変化のために加速することに概念的な根拠がない。
- (b) 負債のキャッシュ・フローに影響を与えない資産のキャッシュ・フローは、負債の測定上、考慮すべきでなく（その逆も言える）、保険契約から生じるキャッシュ・フローの測定は当該キャッシュ・フローの特性だけを反映すべきであるという IASB の考えと整合しない。
- (c) その他の包括利益から純損益への損失の振替を加速することは、利得と損失を異なる方法で扱うことになるので、中立的な情報を提供しないことになる。さらに、損失の振替を一部の状況でだけ加速することは、そのテストが発動されるまで損失を考慮に入れないことになってしまう。
- (d) 一部の企業は、特定の保険契約に対応させるため、又は保険契約により高い集約のレベルで対応させるための、資産の指定をしていない（例えば、資産の「グルーピング」が、いくつかのポートフォリオに対応させるために使用できる）。これらの企業は、こうしたアプローチを適用するために資産を区分することが必要となる。
- (e) このアプローチは、純損益における金利費用が、「原価」と「現在の」割引率の影響を複合したものとなる場合がある。このため、財務諸表利用者は、どの期待キャッシュ・フローを現在の割引率を用いて割り引いたのかや、当該損失を純損益に振り替えた後の期間で、純利益が大きくなること又は純損失が小さくなることの理由を理解することが必要となる。

BC157 さらに、その他の包括利益から純損益への損失の認識を加速することは、金融商品についての会計処理の要求事項と不整合となる。その理由は、

- (a) 減損損失は、金融資産（例えば、負債性金融商品）が当該資産に適用される利率よりも実効金利の高い負債で賄われている場合には、当該資産について

認識されない。

- (b) 企業が購入した資産が、償却原価で測定される負債で賄われている場合に、当該資産に対するその後のリターンが当該負債の実効金利よりも低ければ、当該負債の実効金利は改定されない。
- (c) (a)及び(b)の結果として、こうしたテストは、保険契約を発行する企業と発行しない企業との間の比較可能性を低下させる可能性がある。

割引率の簿価利回りへの改定

BC158 一部の作成者は、契約のキャッシュ・フローが基礎となる項目に依存する場合には、純損益に認識する金利費用を当該基礎となる項目の「現在ポートフォリオ簿価利回り」を用いて算定すべきであると提案している。現在ポートフォリオ簿価利回りとは、下記の両者を加えた率である。

- (a) 純損益で報告されている率。すなわち、純損益を通じて公正価値で測定される資産の市場利回り、及び償却原価で測定されるか又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定される資産の償却原価ベースの利回り。
- (b) 予想内・予想外の債務不履行と、資産と負債が対応しない場合の予想再投資利率についての調整

BC159 しかし、IASBはこのアプローチを次の理由で棄却した。

- (a) 現在ポートフォリオ簿価利回りは、保険契約のキャッシュ・フローに適用される割引率とは異なる。保険契約の測定に用いた率と関係のない割引率を用いて測定した金利費用を純損益に認識することは、有用な情報を提供しない。累積ベースで認識された金利費用の金額が、当該負債について発生計上された割引の金額と等しくない場合があるからである。これは、金利費用の金額は基礎となる項目に係る会計処理の基礎の関数だからである。したがって、累積的に認識された金利費用と負債について発生計上された割引の金額との間には「永久的な」差額が生じることになる。
- (b) 簿価利回りの変更は、必ずしも保険契約者に与えられる利息の変更の契機とはならない。保険契約の測定の変動と関連のない金利費用の変動を報告することは、財務諸表利用者にとって理解が困難となる。
- (c) BC147 項(b)で述べたとおり、企業が保険負債に対応するために保有している資産を識別することが困難な場合がある。

本提案の最初の適用 (C1 項から C13 項)

修正遡及アプローチ (C2 項から C6 項)

BC160 提案している測定モデルは、2つの要素で構成されている。

- (a) 直接測定 (将来キャッシュ・フローの現在価値及び明示的なリスク調整の見積りを基礎とする)
- (b) 契約上のサービス・マージン (保険契約の当初認識時に測定し、将来のサー

ビスに関する見積りのその後の変更について調整し、カバー期間にわたり純損益に認識する)

BC161 さらに、提案している表示アプローチは以下の項目を純損益に含めることになる。

- (a) 保険契約収益（残存カバーに係る負債の変動として測定するが、当初認識時の損失及び契約上のサービス・マージンにおいて相殺されていない見積りの変更は除く）
- (b) 契約によるサービスの移転のパターンに基づく新契約費及び関連する保険契約収益の配分
- (c) 発生ベースでの保険金及び費用
- (d) 金利費用（契約の当初認識日現在の割引率を用いて測定し、基礎となる項目に対するリターンの変動がキャッシュ・アウトフローの金額に影響を与えると企業が予想する場合には更新する）

BC162 一般に、企業が新しい基準による会計方針を最初に適用する際には、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の要求事項が適用される。ただし、別の基準にもっと具体的な要求事項が含まれている場合を除く。IAS 第 8 号は、実務上不可能である場合を除いて、新しい会計方針の遡及適用を要求している。実務上不可能である場合には、IAS 第 8 号は、当期の期首現在で、新しい会計方針の過去の期間への適用の累積的影響額を測定し、新しい会計方針を実務上可能な最も古い日から将来に向かって適用するように比較情報を修正することを企業に要求している。したがって、企業は、資産、負債及び資本に対する累積的な修正のうち、当該基準の遡及適用が実務上可能となる日の前に生じた部分を無視する。

BC163 IASB は、保険契約の直接測定の部分の導入については、具体的な移行上の問題点を識別していない。当該測定は測定日現在の状況だけを反映する。したがって、企業が必要なシステムを整備する十分な準備期間があれば、この直接測定を新モデルへの移行時に行うことは、当該測定を後日に行う場合よりも困難となることはないであろう。

BC164 移行日現在の契約上のサービス・マージンの残額の測定と、その後の期間における純損益及びその他の包括利益計算書における表示のために必要な情報は、これよりも困難な課題である。原則としては、

- (a) 企業は、残りの契約上のサービス・マージンを、次のことにより測定する。
 - (i) 契約の当初認識時の履行キャッシュ・フローを見積る。
 - (ii) 当初認識時の契約上のサービス・マージンが移行日前の期待将来キャッシュ・フローの見積りの変更を反映するために修正されていたであろう金額を見積る。
 - (iii) 移行日前の期間に純損益に認識されていたであろう契約上のサービス・マージンの金額を見積る。
- (b) 企業は、移行日後の期間に認識すべき保険契約収益を、移行日現在の残存カ

バーに係る負債の帳簿価額から、当該帳簿価額のうち次のものとして認識された予想損失から生じた部分を控除した金額として算定する。

(i) 契約開始時に即時の費用として

(ii) 契約開始後の保険金、給付金及び費用の見積りの変更の結果として

(c) 企業は、純損益に認識する金利費用を、契約が当初認識された時又は企業が保険契約者に付与すると見込んだキャッシュ・フローの予想の変更の結果として更新された時の割引率で見積り、当該割引率を履行キャッシュ・フローに適用することにより測定する。

BC165 IASB は、下記の金額の測定は、事後的判断の使用を通じて偏りを生じることが多いと考えている。

(a) 当初認識日時点の期待キャッシュ・フロー

(b) 当初認識日時点のリスク調整

(c) 当初認識日時点の割引率

(d) 各会計期間について、将来のカバーと関連していないために純損益に認識されていたであろう見積りの変更、及びそうした見積りの変更が保険金の発生時に戻し入れされていたであろう程度

BC166 その結果、IASB は、多くの契約については、本公開草案の遡及適用は実務上不可能（IAS 第 8 号で定義）となることが多いと結論を下した。

BC167 2010 年公開草案において、IASB は、企業は新基準を最初に適用する際に、同日現在の既存の契約を、契約上のサービス・マージンをゼロと設定することにより測定すべきであると提案していた。

BC168 しかし、2010 年公開草案に対するコメントレターの大半は、このアプローチを批判していた。移行日時点で有効な契約と当初認識が移行日後である契約との間の比較可能性の重大な欠如を生じることになるからである。この比較可能性の欠如の影響は、保険契約の存続期間が長いことから、将来の長い年数にわたり存在することになる。

BC169 IASB は、移行時とその後の両方において、移行日の前と後に引き受けた契約の測定の比較可能性の欠如が生じることになるという主張に納得した。特に、IASB は、企業が新しい基準を最初に適用する際に、コストと便益を考慮した上で、主要な焦点は下記の整合性とすべきであるということに納得した。

(a) 移行日時点で有効な保険契約と移行後に発行された新規契約とに係る保険契約負債及び契約上のサービス・マージンの測定

(b) 移行日時点で有効な保険契約と移行後に発行された新規契約とに係る保険契約収益及び利益の表示

BC170 その結果、本公開草案は次のことを提案している。

(a) 実務上可能な場合には、企業は本公開草案を IAS 第 8 号に従って遡及適用すべきである。

- (b) 本公開草案の遡及適用が実務上可能でない場合には、企業は本公開草案の修正遡及適用を適用すべきである。この修正遡及適用は、本公開草案を適用するのに必要な BC165 項に列挙した情報を、客観的なデータの使用を最大限にし、次のような単純化をして見積ることを企業に要求することになる。
- (i) 企業は、当初認識時と表示する最も古い期間の期首との間のキャッシュ・フローの見積りの変更がすべて当初認識時に判明していたものと仮定すべきである。この単純化は、キャッシュ・フローの見積りの変更のすべてを契約上のサービス・マージンと遡及的に相殺するのと同じことである。これにより、企業が、将来のカバーと関連していないために純損益に認識されていたであろう見積りの変更を測定することや、そうした見積りの変更が保険金の発生時にどの程度戻し入れされていたであろうかを評価する必要性を回避できる。IASB の考えでは、企業は当初認識日現在の期待キャッシュ・フローの概算を過大な労力なしに行うことができる。これは、移行日現在の期待キャッシュ・フローを表示する最も古い期間の日よりも前に発生したキャッシュ・フローにより調整することによって行う。
- (ii) 当初認識日時点のリスク調整は、表示する最も古い期間の日時点のリスク調整と同じと仮定すべきである。この単純化は、当初認識日時点のリスク調整の過小表示となる可能性が非常に高い。しかし、移行日時点のリスク調整の方が、当初認識日時点でリスク調整がどうだったであろうかを見積るための他のアプローチよりも客観的に算定することができる。
- (iii) 当初認識日時点の割引率は、当初認識日からの過去の観察可能なデータ（最低 3 年間にわたり平均したもの）と整合するよう見積るべきである。IASB は、保険契約を発行する企業の多くが、移行日前に発行した保険契約に関する客観的な同時期のデータを有しているであろうと考えた。こうしたデータには、保険数理報告書や規制上の提出書類が含まれる。こうした情報の使用により、表示する最も古い期間の期首時点で有効な契約の会計処理と、表示する最も古い期間の期首よりも後に当初認識される契約の会計処理との間の比較可能性が高まる。

検討したが棄却した他のアプローチ

BC171 IASB は、企業が移行日時点の契約上のサービス・マージンを移行日時点の履行キャッシュ・フローと保険契約の別の測定値との差額として測定できるかどうかを検討した。検討した考え得る代替的な測定には、公正価値、同等の条件の契約を締結したとした場合に企業が保険契約者に課したであろう保険料、移行日時点での従前の会計原則に基づく帳簿価額などがあつた。こうした他の測定は、移行日に算定されることになり、事後的判断の使用が除外されない。さらに、それらの他の測定は次のようなものとなる。

- (a) 移行日時点で有効な契約と移行日後に当初認識される契約との間の比較可能性の提供を意図しない。
- (b) 保険契約収益を測定するために必要な情報が提供されない。
- (c) 依然として IASB が単純化を定めることを要求する。

BC172 したがって、IASB は、移行日時点で保険契約について異なる測定を適用することによる便益は非常に小さいと判断した。

BC173 IASB は、契約上のサービス・マージンの金額を制限する必要はないと結論を下した。すべての利用可能な情報を使用して遡及適用を概算するという本公開草案で提案している要求事項は、契約上のサービス・マージンが過大表示されないことを確保するのに十分であろうからである。

他の移行上の論点

BC174 IASB は、表示する最も古い期間の期首時点で存在する契約についての集約のレベルに関する具体的な適用指針を提案していない。したがって、集約のレベルは、表示する最も古い期間の開始後に引き受ける契約の場合と同じとなる。これと対照的に、FASB は、実務上の便法として、企業は保険契約負債とマージンを移行直前のポートフォリオの決定を用いて測定することができると提案している。

繰延新契約費及び一部の他の無形資産の消去（C3 項(a)及び(b)）

BC175 2010 年公開草案で提案していたように、企業が新しい測定モデルを適用する際には、保険契約の測定を修正する必要があるだけでなく、いくつかの関連する項目を消去することも必要となる。例えば、繰延新契約費や既存の契約だけに関係する一部の無形資産などである。IASB は、これらの項目（存在する場合）の消去は適切であると判断した。それらの項目は、保険負債の過去の過大表示の訂正と見ることができ、その消去は保険負債の測定の減額と同時に生じる可能性が高いからである。

資産の再指定（C11 項から C12 項）

BC176 IASB は、これらの提案を最初に適用する時に、過去にIAS第 39 号又はIFRS第 9 号³に従って指定又は分類を行った金融資産について、企業がその選択及び指定を見直すことを認めるべきかどうかを検討した。

BC177 具体的な経過的な救済措置がない場合、再指定あるいは分類変更は、企業がこれらの提案を最初に適用する際に適用する金融商品基準と整合させることが必要となる。

(a) 企業がこれらの提案を IFRS 第 9 号のいずれかの版を適用する前に適用する場合には、金融資産は IAS 第 39 号に従って再指定あるいは分類変更されることになる。

(b) 企業がこれらの提案を IFRS 第 9 号のある版を適用した後に適用する場合には、金融資産はその版の IFRS 第 9 号に従って再指定あるいは分類変更されることになる。

BC178 IFRS第 9 号は、公正価値オプションにおける事後の再指定も、資本性金融商品その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品の区分に（又は当該区分

³ IAS 第 39 号と IFRS 第 9 号には金融資産の分類についての要求事項が含まれている。IAS 第 39 号と IFRS 第 9 号には企業が金融資産を公正価値で測定するものとして指定する公正価値オプションも含まれている。

から) 事後に再指定することも、認めていない。分類の変更は、事業モデルの変更の結果としてのみ生じるものであり、企業が新たな会計方針を適用しても生じない。さらに、IFRS第9号は、企業が事業モデルを変更したと頻繁に言明することは、「企業の事業モデルは選択に関するものではなく(すなわち、任意の指定ではなく)、企業が管理され情報が経営者に提供される方法により観察できる事実の問題である」⁴というIASBの考え方と整合しないと述べている。

BC179 金融資産の分類と保険契約負債の変動の表示との間の相互関係は、純損益に報告される会計上のミスマッチに影響を与えることになる。新しい保険負債の要求事項を最初に適用する際に、企業は、IAS第39号又はIFRS第9号の要求事項に従った金融資産の分類変更だけを行うことができる。しかし、IASBは、企業は本基準案の適用開始時に、企業がIFRS第9号の適用開始時に金融資産の指定を行えたであろう範囲で、公正価値オプションを用いて金融資産を指定できると提案している。特に、IASBは、IFRS第9号の早期適用の後に、企業は売買目的保有ではない一部又は全部の株式投資の公正価値の変動を認識するためにその他の包括利益を使用することを新たに選択すること、又はそうした選択を取り消すことが認められると提案している。この分類の選択肢の要件は会計上のミスマッチに言及していないので、IASBは、会計上のミスマッチの影響の有無に関係なく、企業がこの選択を見直すことができるようにすべきであると提案している。会計上のミスマッチはこの分類の選択肢の決定要因ではないが、実務上、企業はこの選択肢を適用すべきかどうかを決定する際に、会計上のミスマッチを考慮することができる。

経過的な開示 (C7 項から C10 項)

財務諸表に認識した金額 (C8 項及び C10 項)

BC180 この修正遡及アプローチを移行日時点で有効な契約に適用する場合には、これらの提案を移行日後に当初認識される契約に適用する場合に比べて、必然的に測定に若干の相違が生じることになる。したがって、IASBは、財務諸表上のどの程度の金額が、提案されている単純化した経過措置を用いて測定されたのかを企業が説明するよう要求すると提案している。

BC181 BC162 項で述べたように、企業は、本基準案への移行を行う際にIAS第8号で要求されている開示を行うことを要求されることになる。しかし、IASBは、当期及び表示する過去の各期間について、IAS第8号の第28項(f)で要求している、影響を受けた財務諸表の各表示科目についての修正の金額を開示することを企業に要求すべきではないと決定した。

BC182 IASBの考えでは、この開示の提供コスト(並行的なシステムの運用を含む)は、便益を上回るであろう。特に、IFRS第4号が、企業が広範囲の現行の実務を継続して、保険契約に関して目的適合性も信頼性もない情報を生じさせる会計方針を選択することを認めているからである。

クレーム・ディベロップメントの開示 (C9 項)

⁴ IFRS第9号に関する結論の根拠のBC4.20 項

BC183 IFRS 第 4 号の第 44 項は、当該基準を最初に適用する時に、企業が過去の期間におけるクレーム・ディベロップメントに関するある種の情報を開示することを免除していた。IASB は、同様の免除をコストと便益の理由で引き継ぐことを提案している。

発効日 (C1 項)

BC184 IASB は、一般的に新しい基準の公表と強制発効日との間に、少なくとも 12 か月から 18 か月の期間を設けている。しかし、本基準案は、保険契約を発行する企業の大半に広がるであろう包括的な変更であり、当該提案を導入する作業は広範囲のものとなるであろう。2010 年公開草案に寄せられたフィードバックと整合的に、IASB は、IASB がこれらの提案に基づく基準を最終確定する日と当該基準の強制発効日との間に約 3 年の期間を設けることを提案している。

BC185 IASB は、本基準案の最も早い考え得る強制発効日は、2017 年 1 月 1 日以後開始する会計期間と予想している。IASB は、IFRS 第 9 号に関する再審議を完了する際に IFRS 第 9 号の強制発効日を再検討する予定である⁵。

BC186 一部の利害関係者は、これらの提案に基づく基準を適用する前に IFRS 第 9 号を適用することを企業に要求すべきではないと考えている。しかし、IFRS 第 9 号及びこれらの提案に基づく基準の発効日を設定する際に、IASB は IFRS 第 9 号の強制発効日のこれ以上の遅延を避けることを図る。その理由は、

(a) IFRS 第 9 号の適用から生じる透明性があり有用な情報からの広範囲に及ぶ便益があると期待されている。

(b) 一部の企業はすでに IFRS 第 9 号の分類及び測定のプロポーザルの適用を開始している。これらの提案の時期に合わせるために強制発効日を延期することは、企業間の比較可能性を低下させることになる。

BC187 したがって、BC176 項から BC179 項で述べたように、IASB は、企業が IFRS 第 9 号の適用後にこれらの提案を適用する際に経験する可能性のある困難を軽減することを提案している。

BC188 IASB は、本公開草案の発効日と IFRS 第 9 号の強制発効日との相互関係を、最終の基準を公表する前に再検討する。

比較情報 (C4 項)

BC189 本公開草案では、企業は表示するすべての期間について比較情報を表示すべきであると提案している。しかし、本公開草案では、実務上可能な場合には移行時に遡及適用を提案し、遡及適用が実務上可能でない場合の遡及適用の修正を定めているので、比較財務諸表の修正再表示には、さほどの追加的な時間と資源を必要としないであろう。

早期適用 (C1 項)

⁵ 2013 年 3 月公表の公開草案「金融商品：予想信用損失」において、IASB は、企業が IFRS 第 9 号を導入するのにどのくらいの時間が必要となるかを質問した。IASB は、IFRS 第 9 号の強制発効日を、当該質問に対する回答に照らして再検討するつもりである。

BC190 IFRS 第 4 号では、保険契約についての会計方針の変更が目的適合性又は信頼性のより高い情報をもたらすことを企業が示す場合には、当該変更を行うことを認めている。その結果、IFRS 第 4 号は、企業が本公開草案の提案を適用することを認めることになる（ただし、その他の包括利益及び経過的な救済措置に関する提案は除く）。したがって、IASB は、本公開草案における提案の早期適用を禁止することは適切ではないと結論を下した。

IFRS の初度適用企業（付録 D）

BC191 提案している経過措置の要求事項は、IFRS の初度適用企業とすでに IFRS を適用している企業の両方に適用されることになる。IASB は、初度適用企業をこの点において異なる方法で扱う理由を見出していない。したがって、IASB は、IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」を修正して、本公開草案の遡及適用が実務上不可能（IAS 第 8 号で定義）な場合には、本公開草案の修正遡及適用を要求するものとした。

付録 A

IASB がインプットを求めている領域に関する結論の根拠

はじめに

- BCA1 BC1 項から BC191 項における結論の根拠は、IASB が本公開草案に対するコメントを議論する際に再検討する予定の論点に焦点を当てている。この付録では、具体的にフィードバックを求めているトピックについての IASB の論拠をまとめている。個々の審議会メンバーにより議論での重点の置き方は異なっていた。
- BCA2 この付録ではまず、企業がどのように保険契約を測定するのかという点に関する IASB の提案を論じる。それから、測定に関する IASB の結論が本公開草案における他の提案（IASB がフィードバックを求めている提案以外）にどのように影響を与えるのかを論じる。

保険契約に関する新たな測定モデルの開発

- BCA3 IASB は、保険契約に関する会計モデルの開発に次のアプローチを検討した。
- (a) 一般的に適用可能な基準の適用（BCA5 項から BCA15 項参照）
 - (b) 分離アプローチ（BCA16 項から BCA17 項参照）
 - (c) 支配的構成要素アプローチ（BCA18 項参照）
 - (d) 公正価値アプローチ（BCA19 項参照）
 - (e) 保険契約の会計処理に関する既存のモデルの選択（既存の US GAAP など）（BCA20 項から BCA21 項参照）
- BCA4 しかし、以下の各項に述べるように、IASB は、それらのアプローチでは目的が満たされないと考えている。したがって、IASB は保険契約に適した新しい会計モデルを開発した（BCA22 項から BCA115 項参照）。

一般的に適用可能な基準の適用

- BCA5 保険契約は、多くの一般的な現行基準又は基準案の範囲から除外されている。それらは除外がなければ保険契約に適用されるかもしれないものであり、以下の基準が含まれている。
- (a) 収益（公開草案「顧客との契約から生じる収益」（2011 年 11 月公表）参照）
 - (b) 負債（IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」参照）
 - (c) 金融商品（IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」、IFRS 第 9 号「金融商品」、IAS 第 32 号「金融商品：表示」及び IFRS 第 7 号「金融商品：開示」参照。（公開草案「分類及び測定：IFRS 第 9 号の限定的修正」（2012 年 11 月公表）及び公開草案「金融商品：予想信用損失」（2013 年 3 月公表）など、それらの基準の修正を提案している関連の公開草案も参照。）

BCA6 保険契約をそれらの基準の範囲に含めることは、企業が以下のことが必要となることを意味する。

- (a) 受け取る各保険料の中のサービス要素と投資要素を識別する。
- (b) サービス要素を 2011 年の公開草案「顧客との契約から生じる収益」における提案のとおり会計処理する。さらに、企業は、発生保険金に係る負債を IAS 第 37 号に従って会計処理する。
- (c) 金融商品の基準を投資要素に適用する。

BCA7 それらの結果に関して BCA8 項から BCA15 項でさらに論じている。

顧客との契約から生じる収益

BCA8 企業が 2011 年の公開草案「顧客との契約から生じる収益」における提案を保険料のサービス要素に適用する場合には、次のことを行うことになる。

- (a) 契約の中の別個の履行義務を識別し、取引価格をそれらの履行義務に配分して各履行義務を測定する。
- (b) 履行義務が不利である場合には、追加的な負債を認識する。
- (c) 履行義務を保険カバーの提供により充足するにつれて収益を認識する。通常、収益はカバー期間にわたり連続的に認識されることになる。
- (d) 保険金請求の発生時に IAS 第 37 号に従って負債を認識する (BCA11 項参照)。

BCA9 2010 年公開草案で、IASB は次のような見解を述べていた。一部の保険契約では、2010 年の公開草案「顧客との契約から生じる収益」(2011 年の公開草案「顧客との契約から生じる収益」の前に出たもの)の提案を適用することは困難で、その結果は財務諸表利用者にとって限定的な用途しかないであろうという見解であった。特に、IASB は次の事項を懸念した。

- (a) 一部の種類の契約 (例えば、ストップロス契約) では、企業が履行義務をどの程度充足したのかを決定することは困難となる。
- (b) 契約が、組み込まれた更新オプションを提供する場合には、それらのオプションのそれぞれについての単独の販売価格を開始時に見積ることや、カバーの各期間の何らかの合理的な近似値を見出すことは困難であるかもしれない。
- (c) リスクが上下双方に変動する可能性が高い場合には、企業が履行義務をどの程度充足しているのかを決定することは困難である。

BCA10 それでも、本公開草案と 2011 年の公開草案「顧客との契約から生じる収益」の両方において、下記のとおり、財政状態計算書は契約ポジションを報告し、純損益及びその他の包括利益計算書は契約における履行義務の充足に向けての進捗の金額を報告する。

- (a) 2011 年の公開草案「顧客との契約から生じる収益」では、各期間に認識された収益の金額を定めている。各期首現在の契約資産又は契約負債を、各期間中に認識した収益 (充足した履行義務) の分だけ調整して、各期末の契約資産及び契約負債を算定する。

- (b) 本公開草案では、各報告期間の末日現在の契約ポジションの現在価額測定を定める測定モデルを提案している。BC73 項から BC79 項で論じたように、当期中に表示する収益の金額は、当期の期首及び期末現在の契約資産又は契約負債を参照して測定できる。

したがって、IASB は、本公開草案の提案と 2011 年の公開草案「顧客との契約から生じる収益」の中心的な原則は互いにおおむね整合的だと考えている。

発生保険金に係る負債への IAS 第 37 号の適用

BCA11 企業が発生保険金に係る負債に IAS 第 37 号を適用するとした場合には、保険事故の発生時に負債を認識し、当該負債の当初測定と事後測定の間方を IAS 第 37 号に従って行うことになる。これは、キャッシュ・フローの現在の見積りと、当該負債に固有のリスクを順々に反映した現在の市場ベースの割引率とを反映することになる。この測定は発生保険金に係る負債に関する本公開草案の提案とおおむね整合する。

預り金要素を金融負債として処理する

BCA12 一部の人は、保険契約において生じる支払の一部又は全部は、実質的に、預り金の返済であると見ている。例えば、

- (a) 保険料を支払った保険契約者への支払は、保険契約者からの預り金の返済と見ることができる。
- (b) より幅広い見方では、被保険損失の期待現在価値の支払は、保険契約者の共同体に、保険料のうち予想された損失に対して支払われた部分を返済するものと見ることができる。言い換えると、保険契約者が集団的な預託をしていて、その後に保険契約者に総額で返済されるものとみなされる。しかし、大半の保険契約者は全く返済を受けず、ある特定の保険契約者に「返還」される金額は、通常、当該保険契約者が「預託」した金額とは異なる。
- (c) 有配当契約については、企業は通常、保険契約者が支払う保険料の一部を、保険事故が発生する場合には給付支払、保険事故が発生しない場合には保険契約者配当として返還すると予想している。給付支払が高くなると保険契約者配当が低くなる傾向がある。ただし、一般的には正確に同じ金額だけ低下するわけではない。
- (d) 最も広義の意味では、預り金は、これらの保険料が関連するカバー期間のかなり前に保険契約者が保険料を支払う場合に発生する。多くの生命保険契約では、保険料は、後期の年度まで発生が見込まれないリスクについて初期の各年度に対価を含めるように構成されている。後期の各年度で発生するリスクの方が高い場合には、初期の各年度の保険料には、低廉な保険料という形で「返済」される預り金が含まれている。

BCA13 企業が保険契約の預り金要素を他の金融負債と同じ方法で会計処理する場合には、次のことを行うことになる。

- (a) 預託された元本に係る収益を認識しない。
- (b) 預り金要素を、適宜、純損益を通じて公正価値で、又は償却原価で測定する。

- (c) 預り金要素を、預り金要素の公正価値が要求払金額（支払が要求され得る最初の日から割り引く）を下回らないように測定する（BCA43 項から BCA44 項で論じている「デポジット・フロア」）。
- (d) 組込オプション及び保証を、金融負債に適用されるとおりに区分して会計処理する（金融商品の基準でそのように要求されている場合）。
- (e) 純損益を通じて公正価値で測定する預り金要素については、新契約費を発生時の費用として認識し、対応する利得は契約開始時に認識しない。IFRS 第 9 号に従って、預り金要素を償却原価で測定する場合には、その預り金要素に係る増分取引コストを当該負債の当初の帳簿価額から減額する。

BCA14 金融負債について一般に適用される基準を保険契約に適用すると、どの預り金を区分して会計処理すべきなのかを特定するよう企業に要求することになる。BCA16 項に述べるように、これは複雑で恣意的となり、有用な財務情報を提供せずに複雑性を増大させることになる。

要 約

BCA15 一般に適用可能な IFRS を適用すれば、財務諸表利用者にとって目的適合性のある情報が提供されることになり、結果に著しい変動可能性がなく重要な投資要素がない保険契約への適用は比較的容易であろう。しかし、他の種類の保険契約については、恣意的で複雑となり、限定的な目的適合性しかない情報を生み出すことになる。これと対照的に、本公開草案で提案しているモデルは、すべての種類の保険契約に適用できる。

分離アプローチ

BCA16 IASB は、保険契約の構成要素のそれぞれを分離して会計処理する分離アプローチを棄却した。IASB の考えでは、分離アプローチは保険契約における権利と義務のパッケージを忠実に表現しない。それは次の理由による。

- (a) どのような場合に構成要素を分離すべきかを決定する際に、何らかの本来的な恣意性がある。これにより、ある構成要素は区分するが、それと類似のエクスポージャーを生む別の構成要素は区分しないという結果が生じる可能性がある。例えば、企業が、組込オプション又は保証を再保険資産から分離することを要求されるが、企業が発行した基礎となる元受保険においては区分が要求されない場合があり得る。その一方で、重大な相互依存関係が存在する場合には、組込オプション又は保証は、それ自身が保険契約の定義に該当する可能性が高い。その場合、たとえ同様のリスクが分離を要する他の組込デリバティブから生じるとしても、その組込オプション又は保証が分離される可能性は低い。
- (b) 分離は、構成要素間の相互依存関係を無視することになり、その結果、各構成要素の価値の合計が、契約開始時においても、契約全体の価値と等しくならない。さらに、
 - (i) 当初認識後は、各構成要素が別々の測定基礎で測定され、各構成要素の帳簿価額の合計と契約全体の価値との差額がさらに拡大する結果となる可能性がある。

- (ii) 各構成要素に別々の会計処理の要求事項を適用すると、複雑となる可能性があり、財務諸表利用者にとって目的適合性や理解可能性のある情報を生み出さないおそれがある。

BCA17 IASBは分離アプローチを棄却したが、提案している会計モデルは、個々の構成要素に帰属するキャッシュ・フローが区別できる場合には、保険契約の一部の構成要素の分離又はアンバンドルを要求することになる。こうした場合に、相互依存関係により生じる問題はさほど重大ではない。保険契約の非保険要素の分離及び測定に関する提案は、BCA189 項から BCA208 項で論じている。

支配的構成要素アプローチ

BCA18 IASBは、保険契約の会計処理で支配的構成要素を識別しようとするアプローチを棄却した。保険契約の中には、1つの種類の活動に支配的に焦点を当てているか又は1つの支配的特徴を有するものもあるが、多くは一定期間にわたりさまざまな活動をさまざまな比率で混合している。支配的構成要素アプローチの短所は、経済的に類似しているが恣意的な境界線の両側にある契約について会計処理に著しい不整合が生じることである。

公正価値アプローチ

BCA19 2007年ディスカッション・ペーパーでは、企業が現在出口価値の測定属性を用いて保険契約を測定することを提案していた。IFRS第13号「公正価値測定」で定義されている公正価値に相当するものである。これは、残りの契約上の権利及び義務を別の企業に直ちに移転するために報告日現在で支払うであろうと企業が予想する金額となる。しかし、2007年ディスカッション・ペーパーに対するコメントにおいて、多くの人々が、現在出口価値は稀にしか起きない仮想的な取引を重視し過ぎていると指摘した。価格は開始時に利用可能な場合もあるが、契約のその後の期間においては一般的に利用可能でない。企業は通常、同じ残存エクスポージャーを有する新しい契約を売却することはないからである。本公開草案は、次の事実を反映する方法で保険契約を測定することを提案している。それは、企業が一般的に保険契約を履行するのは、一定期間にわたる保険契約者への給付金及び保険金の支払により直接行うのであり、第三者への移転によってではないという事実である。

現行モデルを選択する

BCA20 ディスカッション・ペーパーに対するコメント提出者の一部（主に米国からの）は、IASBが保険契約に関する現行のUS GAAPに基づくアプローチを開発すべきであると提案した。IASBはこの提案を棄却した。こうしたアプローチは、保険を発行する企業の種類及び別々の時期に開発された多数の基準を基礎とすることになるからである。さらに、US GAAPは広く使用されているが、改善すべき領域がありそれを切り離して対処することは困難である。そうした改善すべき領域の一部は、FASBのディスカッション・ペーパー「保険契約に関する予備的見解」（2010年9月公表）に記述されていた。当該ディスカッション・ペーパーは、FASBがUS GAAPをどのように改善することを意図していたのかを識別していた。IASBの提案は、そうした改善すべき領域に次のように対処している。

現行の US GAAP ^(a)	望まれた改善	IASB のアプローチ
<p>保険会社向け——要求事項は、保険会社以外が発行する契約には適用されない（契約が保険契約と経済的及び機能的に同等であっても）。</p>	<p>契約を発行する企業の種類に関係なく、重要な保険リスクを移転し、同一又は類似の経済的特徴を有する契約は、同様の方法で会計処理すべきである。</p>	<p>本公開草案は、あらゆる企業が発行する保険契約に適用されることになる。</p> <p>しかし、本公開草案は、次のものにも適用される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 裁量権のある有配当性を有する投資契約（IASB の 2010 年公開草案では「裁量権のある有配当性を有する金融商品」と呼んでいた）。ただし、保険契約を発行している企業が発行した場合のみである。 ● 金融保証契約（ただし、保険契約を発行する企業が発行した場合のみ）
<p>保険契約の定義——US GAAP での保険契約は、損失又は負債について保険契約者に補填を行う保険会社が引き受ける保険契約である。補填（indemnification）に基づく概念は、一般的に損失の金額に対する請求に限定される。</p>	<p>保険契約の統一的な定義を開発すべきである。当該定義は、補填ではなく補償（compensation）を使用して保険契約の便益を定義すべきである。補償は、補填よりも広い概念であり、損失に対する保険金支払に限定される可能性が低くなる。</p>	<p>IASB は、保険契約を「一方の当事者（発行者）が、他方の当事者（保険契約者）から、所定の不確実な将来事象（保険事故）が保険契約者に不利な影響を与えた場合に保険契約者に補償することに同意することにより、重要な保険リスクを引き受ける契約」と定義すると提案している。</p> <p>IASB は、「保険リスクが重要であるのは、保険事故がいずれかの単一のシナリオ（商業実態のない（すなわち、取引の経済実態に対して識別可能な影響がない）シナリオは除く）において、重要な金額の支払を発行者に生じさせる場合であり、かつ、その場合のみである。」という適用指針を提案している。</p>

現行の US GAAP ^(a)	望まれた改善	IASB のアプローチ
<p>新契約費の繰延——コストのうち保険契約の取得に連動し、主としてそれに関連するものは、繰り延べて、その後償却することができる。実務の多様性は、どのようなコストを繰り延べることができるのかという点に関して存在している。2010年9月に、緊急問題専門委員会（EITF）は、資産化できるコストの種類を狭めるという最終合意に至った^(b)。具体的には、新しいモデルは、繰延新契約費の認識を、FASB 会計基準コード化体系のサブトピック 310-20「債権——返金不可手数料及び他のコスト」における貸付金組成コストの会計処理と一致させている。</p>	<p>対象を絞った改善を現在の US GAAP に行う場合（IASB と合同で議論しているモデル案によって修正するのではなく）には、一部の人々は、EITF の最終合意が保険契約に関する新契約費の会計モデルを適切に改善するであろうと述べている。他方、すべての新契約費は発生時に費用処理すべきであると述べた人々もいた。US GAAP 内の他の多くのトピックにおける収益を創出する契約を取得するためのコストに関する会計ガイダンスと一般的に整合させるためである。</p>	<p>IASB は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約負債を履行キャッシュ・フロー（未払の新契約費を含む）と契約上のサービス・マージンとの合計額として測定すべきであると提案している。 ● 繰延新契約費モデルを用いて達成されるのと同様の方法で新契約費を純損益に認識する。
<p>伝統的な長期契約に関する仮定——長期契約の保険契約者への給付の測定に使用する仮定をロックインする（すなわち、更新しない。ただし、既存の契約負債が、将来の総額での保険料の現在価値と合わせて、保険契約者に対して（又は保険契約者のために）支払う将来の給付の現在価値をカバーし、未償却の新契約費を回収するのに十分でない場合を除く）。</p>	<p>長期契約に固有のリスクと不確実性を反映するため、一部又は全部の仮定を、各報告期間において、すべての利用可能な情報を反映するために再検討して更新する。</p>	<p>IASB は、すべての仮定（リスクに関する仮定を含む）を、各報告期間において、すべての利用可能な情報を反映するために更新すべきであると提案している。</p>
<p>伝統的な長期契約についての割引率——伝統的な長期契約に係る負債の割引についての仮定は、契約発行日現在で予想した見積投資利回り（関連する投資費用を控除後）を基礎とする。</p>	<p>契約負債の測定に使用する割引率は、負債の特性（当該負債に関連する投資資産の特性ではなく）を反映する現在の利率を基礎とすべきである。</p>	<p>IASB は、契約負債の測定に使用する割引率は、負債の特性（当該負債に関連する投資資産の特性ではなく）を反映する現在の利率を基礎とすべきであると提案している。</p>

現行の US GAAP ^(a)	望まれた改善	IASB のアプローチ
短期契約に係る負債の割引の欠如——短期契約に係る大半の負債の割引はしない（たとえ、予想される保険金決済（支払）期間が一部の契約に関して長い年数にわたる可能性があっても）。	すべての契約負債は、貨幣の時間価値（重要性がある場合）を反映する現在の利率で割り引くべきである。	IASB は、すべての保険契約負債は、貨幣の時間価値を反映する現在の利率で割り引くべきであると提案している。しかし、割引の影響が重要ではないと思われるいくつかの状況を特定している。
(a) 「現行の US GAAP」及び「望まれた改善」の欄は、FASB の 2010 年ディスカッション・ペーパー「保険契約に関する予備的見解」から抜粋している。		
(b) 2010 年 10 月に、FASB は会計基準更新書 2010-26「保険契約の取得又は更新に関連したコストの会計処理（FASB の緊急問題対応専門委員会の合意）」を公表し、当該決定を承認しコード化した。		

BCA21 IASB はまた、他の現行の保険会計モデルを用いて保険契約を会計処理することは適切でないと判断した。そうしたモデルの多くが次のようなものだからである。

- (a) すべてのキャッシュ・フローの現在の見積りを使用していない。
- (b) 保険の本質であるリスクの明示的な測定値を要求していない。
- (c) 組込オプション及び保証の一部又は全部の時間的価値や本源的価値を反映できていないか、あるいは時間的価値又は本源的価値を現在の市場価格と整合しない方法で測定している。
- (d) 企業の財務業績（特に生命保険について）を財務諸表利用者にとって理解しにくい方法で表示している。

本公開草案で提案している測定モデル

BCA22 IASB は、BCA5 項から BCA21 項に述べたアプローチはいずれも保険契約に適合しないと結論を下したので、保険契約に固有の会計モデルを開発した。当該モデルは、企業は保険契約に関する現在の描写を提供する方法で保険契約を測定すべきであると提案している。これは次のような特徴を有している。

- (a) 契約のサービス要素と財務要素を組み合わせ、これらの要素をキャッシュ・インフローとキャッシュ・アウトフローのパッケージとして報告する。
- (b) 保険契約から生じる契約上の権利及び義務を直接に識別し測定するよう企業に要求することになる。したがって、保険契約の測定値の変化が企業の義務にどのように影響を与えるのかに関する情報を提供することになる。
- (c) 保険契約の測定から得た情報を、カバーを提供する義務の測定と整合的な収益及び費用に関する情報で補完する。
- (d) 保険契約を次の事実を反映する方法で測定する。それは、企業は通常、第三者への契約の移転ではなく、保険契約者への給付金及び保険金の支払によって、一定期間にわたり直接的に保険契約を履行すると予想しているという事

実である。したがって、本公開草案は、発行者による不履行リスクを企業は反映すべきではないと提案しており、契約開始時の利得の認識は禁止されている。

BCA23 本公開草案で提案しているモデルは、2つの構成要素を保険契約の測定に含めることになる。

- (a) 企業が契約を履行することにより生じるキャッシュ・フローのリスク調整後の期待現在価値（「履行キャッシュ・フロー」と呼ばれる）
- (b) 契約上のサービス・マージン。これはカバー期間にわたる契約の収益性を報告するものである。

BCA24 以下のセクションでは、保険契約の測定のこれらの構成要素、特に次のものを論じている。

- (a) 企業はキャッシュ・フローの期待値をどのように見積めるのか（BCA25項からBCA35項参照）
- (b) どのキャッシュ・フローをキャッシュ・フローの期待値に含めるべきなのか（BCA36項からBCA63項参照）
- (c) キャッシュ・フローを貨幣の時間価値を反映するためにどのように調整するのか（BCA64項からBCA88項参照）
- (d) キャッシュ・フローをリスク及び不確実性の影響を描写するためにどのように調整するのか（BCA89項からBCA104項参照）
- (e) 契約上のサービス・マージンをどのように測定して純損益に認識するのか（BCA105項からBCA115項参照）

企業はキャッシュ・フローの期待現在価値をどのように見積めるのか（第22項及びB40項からB61項）

BCA25 以下のセクションでは、企業がキャッシュ・フローの期待値をどのように見積めるのかを論じる。

- (a) 報告日現在の明示的な現在の見積り（BCA26項からBCA28項参照）
- (b) 利用可能な市場情報と矛盾しないキャッシュ・フローの明示的な見積り（BCA29項からBCA30項参照）
- (c) すべての利用可能な情報の偏りのない使用（BCA31項からBCA35項参照）

報告日現在の明示的な現在の見積り（B55項からB61項）

BCA26 IASBは、キャッシュ・フローの見積りは、各報告期間の期末に更新された現在の情報を基礎とすべきであると提案している。現行の保険の測定モデルは、開始時に見積りを行い、契約中のその後の期間に利用可能となる情報を無視して、契約期間全体を通じて同じ見積りを使用することを企業に要求していることが多い。しかし、IASBは、現在の見積りを使用すると以下の効果があると考えている。

- (a) 企業の契約上の義務及び権利のより忠実な表現を提供し、当該義務及び権利

により創出されるキャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に関してより有用な情報を伝える。保険負債に関連する不確実性及び多くの保険契約の期間の長さのため、キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に関する現在の情報は、財務諸表利用者にとって特に目的適合性がある。

- (b) すべての利用可能な情報を測定に織り込むので、負債が過小表示されないようにするための別個のテスト（「負債十分性テスト」と呼ばれることがある）の必要性が避けられる。負債十分性テストにはいくつかの恣意的な要素を伴う可能性が高い。例えば、そうしたテストは、見積りの何らかの有利な変動がたまたま他の不利な変動と同時に発生する場合に、有利な変動を非明示的に認識する。同様に、そうしたテストは、不利な変動が開始時に存在していた多額の非明示的なマージンで吸収される場合に、不利な変動を明らかにしない。
- (c) 他の基準（引当金（IAS 第 37 号）及び金融商品（IFRS 第 9 号））とおおむね整合的である。すなわち、保険契約負債に類似した特性を有する負債について、IAS 第 37 号と IFRS 第 9 号の両方とも、将来キャッシュ・フローの現在の見積りに基づいた測定を要求している。

BCA27 また、IASB の考えでは、キャッシュ・フローの明示的な見積り（状況が変化したのかどうかという点に関して積極的な検討を企業に要求する）の方が、企業の保険契約者に対する義務の忠実な表現をもたらす。それにより生じる情報は、財務諸表利用者にとって目的適合性、理解可能性、IFRS を他の負債に適用して作成した情報との比較可能性が高まり、企業が状況の変化の一部を識別しなかったというリスクが低下する。

BCA28 IASB は、期待キャッシュ・フローの現在の見積りを使用するという原則が IAS 第 10 号「後発事象」の要求事項とどのように相互作用するのかを検討した。本公開草案では、報告期間の末日現在で行った期待キャッシュ・フローの見積りを用いて保険契約を測定する。それらの見積りの信頼性に影響を与える不確実性が、報告期間の後であるが財務諸表の公表前又は公表可能となる前に発生する事象により解決される場合があるとしてもである。IASB は、そうした場合には、IAS 第 10 号が適用されると結論を下した。したがって、報告期間の末日現在で迫っていた保険事故は、当該事象がその日の後に発生する場合又は発生しない場合のいずれかでも、報告期間の末日現在で存在していた状況の証拠を構成しない。

利用可能な市場の情報と矛盾しない見積り（B43 項から B54 項）

BCA29 IASB は、測定が観察された市場価格とできるだけ整合的である場合の方が、測定の目的適合性と信頼性が高くなると考えている。そうした測定は次のようなものとなるからである、

- (a) 企業自身の見積りを使用する測定よりも主観性が低くなる。
- (b) 市場参加者に利用可能なすべての証拠を反映する。
- (c) 非公開の内部のベンチマークを用いて開発された情報よりも、財務諸表利用者が容易に理解できる共通の一般にアクセス可能なベンチマークを用いて開発される。

BCA30 この見解には、次のような帰結がある。

- (a) 企業は、観察可能な現在の市場変数（金利など）を調整なしに直接的なインプットとして使用する。
- (b) 原則として、観察された市場価格と整合的であるとは、キャッシュ・フローの見積りは他の市場参加者が行うであろう見積りと整合すべきであることを意味する。しかし、多くの変数は、市場価格の中では観察できず、市場価格から直接算出することもできない。そうした変数の例は、死亡率及び発生保険金の頻度及び規模である。このような変数の見積りを作成する際に、企業は、すべての利用可能なデータ（内部及び外部の）を検討することが必要となる。しかし、見積りは現在の市場変数と矛盾したものとすべきではない。例えば、インフレーションのシナリオに関する確率の見積りは、市場金利が示唆する確率と矛盾したものとすべきではない。

すべての利用可能な情報の偏りのない使用（B40 項から B42 項）

BCA31 保険契約はリスクを移転するので、保険契約が創出するキャッシュ・フローは不確定である。言い換えると、複数の結果の可能性がある。一部の人々の主張では、保険契約の測定は、キャッシュ・フローの単一の見積り（例えば、最も可能性の高い結果又はある非明示的又は明示的な信頼水準で「十分」と判明する可能性が高い結果）を使用すべきである。しかし、保険契約の測定は、起こり得る結果の全範囲及びそれらの確率に関する情報を反映している場合には非常に有用である。

BCA32 したがって、IASB は、保険契約は契約が創出するキャッシュ・フローの期待現在価値の見積りから開始すべきであると提案している。期待現在価値とは、起こり得るキャッシュ・フローの現在価値の確率加重平均である。IASB は、企業が当該金額を算定する際に、それぞれのキャッシュ・フローのシナリオに関連する確率の見積りは中立とすべきであると提案している。言い換えると、事前に決定された結果の達成又は特定の行動の誘導を意図した偏りがあるべきではない。偏りのある財務報告情報は経済的現象を忠実に表現できないので、中立性は重要である。特に、中立性は、キャッシュ・フローの見積りとそれに関連する確率が保守的でも楽観的でもないことを要求する。

BCA33 原則的に、期待現在価値の算定には次のステップを伴うが、実務的な簡便法が、許容可能な程度の正確性で当該ステップを実施するために利用可能な場合もある。

- (a) それぞれの起こり得るシナリオを識別する。
- (b) 当該シナリオにおけるキャッシュ・フローの現在価値を測定する（BCA65 項から BCA70 項及び BCA74 項から BCA88 項は、割引率について論じている）。
- (c) 当該シナリオの発生確率の偏りのない見積りを行う。

状況に応じて、企業は、これらの見積りの作成を、個々のシナリオの識別、確率の分布の形及び幅に関する企業の見積りを反映する公式の開発、又はランダム・シミュレーションの使用により行う可能性がある。

BCA34 期待現在価値は、特定の結果が発生するという予測ではない。したがって、最終的な結果と期待値の従前の見積りとの差異は、「誤差」でも「失敗」でもない。期

待値はすべての予見可能な結果を織り込んだ要約である。それらの結果の 1 つが発生する場合に、その結果により期待値の従前の見積りが無効になるわけではない。

BCA35 多くの保険負債は、重要な組込オプション及び保証を含んでいる。大半の会計モデルは、最近まで、現時点でアウト・オブ・ザ・マネーであるため「本源的価値」のない組込オプション又は保証には、価値がないとしていた。しかし、そうした組込オプション及び保証は、満了時にイン・ザ・マネーとなる可能性があるため、「時間的価値」もある。期待現在価値アプローチはすべての起こり得る結果を考慮するので、組込オプション及び保証の本源的価値と時間的価値の両方を織り込む。したがって、経済的実質をより忠実に表現する。

保険契約負債を測定するために使用するキャッシュ・フロー（第 23 項から第 24 項及び B62 項から B67 項）

BCA36 このセクションでは、どのキャッシュ・フローをキャッシュ・フローの期待値に含めるべきなのかを論じる。これには次のものが含まれる。

- (a) 将来保険料から生じるキャッシュ・フロー（BCA37 項から BCA44 項参照）
- (b) 新契約費（BCA45 項から BCA57 項参照）
- (c) 基礎となる項目に対するリターンに直接対応して変動すると予想されるキャッシュ・フロー（BCA58 項から BCA63 項参照）

将来保険料から生じるキャッシュ・フロー（B62 項から B65 項）

BCA37 IASB は、保険契約の測定には、保険契約者の行動の見積りを考慮に入れて、契約から生じると予想されるすべてのキャッシュ・フローを含めるべきであると提案している。したがって、企業が義務を履行するにつれて生じる将来キャッシュ・フローを識別するために、将来保険料、並びにその結果としての給付金及び保険金が次のうちどれから生じるのかを区別する必要がある。

- (a) 既存の保険契約。この場合には、それらの将来保険料と、その結果としての給付金及び保険金を、保険契約の測定に含める。
- (b) 将来の保険契約。この場合には、それらの将来保険料と、その結果としての給付金及び保険金は、既存の契約の測定に含めない。

言い換えると、契約の境界線を引く必要がある。

BCA38 契約の本質は、契約が当事者の一方又は両方を拘束することである。両方の当事者が等しく拘束される場合は、契約の境界線は一般に明確である。同様に、いずれの当事者も拘束されない場合は、真正の契約が存在しないことが明らかである。したがって、

- (a) 企業がもはやカバーの提供を要求されず、保険契約者が更新権を有さなくなる時点が既存の契約の境界線の一点となる。その時点を超えた後は、いずれの当事者も拘束されない。
- (b) 契約が企業に、保険契約者のリスクを再評価し、その結果、当該リスクを完全に反映する価格を設定できる権利又は実務上の能力を与える時点で、企業

はもはや既存の契約に拘束されない。したがって、その時点の後に生じるキャッシュ・フローは、既存の契約の境界線を超えて生じるものであり、既存の契約ではなく将来の契約に関するものである。

- (c) 企業が保険契約者のリスクを再評価する権利又は実務上の能力を有しているが、その再評価後のリスクを完全に反映する価格を設定する権利を有していない場合には、契約は依然として企業を拘束している。したがって、当該時点は既存の契約の境界線内に含まれる。ただし、企業が契約価格を改定する能力に対する制限が最小限で、商業実態がない（すなわち、当該制限が取引の経済性に目に見える影響を及ぼさない）と予想される場合は除く。IASBの考えでは、制限に商業実態がない場合には、制限は企業を拘束しない。

BCA39 しかし、契約が一方の当事者を他方の当事者よりも厳しく拘束する場合には、どこに境界線があるかを決定するのが困難になる可能性がある。例えば、

- (a) 契約でそれぞれの保険料が対応するカバー期間に関連すると記載している場合であっても、企業は、初期の各期間に課した保険料で後期の各期間に課す保険料を助成するように契約を価格付けすることがある。契約が均等な保険料を課していて、契約がカバーするリスクが時とともに増大する場合には、これに該当する。IASBの考えでは、後期の各期間に課される保険料は契約の境界線内に含まれる。最初のカバー期間後に、保険契約者は価値のあるもの（すなわち、リスクの増大にかかわらず均等な価格でカバーを継続する能力）を獲得しているからである。
- (b) 保険契約は、企業には保険料の受入れとカバーの提供を続けることを要求するが、保険契約者には保険料の支払の中止を認める（おそらくは違約金を伴うが）ことにより、保険契約者ではなく企業を拘束している場合がある。
- (c) 保険契約は、一般的な市場実績（例えば、死亡率の実績）に基づいて企業が保険契約の価格改定を行うことを認めるが、企業が個々の保険契約者のリスク・プロファイル（例えば、保険契約者の健康状態）を再評価することは認めない場合がある。この場合、当該保険契約は、保険契約者への価値のあるもの（すなわち、再度の引受査定を経ない保険カバーの継続）の提供を企業に要求することにより、企業を拘束する。契約条件は保険契約者が契約を更新することに便益があるもので、そのため、企業は更新が生じると期待するが、当該契約では、契約の更新について、保険契約者を拘束しない。IASBは、更新に関する企業の期待を無視すると、契約が生み出す企業の経済状況を反映しないことになると結論を下した。したがって、2010年公開草案を開発する際に、IASBは、企業が、保険契約者のリスク・プロファイルの個人固有ではない一般的な変化について既存の契約の価格を改定できる場合は、この方法で価格改定される更新から生じるキャッシュ・フローは、既存契約の境界線の範囲内にあると結論を下した。

BCA40 2010年公開草案に対するコメント提出者の多くが、当該提案は、企業が拘束されていない一部のキャッシュ・フローを契約の境界線内に含めていると指摘した。それらのコメントレターは、企業が個々の保険契約者のリスク評価を用いて既存の契約の価格改定を行うことが妨げられている場合であっても、企業が当該契約の属するポートフォリオの価格改定ができ、その結果、ポートフォリオ全体に課

される価格がポートフォリオのリスクを完全に反映する場合があると指摘していた。その結果、彼らの考えでは、企業はもはや既存契約のポートフォリオに拘束されておらず、その時点を超えて生じるキャッシュ・フローは、既存契約の境界線を超えるものと考えらるべきである。企業がポートフォリオ全体としてリスクを完全に反映する価格を課することができない範囲で、企業は、既存の契約に拘束されることになる（例えば、契約又は規制が、企業が当該会計期間におけるリスクを完全に反映した価格を設定する能力を限定するとした場合）。IASB はこの見解に納得し、契約の境界線を修正して、このようなキャッシュ・フローが契約の境界線の外側と考えられるようにすることを提案している。

BCA41 本公開草案では、保険料及び関連するキャッシュ・フローは、次のいずれかの場合には契約の境界線に入らないという提案により、上記の結論を表現している。

- (a) 企業がもはやカバーの提供を要求されない。
- (b) 企業が特定の保険契約者のリスクを再評価する権利又は実務上の能力を有しており、当該リスクを完全に反映する価格を設定できる。あるいは、
- (c) 企業は当該契約を含むポートフォリオのリスクを再評価する権利又は実務上の能力を有しており、その結果、当該ポートフォリオのリスクを完全に反映する価格を設定できる（その日までのカバーに対する保険料の価格付けが、将来の期間に関連するリスクを考慮に入れていない場合）。

BCA42 企業は保険契約又は契約ポートフォリオの測定を各報告期間に更新するので、契約の境界線の評価は各報告期間に行われる。例えば、ある報告期間に、企業が、契約ポートフォリオに対する更新保険料は契約の境界線に入らないと判断する場合がある。企業が当該契約の価格改定を行う能力に対する制約に商業実態がないためである。しかし、契約ポートフォリオが不利になり、その結果、企業がポートフォリオの価格を改定する能力に対する同一の制約が関連性のあるものとなる場合には、企業は、当該契約ポートフォリオに係る将来の更新保険料は契約の境界線内にあると結論を下すかもしれない。

デポジット・フロア

BCA43 契約の境界線の論点は、別の質問にも関連する。すなわち、保険契約を測定する際に、企業がデポジット・フロアを適用すべきかどうかである。「デポジット・フロア」は、IFRS 第 13 号の第 47 項の次の要求の記述に使用されている用語である。

要求払の特徴を有する金融負債（例えば、要求払預金）の公正価値は、要求払金額を、当該金額の支払が要求される可能性のある最初の日から割り引いた金額を下回らない。

BCA44 デポジット・フロアを保険契約の測定の際に適用したとすると、結果として生じる測定は、保険契約者が企業に最も不利な方法でオプションを行使するシナリオ以外のすべてのシナリオを無視することになる。そのような要求は、企業は保険契約の測定に将来キャッシュ・フローを確率加重ベースで織り込むべきであるという基本的な原則と矛盾することになる。一部の契約については、契約の境界線を報告日に移動させることにもなる。したがって、本公開草案では、保険契約を

測定する際のデポジット・フロアの適用は提案していない。しかし、第 93 項(b)では、企業は、要求払の金額を、当該金額と関連する契約の帳簿価額との間の関係を強調する方法で開示すべきであると提案している。

新契約費 (B66 項(c))

BCA45 企業は、新しい保険契約の販売、引受及び開始のために多額のコストを生じることが多い。これらのコストは一般に「新契約費」と呼ばれる。保険契約は一般に、当該コストを保険料及び解約手数料を通じて回収するように価格が設定される。

測定アプローチ

BCA46 本公開草案で提案している測定アプローチは、多くの現行の会計モデル（保険負債を当初は受取保険料の金額で測定し、新契約費を繰り延べる）からの変更となる。そうしたモデルは、新契約費を認識可能な資産のコストの表現として扱い、それは、モデルに応じて、契約資産又は顧客関係無形資産として説明される。IASB の考えでは、そのような資産は、存在しない（企業がすでに受け取った保険料から新契約費を回収する場合）か、又は契約の測定に含めるべき将来キャッシュ・フローに関連するかのいずれかである。さらに、IASB の考えでは、企業は通常、2 つのもの（被保険損失について支払を行う義務の引受と、契約の組成のコスト）を賄うのに十分と考える金額を保険契約者に請求する。したがって、被保険損失に対して支払う残りの義務の忠実な表現には、保険料のうち契約の組成のコストに対して支払われた部分を含めるべきではない。

BCA47 したがって、IASB は以前に 2007 年ディスカッション・ペーパーで、企業は新契約費を費用として認識し、保険料のうち新契約費の回収に関連する部分と同額で収益を認識すべきであると結論を下していた。2010 年公開草案はこの結果を別の方法で、企業に発生した増分新契約費を契約キャッシュ・アウトフローに含めるべきであると提案することにより達成していた。これは契約の当初認識時の契約上のサービス・マージンを減少させ、新契約費に関連するキャッシュ・フローを契約の履行の際に生じる他のキャッシュ・フローと同じ方法で扱うことになるという長所があった。

BCA48 2010 年公開草案では、純損益及びその他の包括利益計算書の表示について、保険契約収益を純損益及びその他の包括利益計算書に表示しない要約マージン・アプローチを提案していた。これと対照的に、BC73 項から BC100 項に述べたとおり、本公開草案では、企業は保険契約収益を純損益及びその他の包括利益計算書で報告すべきであると提案している。保険契約収益は残存カバーに係る負債の変動と同じパターンで認識されるので、これは、保険契約収益の一部が新契約費の支払時（多くの場合、カバー期間の開始時）に認識されることを意味する。

BCA49 IASB は、保険契約収益をカバー期間の開始時に認識すると、2011 年の公開草案「顧客との契約から生じる収益」の原則と不整合となることを懸念した。カバー期間の開始時に、企業は契約に基づく保険契約者に対する義務を何も充足していないからである。本公開草案では、その代わりに、企業が契約に基づく履行義務を充足するにつれて、顧客から受け取る対価を収益として認識すべきであると提案している。したがって、IASB は、新契約費に関する保険料は、新契約費の発生時に認識するのではなく、別個に識別して、カバー期間にわたり、契約が提供す

るサービスのパターンで保険契約収益として認識すべきであると決定した。新契約費も同じパターンで同じ期間にわたり費用として認識されることになる。

BCA50 新契約費をカバー期間にわたり費用として認識するという提案は、当該コストを資産の取得原価又は保険契約負債の帳簿価額の明示的若しくは非明示的な減額であるかのように繰り延べることを意味しない。常に、保険契約負債は履行キャッシュ・フロー（予想される新契約費を含む）と契約上のサービス・マージンとの合計額として測定される。契約上のサービス・マージンがゼロより少なくなる可能性はないので、企業が新契約費のうち発生済みだが費用として未認識のものを回収するかどうかを別個にテストする必要はない。この測定モデルは、回収可能性の欠如があれば、履行キャッシュ・フローの再測定により自動的に捕捉する。

測定に含まれる新契約費

BCA51 2010年公開草案では、契約レベルで増分となる新契約費だけを保険契約の測定に含めるべきであると提案していた。これは、当該コストは契約に具体的に関連するものとして明確に識別できるからである。もっと広い範囲のコストを含めると、主観性が增大することになる。

BCA52 しかし、2010年公開草案に対する多くのコメント提出者は、このアプローチは、保険契約全般の測定に使用されるすべての他のキャッシュ・フローのポートフォリオの評価と不整合となると述べた。

BCA53 コメントがあったことにより、IASBは2010年公開草案における議論のウェイト付けを再検討した。特に、IASBは次の事項に留意した。

(a) 2010年公開草案での提案は、企業が新契約獲得活動を構成する方法に応じて異なる負債及び費用を報告することを意味する。例えば、企業が販売を外部の代理人に委託せずに内部の販売部門を有している場合には、報告される負債が異なることになる。IASBの考えでは、新契約獲得活動の構成の相違は必ずしも企業間の経済的相違を反映するものではない。

(b) 企業は通常、保険契約の価格付けを、増分コストだけでなく、保険契約を組成する際に生じる他の直接コストや間接費の一部（引受、医療及び調査、保険証券発行など）を回収するように行う。これらのコストは、個々の契約レベルではなく、ポートフォリオ・レベルで測定され管理される。したがって、新契約費をポートフォリオ・レベルで増分となる保険契約の契約上のキャッシュ・フローに含めることで、保険契約に関連するキャッシュ・フローの期待値を反映し、測定に使用される会計単位と整合的となる。

BCA54 2011年12月15日以後に開始する会計期間及び当該会計期間内の期中期間において、FASBの会計基準更新書2010-26が発効した。更新書2010-26は、US GAAPの下で繰延新契約費として資産化できる新契約費を制限した。これには、そうした新契約費には新規又は更新した保険契約の成約に直接関連する費用だけを含めるべきであるという制約も含まれる。

BCA55 IASBは、同様の制約を、保険契約の測定に使用する新契約費から生じるキャッシュ・フローに適用すべきかどうかを検討した。しかし、ポートフォリオを獲得するために生じた一部の新契約費を除外すると、次のようになる。

- (a) 履行キャッシュ・フローの過小表示と契約上のサービス・マージンの過大表示を生じる。
- (b) 企業が認識する契約ポートフォリオの組成の際に、企業がそうしたコストを生じさせなければならないという事実を反映しない。
- (c) 企業が新契約獲得活動を構成する方法に応じて負債及び費用が異なることになる（BCA53 項に記述）。

BCA56 IASB は、成約に至った労力と成約に至らなかった労力との間の区別が、繰延新契約費を別個に認識する資産の原価として認識するモデル（現行の US GAAP など）では適切となり得ることに留意した。このようなモデルでは、成約に至らなかった労力のコストが回収可能と考えられるかどうかという論点が生じる。発行されなかった契約は、企業がコストを回収できるキャッシュ・フローを生成しない。しかし、BCA50 項に述べたように、本公開草案で提案している測定モデルは、契約ポートフォリオのキャッシュ・フローから回収できない新契約費を直ちに費用として自動的に認識することになる。そうしたコストは、契約上のサービス・マージンをゼロ未満に減額することになり、したがって費用として認識しなければならないからである。

BCA57 FASB は、企業は、発生した新契約費を履行キャッシュ・フローの一部としてではなくマージンの減額として表示すべきであると暫定的に決定した⁶。マージンは、契約のカバー期間及び決済期間にわたり収益として認識されることになる。本公開草案は、同様の結果を達成するが、次のような相違がある。

- (a) ロールフォワード及び財政状態計算書において開示と分解が異なる。FASB の提案では、将来に発生する新契約費から生じるキャッシュ・フローを、財政状態計算書における履行キャッシュ・フローの一部としての表示から排除することになる。
- (b) 新契約費が収益及び費用に与える影響の認識時期が異なる。契約上のサービス・マージンを認識する期間に関する IASB と FASB の提案の相違により、IASB の提案では新契約費をカバー期間にわたり認識するが、FASB の提案では新契約費をカバー期間及び決済期間にわたり認識する。契約上のサービス・マージンの純損益での認識は BCA109 項から BCA112 項に記述している。

基礎となる項目に対するリターンに対応して変動すると予想されるキャッシュ・フロー（第 33 項から第 34 項及び第 66 項）

BCA58 一部の保険契約は、所定の基礎となる項目に対するリターンを分け合う権利を保険契約者に与えている。一部のケースでは、ある会計期間における支払が時期又は金額のいずれかで発行者の裁量の対象となる可能性があっても、契約で、企業は基礎となる項目に対する累積的リターンの所定の割合を支払が行われる時に存在する保険契約者のプールに渡さなければならないと要求している。そうした裁量権は通常、何らかの契約上の制約（関連する法令上及び規制上の制約や市場競

⁶ FASB の 2010 年ディスカッション・ペーパー「保険契約に関する予備的見解」では、「マージン」を「複合マージン」と呼んでいた。

争を含む)の対象となる。

BCA59 本公開草案では、保険契約の測定に、基礎となる項目に対するリターンに対応して変動すると予想される契約からのキャッシュ・アウトフローの偏りのない見積りを含めるべきであると提案している。これは、そうしたキャッシュ・アウトフローが報告日現在で存在する契約から生じる法的債務又は推定的債務を履行するための支払なのかどうかを問わず、また、現在又は将来の保険契約者に支払われるのかどうかを問わない。IASB がこれを提案している理由は、次のとおりである。

- (a) 保険契約から生じるすべてのキャッシュ・フローを含めることは、保険契約の測定は当該契約から生じるすべてのキャッシュ・フローを同じ方法で扱うべきであるという IASB の原則と整合的である。また、契約条件により特定されるすべてのキャッシュ・フローを、相手方に関係なく同じ方法で扱うという原則とも整合的である。
- (b) 企業が支払を行っているのが、単独の負債の認識を正当化しない何か他の理由からではなく、そうする義務があると考えているからなのかどうかを判断することは困難である可能性がある。当該他の理由は、企業の競争上の優位の維持や、何らかの道義的な圧力を受けているという企業の考えである可能性がある。したがって、保険契約者に金額を支払うか又は留保する裁量権に制限がないと企業が主張するという稀な場合に、どのような水準の分配が最終的に強制可能となるのかについての合理的な見積りを行うことは困難である可能性がある。
- (c) 保険契約者への支払が基礎となる項目に依存する多くの契約について、保険料は一般に、企業が支払を行うという両当事者が共有する予想の中で設定されている（運用成績が最終的に予想よりも相当程度悪くなる場合を除く）。当該支払は超過保険料の返還と見ることができる。したがって、当該支払を保険料と同じ期待値ベースで測定に含めることは適切である。
- (d) 基礎となる項目の運用成績から生じる支払は、ポートフォリオ全体についての基礎となる項目に依存しない支払と逆相関する。一部のシナリオでは、基礎となる項目に依存しない支払は高くなり、基礎となる項目に依存する支払は低くなるが、その逆となるシナリオもある。測定が一部のシナリオで発生するキャッシュ・フローの一部を除外する場合には、それにより生じる測定は首尾一貫性と理解可能性が低くなり、財務諸表利用者に提供する情報の目的適合性が低くなる。
- (e) たとえ裁量権のないキャッシュ・フローの合理的な見積りが可能だったとしても、そうした給付が支払われると企業が予想している場合に企業が保険契約者への支払を回避しようとするという、極めて稀な状況において、どれだけ強制可能なのかを知っても投資者は便益を受けない。当該金額は、将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に関する情報を提供しない。他方、投資者は以下のことを知りたいと考えるであろう。
 - (i) 企業が保険契約者に支払うことを予想しているため、どれだけのキャッシュ・フローが投資者にとって利用可能でなくなるのか。提案しているモデルは、当該キャッシュ・フローを負債の測定に含めることで、その

情報を伝える。

- (ii) 契約におけるリスクのうちどれだけを、保険契約者が配当の仕組みを通じて負担し、どれだけを投資者自身が負担するのか。この情報は、リスクに関して要求されている開示により伝えることができる。

BCA60 一部の人は、企業の裁量権の対象となる支払の処理案は、IASBが「概念フレームワーク」における負債の定義を十分に重視していないことを意味するとの懸念を示した。この懸念は当たらない。それらの給付は、全体として考えると、明らかに「概念フレームワーク」の負債の定義を満たす契約の1つの構成要素から生じている。単独で見た場合に、当該構成要素のあらゆる部分が負債の定義を満たすかどうかを確認することが可能かもしれない。しかし、IASBの考えでは、そのようにしても、財務諸表利用者にとって目的適合性の高い情報を生み出さず、企業の財政状態及び財務業績のより忠実な表現が提供されず、過大なコスト負担を課すことになる。

BCA61 一部の人は、基礎となる項目に依存し発行者の裁量権の対象となる支払の処理案は、優先株を負債に分類すべきであるという結論につながる可能性があり、企業が優先株を保険契約に組み込む場合の操作の機会を生じるおそれがあるとの懸念を示した。しかし、優先株と、保険契約者への返還を約束しているが発行者の裁量権の対象となる保険契約との間には、いくつかの重大な相違がある。

- (a) 保険契約における保険契約者への支払は、単一の金融商品の不可分の構成要素であり、ポートフォリオ全体としての固定給付と逆相関する。一方が高ければ、他方が低くなる傾向がある。優先株には同等の逆相関はない。
- (b) 優先株は一般に、清算時の分配を分け合う権利と、企業の存続期間中に配当（宣言された場合）を受け取る権利を与える。これと対照的に、保険契約は分配を分け合う権利を与えるが、この権利は契約の満期時に失効する。

BCA62 基礎となる項目に基づく保険契約者への支払を定めている保険契約には、相互会社が発行するものもあれば、投資者が所有する企業が発行するものもある。IASBは、発行者の法的形態に基づいてこれらの契約に異なる取扱いを採用する理由を見出していない。これは、契約が発行企業の剰余金の全体に参加する権利を保険契約者に提供する場合には、残りの資本はなく、どの会計期間にも利益が報告されないことを意味する。FASBのアプローチでは、相互会社は保険契約義務の履行の際に支払う義務も意図もない剰余金の金額を資本として扱う。FASBは、このアプローチは、他の企業の裁量権のある有配当性から生じるキャッシュ・フローの取扱い（すなわち、企業が保険契約者に対する義務を直接履行するために生じるキャッシュ・アウトフローだけを含める）と整合的であると考えている。さらに、FASBの考えでは、企業が保険契約者に支払う義務がありその意図がある金額を負債として表示し、保険契約者に支払う義務がなくその意図もないこの「名目的な」剰余金を資本として表示する方が、相互会社の財務諸表利用者にとって有用な情報を提供することになり、同様の保険契約を発行する他の企業との比較可能性が高まる。

BCA63 一部の人は、配当ファンドに数十年にわたり累積され、その「所有権」が株主と保険契約者のどちらに帰属するのか明確でない金額に関する具体的なガイダンスをIASBが提供する意図があるのかどうか質問した。IASBはそうしたガイダンス

スを提案していない。原則的に、本提案は、企業が各シナリオにおいてキャッシュ・フローを見積ることを要求することになる。それが難しい判断を要求したり、異常な水準の不確実性を生じたりする場合には、企業は、提案された開示目的を満たすためにどのような開示を提供しなければならないのかを決定する際に、それらの問題を検討することになる。

貨幣の時間価値（第 25 項から第 26 項、第 30 項(a)、第 40 項及び B69 項から B75 項）

BCA64 本セクションでは、次の点を論じている。

- (a) すべての保険契約の測定が貨幣の時間価値を反映すべきか（BCA65 項から BCA70 項参照）。
- (b) 利息の発生計上（BCA71 項から BCA73 項参照）。
- (c) 貨幣の時間価値の現在の市場と整合的な見積り（BCA74 項参照）
- (d) 保険契約の割引率に流動性要因を反映する（BCA75 項から BCA82 項参照）
- (e) イールド・カーブの開示（BCA83 項参照）
- (f) 割引率に基礎となる項目への依存を反映する（BCA84 項から BCA88 項参照）

すべての保険契約についての貨幣の時間価値

BCA65 企業及び財務諸表利用者はキャッシュ・フローの時期に無関心ではない。明日の支払は、10 年後の同額の支払と等価ではない。言い換えると、貨幣には時間価値がある。IASB は、すべての保険契約の測定は貨幣の時間価値を反映すべきであると提案している。その方が企業の財政状態のより忠実な表現となるからである。

BCA66 2010 年公開草案及び 2007 年ディスカッション・ペーパーに対するコメント提出者の一部は、損害保険契約の負債は割り引くべきではないと指摘した。彼らの意見では、損害保険契約を割引後の金額で測定すると、信頼性の低い情報が生じる。損害保険契約は、生命保険契約よりも次の点で不確実性が高いからである。

- (a) 保険事故が発生するかどうか（他方、生命保険契約の保険事故は、契約が失効しない限り、確実に発生する）
- (b) 保険事故が発生した場合に必要な将来の支払金額（他方、生命保険契約では、将来支払債務の金額は一般的に契約に明記されているか、又は契約から容易に算定可能である）
- (c) 保険事故の発生時に要求される将来の支払の時期（他方、生命保険契約の将来の支払の時期の方が、通常、予測可能性が高い）

BCA67 これらの不確実性は、多くの損害保険契約に係るキャッシュ・フローは多くの生命保険契約の場合よりも予測可能性が低いことを意味する。一部のコメント提出者の考えでは、支払時期の見積りと割引率の計算は、保険契約の測定に追加的な主観性を持ち込むことになり、これは比較可能性を低下させ、利益操作を可能とする可能性がある。さらに、彼らの考えでは、損害保険契約の割引後の測定値を表示する便益は、当該測定に係る作成コストを正当化しないかもしれない。彼らの考えでは、キャッシュ・フローの時期（したがって、利息の時期も）は、生命

保険契約の価格付けと収益性の必要不可欠な構成要素であるが、損害保険契約については目的適合性が低い。引受の成果を価格付けと収益性の最も重要な構成要素と見ているからである。

BCA68 これらの主張に IASB は納得しなかった。BCA65 項で述べたように、企業及び財務諸表利用者はキャッシュ・フローの時期に無関心ではないので、割引前のキャッシュ・フローを用いて保険契約を測定すると、企業の財政状態を忠実に表現せず、財務諸表利用者にとっての目的適合性が低くなる。また、IASB は、割引率や、将来キャッシュ・フローの金額及び時期は、十分な信頼性と客観性のある方法で合理的なコストで見積ることが一般的に可能であると結論を下した。絶対的な正確性は達成不可能であるが、それは不要でもある。割引は、合理的に狭い範囲内での測定をもたらす、財務諸表利用者にとって目的適合性のより高い情報となる方法で適用することができる。さらに、多くの企業は、投資意思決定の支援及び他の基準が割引を要求している項目（従業員給付債務や長期の非金融負債など）の測定の両方の目的で割引を行った経験がある。

BCA69 コメント提出者の一部は、損害保険契約を将来の物価上昇を無視した割引前の金額で測定すれば、明示的な割引よりも低いコストと低い複雑性で、負債（特に短期負債）の価値の合理的な近似を提供できると提案した。しかし、負債を非明示的に割引くこのアプローチは、2つの変数（保険金の高騰及び時間価値）が、あらゆる場合に多少なりとも互いに相殺し合うという非現実的な仮定を置く。これはありそうにないので、IASB は、企業がそれらの影響を別々に見積れば財務報告は改善されると判断した。

BCA70 BCA123 項で論じるように、企業がより単純な保険料配分アプローチを適用する契約について、IASB は、貨幣の時間価値の影響が重要ではないとみなされる一部のケースでは、企業は当該影響を反映する必要がないと提案している。

利息の発生計上（第 30(a)項）

BCA71 本公開草案では、企業は契約上のサービス・マージンに係る利息を発生計上すべきであると提案している。IASB の考えでは、

- (a) 当初認識時に、契約上のサービス・マージンは取引価格（保険契約者が支払ったか又は支払うべき対価で構成される）の一部の配分と見ることができる。契約上のサービス・マージンに係る利息の発生計上は、2011 年の公開草案「顧客との契約から生じる収益」での提案と整合的である。これは、契約に重要な財務要素がある場合には、約束した対価に貨幣の時間価値を反映するために調整するよう企業に要求することになる。当該調整の結果、取引価格は、約束された財又はサービスに対して顧客が財又はサービスの受取時に現金で支払う金額を反映することになる。したがって、企業は、財又はサービスの現金販売価格に相当する金額で収益を認識し、資金調達の影響を収益とは区別して（金利費用又は金利収益として）表示することになる。
- (b) 契約上のサービス・マージンは、保険契約の全体的な測定値の一部分であり、当該測定値の他のすべての構成要素は、貨幣の時間価値を反映し、その後の利息の発生計上を生じる。契約上のサービス・マージンに係る利息の発生計上は、この事実と整合的である。

BCA72 契約上のサービス・マージンは契約開始時に測定されるため、IASB は、当該マージンに係る利息の発生計上に使用する利率を契約開始時にロックインして、その後調整はしないことを提案している。さらに、負債の測定に含めるキャッシュ・フローに適用する割引率は、負債の他の構成要素に反映する貨幣の時間価値と整合させるべきである。したがって、利息の発生計上は、企業が契約上のサービス・マージンが表す利益を異なる時期に認識すると予想していたとしたならば、契約開始時に異なる金額を課していたであろうという事実を表すものである。

BCA73 一部の人は、単純化のため、また、契約上のサービス・マージンを義務の構成要素の表現ではなく繰延貸方項目であると見ていることから、契約上のサービス・マージンに係る利息の発生計上はすべきでないと考えている。しかし、IASB は、この見解は説得力がないと考えた。

貨幣の時間価値の現在の市場と整合的な見積り

BCA74 BCA26 項から BCA30 項では、現在の市場と整合的なキャッシュ・フローの見積りの使用に関する IASB の論拠を記述している。それらの理由は当該キャッシュ・フローに適用される割引率にも当てはまる。したがって、本公開草案では、企業は現在の市場と整合的な割引率を用いてキャッシュ・フローを割り引くべきであると提案している。

割引率に流動性要因を反映する

BCA75 貨幣の時間価値に関する議論では、リスクフリー金利の概念を使用するケースが多い。多くは、流動性の高い優良な債券をリスクフリー金利の代替として使用する。しかし、保有者は、多くの場合、こうした債券を市場で直前の通知により、重要なコストの負担や市場価格への影響を生じさせずに、売却することができる。これは、このような債券の保有者が次の 2 つのものを取得することを意味している。

- (a) 基礎となる取引可能でない投資（取引されている債券に係る観察されるリターンよりも高いリターンを支払う）
- (b) その投資を売却するという組込オプション（それに対して、保有者は全体のリターンからの減額を通じて非明示的なプレミアムを支払う）

これと対照的に、多くの保険契約では、保険契約者は契約を第三者に売却できず、企業に返却することもできないか、あるいは、返却は多額のペナルティの支払によってしかできない。

BCA76 IASB は、原則として、保険契約に係る割引率は、測定される項目の流動性特性を反映すべきであると結論を下した。したがって、割引率は、基礎となる取引可能でない投資に係るリターンと等しくすべきである。保有者は多額のコストなしには当該負債の売却又はプットを行えないからである。組込プット・オプションに係るプレミアムについての減額をすべきではない。そうしたプット・オプションは負債の中に存在していないからである。

BCA77 IASB は、保険契約に係る流動性プレミアムの測定方法に関して、財務諸表作成者、学識経験者及び規制機関からのインプットを検討した。彼らのフィードバックは、それらの影響を測定する最善の方法（例えば、流動性の影響を信用の影響から分離する方法）に関してまだ一致した意見がないことを示唆した。見解の不一致は

近年の金融危機の間に大きくなり、その間に資産スプレッドが劇的に拡大した。

- BCA78 IASB は、原則ベースのアプローチでは、次のことは適切でないと考えている。
- (a) 測定項目の流動性特性を無視した割引率や、測定項目の特定の流動性特性を測定するための実務的な代替法を開発する試みとして恣意的なベンチマーク（例えば、優良社債）を使用する割引率を規定すること
 - (b) 流動性の調整を見積る方法についての詳細なガイダンスを提供すること
- BAC79 ただし、IASB は、流動性の調整を見積る際に、企業が次のいずれかを適用できることに着目した。
- (a) 「ボトムアップ」アプローチ（リスクフリー金利を基礎とし、流動性プレミアムを含めるように調整）
 - (b) 「トップダウン」アプローチ（参照ポートフォリオの期待リターンを基礎とし、負債に関連性のない要因を除去するように調整）
- BCA80 本公開草案は、企業は割引率を計算する際に自己の信用リスクを考慮すべきではないという 2010 年公開草案の提案を確認している。この提案は、自己の信用は発行者が履行しなければならない負債の測定には関連性がないという多くの人々の見解と整合的である。本公開草案を開発する際に、IASB は、自己の信用リスクを除外すると会計上のミスマッチを生じるおそれがあるという懸念を検討した。保険契約を担保する資産の公正価値には当該資産に係る信用リスクの変動を含めるが、保険契約の測定には負債に係る信用リスクの変動を含めないことになるからである。IASB の考えでは、そうしたミスマッチの一部は経済実態によるものであろう。保険契約に関連する信用リスクは、企業が保有する資産の信用リスクとは異なるからである。それでも、IASB は、割引率の計算にトップダウン・アプローチを使用する企業は、信用リスクに関するものとして識別できない観察された信用スプレッドのどの部分も流動性に関するものと仮定しているので、識別されていないリスクを参照割引率から除去しないこととなることに留意した。その結果、負債に係る割引率は、信用スプレッドの変動の一部は対応することになり、ミスマッチの影響が軽減される可能性がある。
- BCA81 IASB は、割引率の算定のための観察可能なインプットがない場合には、企業は公正価値測定に関する IASB のガイダンス（特に、公正価値のヒエラルキーのレベル 3 に分類される公正価値測定）と整合的な見積りを使用すべきであることに留意した。当該ガイダンスを適用する際に、企業は、測定される負債とは特性が異なる金融商品に関する観察可能なインプットを調整することになる。さらに、観察可能でないインプットの予測は、短期的変動よりも長期的な見積りを重視する傾向があるので、これは、割引率の当期の変動が超長期の負債のボラティリティを誇張するという懸念を和らげる。
- BCA82 IASB は、適用すべき適切な割引率の計算に関して、より単純な代替として割引率の初期値を定めないことを決定した。IASB の考えでは、負債の特性を反映するという目的を依然として満たしながら、ある率を定めることにより本提案の適用を単純化することは可能ではない。

イールド・カーブの開示

BCA83 IASBは、企業は観察された信用スプレッドのうち、信用リスクに関するものとして識別できない部分を除去する必要がないという B70 項(a)(iii)の提案は、流動性の調整の見積りに差異が生じるので、異なる企業が使用する割引率の間の比較可能性が低下することに留意した。したがって、IASBは、企業は、基礎となる項目に対するリターンに依存しないキャッシュ・フローの割引に使用するイールド・カーブ又はイールド・カーブの範囲を開示すべきであると提案している。企業は割引率の見積りに使用する方法及びインプットを開示すべきであるという第83項(b)の要求案を補完するためである。IASBは、使用するイールド・カーブの開示により、財務諸表利用者が、当該イールド・カーブが企業ごとにどのように相違する可能性があるのかを理解できるようになると考えている。

資産への依存性を割引率に反映する

BCA84 現行の会計処理アプローチの中には、負債から生じるキャッシュ・フローが基礎となる項目のキャッシュ・フローに依存しない場合であっても、負債に対応する資産の期待リターンから算出された割引率を保険負債に適用するものがある。当該アプローチの支持者は、そうすることにより、次のようになると考えている。

- (a) 全体として収益性があると見込まれる一部の契約についての契約開始時の損失を防ぎ、引受と投資の機能を合わせて考慮した、保険活動全体の最も可能性の高い結果を反映する。
- (b) 資産スプレッドの短期的変動が資産の測定には影響を与えるが、負債の測定には影響を与えない場合に生じるボラティリティを避ける。企業は、自らが発行した保険契約による義務を履行できるようにするために当該資産を長期にわたり保有するので、一部の人は、当該変動により、財務諸表利用者が企業の長期的な業績を評価するのが困難になると考えている。

BCA85 しかし、IASBはこれに同意しない。IASBは次のように考えているからである。

- (a) 契約開始時に損失を認識することは、保険契約者の支払う金額が不十分で、保険契約者への給付金及び保険金の期待現在価値をともにカバーできず、給付が予想保険料を最終的に超過するリスクを負担することに対して企業に補償できない場合には、適切である。
- (b) 市場スプレッドが資産と保険契約に異なる形で影響を与える場合に、これらの経済的ミスマッチ（特にデュレーション・ミスマッチ）に関する有用な情報が提供される。

BCA86 IASBは、負債からのキャッシュ・フローが資産に対するリターンに依存していない場合の資産ベースの割引率の適用を棄却した。当該利率は負債の有用な測定への目的適合性がないからである。割引率の目的は、見積将来キャッシュ・フローを、負債の特性を捕捉する方法で貨幣の時間価値について調整することである。この目的を適用すると、

- (a) 資産（又は他の基礎となる項目）からのキャッシュ・フローが、負債から生じるキャッシュ・フローに影響を与える場合には、負債の特性は当該依存を反映しており、適切な割引率は基礎となる項目への依存を反映すべきである。
- (b) 負債から生じるキャッシュ・フローが基礎となる項目に対するリターンに応

じて変動するとは予想されない場合には、適切な割引率は、基礎となる項目には影響を与えるが負債には関連性のない要因を除外すべきである。そうした要因には、負債には存在しないが市場価格が観察されている金融商品には存在するリスクが含まれる。したがって、割引率は、たとえ企業が当該資産を負債に対応するものとして見ている場合であっても、当該資産の特性を反映すべきではない。

BCA87 保険契約に組み込まれている保証は、基礎となる項目に対するリターンに直接対応して変動するとは予想されないキャッシュ・フローを生じる。負債の特性だけを反映する割引率の使用は、そうした影響が財務諸表で報告されることを確保するために必要である。一部の人々は、保険契約に組み込まれている保証から生じるキャッシュ・フローを、次のようなものと見ている。

- (a) 基礎となる項目に対するリターンに対応して変動するもの（保証金額が保険契約者に対して約束されたリターンの分配額よりも低いシナリオの場合）
- (b) 固定されたもの（保証金額が保険契約者に対して約束されたリターンの分配額よりも高いシナリオの場合）

しかし、IASB は、これらのキャッシュ・フローを基礎となる項目に対するリターンに直接対応して変動するものとは考えていない。すべてのシナリオにおいてそうしたリターンに直接対応して変動するとは予想されないからである。したがって、資産ベースの割引率は、そうしたキャッシュ・フローについて適切ではない。

BCA88 IASB は、キャッシュ・フローと基礎となる項目との間の連動は、複製ポートフォリオ技法又は類似の結果となるポートフォリオ技法を使用することにより捕捉できることに留意した（B46 項から B48 項参照）。複製ポートフォリオとは、すべてのシナリオにおいて負債からのキャッシュ・フローと完全に一致するキャッシュ・フローを提供する資産の理論上のポートフォリオである。そのようなポートフォリオが存在する場合には、その複製ポートフォリオに係る適切な割引率は、負債についても適切な割引率となる。複製ポートフォリオが存在し、直接に測定できるならば、負債のうち当該ポートフォリオで複製される部分について、キャッシュ・フローと調整とを区別して測定する必要はない。複製ポートフォリオと負債から生じる複製キャッシュ・フローの測定値は、同一となる。

リスク及び不確実性の描写（第 27 項及び B76 項から B82 項）

BCA89 本公開草案では、企業は、保険契約の測定にリスク調整を含めることにより、保険契約に固有のリスク及び不確実性を描写すべきであると提案している。リスク調整は、契約に残存するリスクを直接に測定する。

BCA90 このセクションでは、次の事項を論じる。

- (a) リスク調整を保険契約の測定に含める理由（BCA92 項から BCA96 項参照）
- (b) リスク調整を見積るための技法（BCA97 項から BCA99 項参照）
- (c) 信頼水準の同等性開示の要求（BCA100 項から BCA102 項参照）
- (d) 分散効果（BCA103 項から BCA104 項参照）

BCA91 リスク調整を保険契約の測定に含めるべきであるという提案は、IASB と FASB のアプローチの間での長年にわたる相違である。FASB の考えでは、明示的な再測定後のリスク調整の便益は、そのような測定値の固有の主観性から生じると FASB が考えている短所を上回るものではない。さらに、FASB は、保険契約の測定から生じる利益をリスクの負担に関する金額とカバー及び他のサービスに関する金額に分けることは恣意的であると考えている。

リスク調整を保険契約の測定に含める理由

BCA92 本公開草案では、リスク調整は、企業が保険契約ポートフォリオを履行するにつれて生じるキャッシュ・フローに固有の不確実性の負担に対して企業が要求する対価を描写すべきであると提案している。

BCA93 リスク調整の目的を開発する際に、IASB は、リスク調整は次のものを表現すべきでないという結論を下した。

- (a) 契約に関連したリスクの負担に対して市場参加者が要求するであろう対価。BCA19 項に述べたとおり、この測定モデルは、現在出口価値や公正価値の測定（市場参加者への負債の移転を反映する）を意図していない。したがって、リスク調整は、市場参加者が要求するであろう対価の金額で算定すべきではない。
- (b) 企業が保険契約を履行できるであろうという高い程度の確信を与える金額。そのような金額は一部の規制上の目的には適切かもしれないが、財務諸表利用者が経済的意思決定を行うのに役立つ情報を提供するという IASB の目的とは両立しない。
- (c) 予想外の事項に備えるか又は企業の支払能力を高めるためのショック・アブソーバー。

BCA94 一部の人々（FASB を含む）は、リスク調整を履行キャッシュ・フローに含めることに、次の理由で反対している。

- (a) この目的を満たし、結果の首尾一貫性と比較可能性を提供するようなリスク調整の設定のための確立された技法は存在しない。
- (b) 技法の中には、財務諸表利用者への説明が困難なものもあり、一部の技法については、当該技法から生じるリスク調整の測定値への理解を財務諸表利用者を与えるような明確な開示の提供が困難な場合がある。
- (c) 実務家は、やがては、リスク調整の金額が所与の事実パターンに関して適切かどうかを評価するのに役立つツールを開発するかもしれないが、特定の調整が合理的だったかどうかを遡及的に評価するために直接的なバックテストを行うことは可能ではない。時とともに、企業は、事後の結果が確率分布の従前の見積りと一致しているかどうかを評価できるようになるかもしれない。しかし、例えば、信頼水準を特定のパーセンタイル値に設定した決定が適切だったかどうかを評価することは困難であり、おそらく不可能であろう。
- (d) リスク調整を算定するシステムの開発にはコストが必要となり、一部の人は、便益がコストを正当化するのに十分ではないという疑いを持っている。

- (e) 当初認識時に損失を識別する際に、明示的に測定されたリスク調整を含めることは、IASB の 2011 年の公開草案「顧客との契約から生じる収益」と整合しない。
- (f) 既存の契約ポートフォリオに関するリスク調整の再測定で損失が生じる場合には、当該損失は、その後の各期間に、企業が当該リスクから解放されるにつれて戻し入れることになる。損失を報告した後に、当該損失の必然的な戻入れを報告することは、一部の財務諸表利用者を混乱させるおそれがある。
- (g) 彼らの考えでは、リスク調整は支払能力の判断については目的適合性のある概念であるが、保険契約の測定に偏りをもたらす危険性がある。

BCA95 しかし、IASB は別個のリスク調整を要求することを提案している。これが次のようなものとなると考えているからである。

- (a) 保険契約の中心的特徴について、より明確な理解を与えるようなリスクの明示的な測定をもたらす。これは、財務諸表利用者に、企業の保険契約に関連するリスクの存在により企業に課される経済的負担についての企業の見方に関する有用な情報を伝えることになる。
- (b) 利益の認識パターンが、リスクの負担により認識される利益と、カバー及び他のサービスの提供により認識される利益の両方を反映することになる。その結果、利益認識パターンが契約の経済的決定要因に敏感になる。
- (c) 金融商品の市場での評価及び価格付け（これらは、当該金融商品に関連したリスクの程度を反映する）の両方と概念的に整合することになる。
- (d) 保険金が予想保険料を最終的に超過するかもしれないリスクの負担に対して、企業が十分な保険料を課していない状況を忠実に表現することになる。
- (e) 保険契約の測定にマージンを確実に含めることになる。これは、リスクを生じる負債とリスクフリーの負債とを区別するために不可欠である。
- (f) リスクに関する見積りの変更を、速やかに、かつ明白に報告することになる。

BCA96 本公開草案では、企業は、リスク調整を貨幣の時間価値についての調整とは区別して考慮すべきであると提案している。IASB は、一部の現行の会計モデルが、リスク調整後の割引率の使用により、これら 2 つの調整を結合させていることに着目した。しかし、リスクが負債の金額及び満期までの残存期間に直接比例する場合を除いては、これは適切ではない。保険負債はこうした特性を有していないことが多い。例えば、支払備金のポートフォリオの平均リスクが時とともに上昇する場合がある。複雑な保険金請求ほど、解決に長い期間を要するからである。同様に、失効リスクが与える影響は、キャッシュ・インフローに対しての方がキャッシュ・アウトフローよりも大きい場合がある。さらに、リスク調整は一般に将来キャッシュ・インフローの価値を減少させるが、将来キャッシュ・アウトフローの価値を増加させる。単一のリスク調整後の割引率がこれらのリスクの相違を反映する可能性は低い。

リスク調整を見積る技法

BCA97 2010 年公開草案では、次のような提案をしていた。

- (a) リスク調整を算定するために許容される技法の数を限定する。IASB が下した結論では、リスク調整を算定するための技法を幅広く認めると、実務の多様性が生じる可能性があり、これは結果として生じる測定の目的適合性を低下させ、財務諸表利用者が異なる企業の算定したリスク調整を比較することを困難にするおそれがあるとしていた。
- (b) リスク調整を算定する際に使用する集約のレベルを定める。2010 年公開草案で認めていた技法のそれぞれは、基礎となるキャッシュ・フローの確率分布に基づくもので、当該分布の形状は、企業がリスク調整を算定するレベルに応じて決まる。

BCA98 しかし、IASB は、リスク調整の測定についてのもっと原則ベースのアプローチの方が、同様のリスク調整の算定方法に関する広範なガイダンスを提供しないという IFRS 第 13 号における IASB のアプローチと整合的となることに納得した。さらに、IASB は次の結論を下した。

- (a) 技法の数を限定することは、原則ベースの基準を設定するという IASB の希望と矛盾することになる。個々の状況で、ある技法の方が適切であるか又は適用が容易となる場合があり、特定の技法が適切となるすべての状況を基準が詳細に明記することは、実務上可能ではないであろう。さらに、技法が時とともに進歩する可能性がある。特定の技法を明記することは、もっと適切な新しい技法の使用を妨げるおそれがある。
- (b) リスク調整の目的は、リスクの負担という経済的負担についての企業の認識を反映することである。リスク調整の決定についての集約のレベルを特定して、それがリスク負担についての企業の見方と整合しないものである場合には、当該目的と矛盾することになる。

BCA99 その結果、本公開草案では原則だけを述べている。リスク調整は、企業が保険契約ポートフォリオを履行するにつれて生じるキャッシュ・フローに固有の不確実性の負担に対して、企業が要求する対価とすべきであるという原則である。

信頼水準の開示（第 84 項）

BCA100 本公開草案における原則と IFRS 第 13 号における原則の重要な相違点は、本公開草案でのリスク調整が、市場参加者の認識ではなく、リスク回避の程度についての企業自身の認識に依拠していることである。IASB の考えでは、市場参加者の観点を検討するという IFRS 第 13 号の要求は、ある程度の検証可能性を必要とするものであり、それは企業固有の観点の中には存在しない。したがって、リスク回避に関する企業固有の評価が企業間でどのように異なる可能性があるのかを、財務諸表利用者が理解できるようにするために、本公開草案では、企業はリスク調整がどのような信頼水準に相当するのかを開示すべきであると提案している。

BCA101 一部の人は、信頼水準の開示は作成が負担となり、直接的に比較可能な情報を提供しない可能性があるかと懸念している。しかし、IASB の考えでは、定量的開示の目的を達成する他のアプローチで、財務諸表利用者が企業間で首尾一貫した方法論を使用してリスク調整を比較できるものはほとんどない。特に、IASB は、その目的が次のような開示では達成されないことに留意した。

(a) 市場参加者の観点からのリスク調整を測定するために使用した主要なインプットの数値の範囲の定量的開示

(b) 保険負債全体との比較でのリスク調整の相対的な大きさに関する情報

したがって、IASBはこれらのアプローチを棄却した。

BCA102 また、IASBは、別のリスク調整技法（資本コスト・アプローチなど）を比較の基礎として使用すべきかどうかも検討した。しかし、資本コスト・アプローチの方が適切な情報を提供することが多いであろうが、信頼水準技法には、財務諸表利用者への伝達が比較的容易で、理解が比較的容易であるという利点がある。信頼水準の有用性は、確率分布が統計的に正常でない場合（保険契約はそうであることが多い）には低下するが、資本コスト・アプローチの方が信頼水準開示よりも計算が複雑となる。IASBは、多くの企業が資本コスト技法の適用に必要な情報を有することになる（国内の規制上の要求事項に従うために当該情報が必要とされるため）と予想しているが、より単純なアプローチの方が適切となる場合に、より煩雑な要求を企業に課すべきではないと考えている。

分散効果

BCA103 2010年公開草案では、リスク調整は、保険契約ポートフォリオの中で生じる分散効果を反映すべきであるが、当該ポートフォリオと他の保険契約ポートフォリオとの間の分散効果は反映すべきではないと提案していた。

BCA104 本公開草案では、当該提案を改訂して、リスク調整の目的（企業が保険契約を履行するにつれて生じるキャッシュ・フローの金額及び時期に関する不確実性の負担に対して、企業が要求する対価を反映すること）と整合させている。この目的と整合させるため、リスク調整は、企業が当該不確実性の負担に対して要求する対価の金額を決定する際に考慮する分散効果を反映する。

契約上のサービス・マージンの測定（第28項、第30項から第32項及びB68項）

BCA105 本公開草案は、企業が、契約開始時の利得を消去する契約上のサービス・マージンを、保険契約の測定値を取引価格に較正することにより認識すべきであると提案している。これは2011年の公開草案「顧客との契約から生じる収益」での提案（契約中の履行義務に取引価格を配分する）と整合する。付録Aでの定義のとおり、契約上のサービス・マージンは、企業がカバー期間にわたりサービスを提供することにより認識する未稼得の利益を表す。企業は契約上のサービス・マージンを負の値にする金額を直ちに費用として認識することになるので、本提案により、企業は、将来キャッシュ・アウトフローの期待現在価値が将来キャッシュ・インフローの期待現在価値（リスク調整後）を超過する額を、負債の増加及び対応する費用として認識することになる。したがって、契約が不利である場合には、企業は負債の増加及び対応する費用を認識することになる。

BCA106 このセクションでは、次の事項を論じる。

(a) 契約上のサービス・マージンの純損益での認識（BCA109項からBCA112項参照）

(b) 契約上のサービス・マージンの集約のレベル (BCA113 項参照)

BCA107 将来のカバー又はサービスに関するキャッシュ・フローの見積りの変更を契約上のサービス・マージンの中で相殺すべきであるという IASB の提案は、BC26 項から BC41 項で論じている。

BCA108 BCA71 項から BCA73 項では、契約上のサービス・マージンに係る利息の発生計上を論じている。

純損益での認識

BCA109 BC26 項から BC32 項で論じたように、IASB は、契約上のサービス・マージンはカバー期間にわたり提供されるカバー及び他のサービスについての未稼得の利益の描写であるとみている。この見解と整合的に、本公開草案では、契約上のサービス・マージンについて次のように提案している。

- (a) 負の値となるべきではない。この要求は、契約上のサービス・マージンが消去された場合に企業が損失を認識することを意味し、したがって、企業はもはや契約からの利益を見込んでいないことを忠実に描写する。
- (b) 契約で要求されているサービスの提供を反映するパターンでカバー期間にわたり認識すべきである。この提案は 2010 年公開草案での提案を、より原則ベースの方法で示している。当該提案は、企業は契約上のサービス・マージンを時の経過に基づいて認識するが、保険金及び給付金の発生パターンが時の経過と著しく異なる場合には、保険金及び給付金の発生が予想される時期に基づいて認識すべきであるとしていた。2010 年公開草案では、発生保険金及び給付金は保険カバーの提供の期待値を反映するものであり、保険カバーが契約に基づいて提供される主要なサービスであると仮定していた。

BCA110 IASB は、1 つの会計期間に認識する契約上のサービス・マージンの金額を制限する提案 (2011 年の公開草案「顧客との契約から生じる収益」と同様の方法) を検討したが、棄却した。当該提案では、企業が認識する契約上のサービス・マージンの累計額を、権利を得ることが合理的に確実な金額に制限するとしていた。IASB の考えでは、当該マージンを期待現在価値ベースで測定する場合には、「合理的に確実な」ベースで契約上のサービス・マージンの金額を制限することは不整合となる。本公開草案では現在測定モデルを提案しており、契約上のサービス・マージンは、カバー及び他のサービスに係る未稼得の利益についての現在の見方を描写する。したがって、利益の認識パターンとして、現在測定モデルを使用している他の基準 (公正価値で測定される金融資産又は金融負債など) と整合的なパターンを使用する方が適切となる。純損益を通じて公正価値で測定される金融資産又は金融負債について、IASB は、当期に発生する公正価値の利得又は損失は有用な情報を提供すると考えている。したがって、市場インプットによる裏付けのない初日の損失を例外として、公正価値での金融資産又は金融負債について生じる利得は、公正価値利得が将来の期間において反転する可能性があるとしても、認識する累計額に対する制限の対象とはならない。

BCA111 IASB は、サービスが主として資産管理である保険契約についての利益認識の

パターンは、おおむね類似した経済的特徴を有する資産管理サービスに係る収益契約についてのパターンと同様とすべきであるという見解を検討した。ファンド・マネージャーが課す投資管理報酬は、ファンド管理サービスの期間にわたり認識されることになる（当該報酬が将来の業績状況に左右されない場合）。一部の人々の考えでは、企業が資産プールに対するリターンの持分を受け取ることを定めている保険契約と、管理下にある資産の一定割合として計算される資産管理報酬（したがって、手数料がプールの業績を基礎とすることを意味する）との間に、経済的相違はほとんどない。しかし、IASB の考えでは、資産プールに対するリターンの企業の持分とファンド・マネージャーが課す投資管理報酬との間には、実質的な経済的相違がある。ほとんどの場合、ファンド・マネージャーは基礎となる投資を支配していない（IFRS 第 10 号「連結財務諸表」における支配の定義に基づけば）。さらに、ファンド・マネージャーは、プールに係る全体的損失がある場合には損失を被らない。これと対照的に、企業はプールの資産を支配し、プールに係る全体的損失がある場合には、経済的損失を被る。したがって、IASB の下した結論としては、企業は、資産に対する経済的持分を、自らが経済的持分を有する他の資産を報告する方法と整合的な方法で報告すべきである。

- BCA112 2011 年の公開草案「顧客との契約から生じる収益」での提案と整合的に、負債の決済は企業が提供するサービスとは考えられない。したがって、契約上のサービス・マージンについての認識期間は、カバー期間である。これが保険契約で約束したカバー及び他のサービスを企業が提供する期間だからである。企業がリスクの負担について認識するマージンは、企業がカバー期間と決済期間の両方の期間にリスクから解放されるにつれて純損益に認識される。これと対照的に、FASB の提案では、マージン（一般に、当初認識時のリスク調整と契約上のサービス・マージンの合計に等しい）をカバー期間及び決済期間にわたり純損益に認識することになる。FASB の提案は、マージンがカバー及び他のサービスの提供に関連する構成要素とリスクの負担に対する構成要素とで構成されていることを反映する。カバー及び他のサービスの提供はカバー期間中に発生するが、企業は、カバー期間と決済期間の両方の期間中にリスクを負担する。

集約のレベル（第 32 項）

- BCA113 本公開草案では、企業は、契約上のサービス・マージンを算定する際に、保険契約を保険契約ポートフォリオに集約すべきであると提案している。しかし、契約上のサービス・マージンを純損益に認識するための集約のレベルは定めていない。IASB は、企業が契約上のサービス・マージンを認識する際に、契約上のサービス・マージンが関連する契約に基づいて提供されるサービスのパターンに沿って認識されることを確保する集約のレベルを企業が使用すべきであると提案している。これは、各契約のカバー期間の終了時に、当該契約に関する契約上のサービス・マージンを全額認識すべきであることを意味する。実務上、これは、会計単位が、企業が契約を管理するために一般に使用するポートフォリオよりも小さくなる可能性があり、企業は、契約開始日、カバー期間及びサービス・プロファイルが類似した契約をグループ化する必要があるかもしれない。別のアプローチは、契約上のサービス・マージンの認識を個々の契約レベルで算定することであろうが、IASB は、当該アプローチをすべての状況

で要求することは煩雑となるおそれがあると判断した。

外貨（第 20 項）

- BCA114 本公開草案は、IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」に従った外貨換算に関して保険契約を貨幣性項目として扱うべきであると提案している。これは履行キャッシュ・フローと契約上のサービス・マージンの両方に適用されることになる。保険契約が貨幣性項目であるという結論は、本公開草案の第 35 項から第 40 項で提案している残存カバーに係る負債の測定について企業が単純化したアプローチを用いて当該契約を測定する場合でも変わらない。
- BCA115 IAS 第 21 号に従って、企業はキャッシュ・フローの期待現在価値及びリスク調整（当該キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性を用いて測定される）の両方に関する保険契約の構成要素を貨幣性項目に分類することになるが、契約上のサービス・マージンの構成要素は、財及びサービスに対する前払に類似しているため、非貨幣性項目に分類する考えもあろう。しかし、IASB の考えでは、単一の通貨で表示された保険契約の測定のすべての構成要素を貨幣性項目として扱い、したがって為替レートの変動による価値の変動を換算差損益として認識する方が、取引の忠実な表現となる。提案している測定モデルは将来キャッシュ・フローの見積りに焦点を当てているので、保険契約全体を貨幣性項目と見る方が適切であろう。

残存カバーに係る負債の測定の単純化したアプローチ（第 35 項から第 40 項）

- BCA116 本公開草案では、企業は、一部の保険契約の測定を、残存カバーに係る負債の測定に保険料配分アプローチを適用することにより単純化することを選択できると提案している。
- BCA117 本公開草案で提案している保険料配分アプローチは、2011 年の公開草案「顧客との契約から生じる収益」における顧客対価アプローチに類似している。保険料配分アプローチでは、負債の当初測定は受取保険料と同額で、企業は将来キャッシュ・フローの現在価値、リスクの影響及び貨幣の時間価値を、契約が不利である場合を除いて、明示的に識別しない。それでも、当初測定はそれらの構成要素を次のように非明示的に含むものとして説明できる。
- (a) 将来キャッシュ・フローの見積り（契約開始時に行う）
 - (b) リスクの影響（契約開始時に測定）
 - (c) 貨幣の時間価値の影響（契約開始時に測定）
 - (d) 契約上のサービス・マージン（もしあれば、契約開始時に測定）
- 契約開始時には、発生保険金に係る負債はない。
- BCA118 その後、残存カバーに係る負債（2010 年公開草案では「責任準備金」と呼んでいた）は、カバー期間にわたり、契約により提供されるサービスのパターンを反映するパターンで認識される。
- BCA119 2010 年公開草案では、保険料配分アプローチをカバー期間がおおむね 1 年以

内の契約について要求すると提案していた（契約がキャッシュ・フローの変動可能性に著しい影響を与える組込デリバティブを含んでいない場合）。それらの場合に、IASB は、保険料配分アプローチを用いて算定される残存カバーに係る負債は、履行キャッシュ・フロー及び契約上のサービス・マージンの合理的な近似となり、同様の結果を低いコストで達成すると考えていた。これは、BCA117 項に示した構成要素の相対的な規模に重大な変動が生じる可能性は低く、それらの構成要素が安定的に進展する可能性が高いからである。短期契約のカバー期間中に重要な見積りの変更が生じると予想される場合には、当該変更は、不利（損失を生じる）である可能性の方が、有利（利得を生じる）である可能性よりも高くなる。したがって、契約が不利になった場合に追加の負債を認識するという要求により、それらの損失が識別されることになる。したがって、これらの契約について完全な測定モデルの適用を企業に要求しても、十分な便益を生み出さず、より困難なアプローチを採用するコストを正当化できないであろう。

BCA120 2010 年公開草案に対するコメント提出者は、当該提案が、類似した商品の会計処理が相違する結果となることを懸念していた。どの契約が時間に基づく保険料配分アプローチに適格なのかを判定する際に、恣意的な区別があるからである。さらに、多くの人々は、保険料配分アプローチは選択肢とすべきであると考えていた。これは特に、保険料配分アプローチに適格な契約と適格ではない契約を発行する企業にとっての運用上の懸念によるものである。

BCA121 IASB は、FASB が保険料配分アプローチを一部の種類の保険契約についてのより適切な別個のモデルと見ていることに留意した。それらの理由により、FASB は、保険料配分アプローチを特定の要件を満たす契約の会計処理に要求すべきであると提案している。しかし、IASB は、本公開草案の一般的な要求事項への合理的な近似を提供する場合には、保険料配分アプローチの適用を企業に認めるべきであるが、要求すべきではないと結論を下した。IASB は、保険料配分アプローチは本公開草案で提案している主要なアプローチの単純化と見ているからである。IASB は次のような適用指針を設けることも決定した。企業は、次のいずれかの場合には、追加的な調査をせずに、保険料配分アプローチが合理的な近似を提供すると仮定することができるというものである。

- (a) 契約のカバー期間が 1 年以内である。又は、
- (b) 履行キャッシュ・フローの見積りの重要な変更が保険金請求発生前に発生する可能性が低い。

BCA122 保険契約全般についての測定との整合性を維持するため、2010 年公開草案では、保険料配分アプローチには次の特徴を含めるべきであると提案していた。

- (a) 保険契約資産又は負債に係る利息が発生計上される。
- (b) 契約が不利である場合には、企業が追加負債を認識する。
- (c) 増分新契約費を繰り延べ、残存カバー期間に配分された部分の保険料からの控除として表示する。繰延増分新契約費は、一定期間にわたり、保険料を収益として認識するパターンと整合的なパターンで費用として認識する。

- BCA123 2010年公開草案へのコメント提出者の多くが、これらの特徴は、単純化を意図していたものを過度に複雑にしていると考えていた。したがって、本公開草案では、2010年公開草案のアプローチを単純化することを提案しており、特に、企業が次のようにすることを提案している。
- (a) 残存カバーに係る負債の利息の発生計上は、重要な財務要素を有する契約についてだけ行うべきである。保険料の期限到来とカバーの提供との間の期間が1年以内である場合には、当該契約は重要な財務要素を有していないものとみなされる。
 - (b) 1年以内に支払われると予想される保険金を割り引く必要はない。
 - (c) 契約が不利であるかどうかの評価が必要となるのは、事実及び状況により、契約が不利となっていることが示されている場合だけとする。
 - (d) カバー期間が1年以内の契約については、すべての新契約費を発生時に費用として認識することを認める。
- BCA124 保険料配分アプローチは、契約開始時に行った見積りを用いて保険契約を測定し、残存カバーに係る負債の測定の見積りは、契約が不利である場合を除いて、更新しない。したがって、本公開草案では、保険料配分アプローチにおいて貨幣の時間価値を反映するために使用する割引率を、契約の当初認識時に設定すべきであると提案している。当該アプローチと整合的に、発生保険金に係る負債についての純損益における金利費用は、契約の当初認識時に適用した利率を用いて測定することになる。

保有している再保険契約（第41項から第42項）

- BCA125 再保険契約は保険契約の一種である。IASBは、企業が発行する元受保険契約と再保険契約とで異なる要求事項を適用する理由を見出していない。したがって、本公開草案では、再保険契約を発行する企業は、自らが発行する他の保険契約に使用すると同じ認識及び測定アプローチを使用すべきであると提案している。
- BCA126 本公開草案は、企業が保有している再保険契約（すなわち、企業が出再者であるもの）にも適用される。本公開草案では、保有している再保険契約を関連する基礎となる元受契約と区分して会計処理すべきであると提案している。再保険契約を保有している企業は、再保険者から受け取るべき金額を、基礎となる保険契約者に支払うべき金額と相殺する権利を通常は有していないからである。したがって、保有している再保険契約を基礎となる保険契約と区別して会計処理することにより、企業の権利及び義務並びに関連する収益及び費用のより明確な像が提供される。
- BCA127 企業が再保険カバーのために支払う金額は、企業が支払う保険料から、引受費用又は新契約費などの発生費用を補償するために出再者に再保険者が支払う金額（「出再手数料」）を控除した額で構成される。この金額は、次の項目に対する支払と見ることができる。

- (a) 基礎となる元受保険契約により創出されるキャッシュ・フローの期待現在価値に対する再保険者の持分。当該金額には、再保険者がカバー範囲に異議を唱えたり、保有している再保険契約に基づく義務を充足できなかったりするかもしれないというリスクについての調整が含まれる。
- (b) 再保険資産の当初測定を契約開始時に支払った保険料と同額にする契約上のサービス・マージン。このマージンは、保有している再保険契約の価格付けに応じて決まる。したがって、基礎となる元受保険契約について生じる契約上のサービス・マージンとは異なる場合がある。

BCA128 企業が発行する保険契約からのキャッシュ・フローの期待現在価値を測定する際に、IASB は、保有している再保険契約からのキャッシュ・フローの期待現在価値に対する再保険者の持分の測定の際に使用するのと同じアプローチを使用することを提案している。保有している再保険契約から生じるキャッシュ・フロー及びリスクと貨幣の時間価値に関連する調整を見積る際に、企業は基礎となる契約について使用する仮定と整合的な仮定を使用する。その結果、保有している再保険契約の測定に使用するキャッシュ・フローは、当該キャッシュ・フローが、それがカバーする契約のキャッシュ・フローにどの程度依存するかを反映することになる。しかし、出再者と再保険者の両方が契約上の権利及び義務を同じ基礎で測定することになるが、実務上、両者は必ずしも同じ金額にはならない。IASB は、保有している再保険について「ミラー・アカウンティング」を提案していない。見積りが異なる情報及び異なる実績へのアクセスを基礎としていることや、ポートフォリオの構成の相違（例えば、分散効果について異なる調整を含めることによる）により、差異が生じる場合がある。

BCA129 企業が発行する保険契約の測定についての提案と整合的に、企業は、保有している再保険契約の測定を単純化するために保険料配分アプローチを適用することもできる。これは、それによる測定が、本基準案の一般的な要求事項の適用により得られる結果の合理的な近似となることが条件となる。

BCA130 本公開草案は、次の事実を反映するための修正を含んでいる。

- (a) 保有している再保険契約は一般に資産であり、負債ではない。
- (b) 再保険契約を保有している企業は、一般的に再保険契約から利益を得るのではなく、保険料の非明示的な一部として再保険者にマージンを支払う。

BCA131 以下の各項では、保有している再保険契約に関して、本公開草案における一般原則への次の修正点を論じている。

- (a) 認識 (BCA132 項から BCA134 項参照)
- (b) 認識の中止 (BCA135 項参照)
- (c) リスク調整 (BCA136 項から BCA138 項参照)
- (d) 契約上のサービス・マージン (BCA139 項から BCA143 項参照)
- (e) 契約の条件変更 (BCA144 項参照)

保有している再保険契約の認識 (第 41 項(a))

BCA132 多くの再保険の取決めは、所定の期間中に引き受ける元受契約により発生する保険金をカバーするように設計されている。再保険契約が個々の契約の損失を比例的にカバーする場合がある。他方、再保険契約が基礎となる契約のポートフォリオからの所定の金額を超える損失の総額をカバーする場合もある。

BCA133 IASB は、企業が保険契約によるリスクに晒された日から契約を認識するという原則の適用を、次のように単純化することを提案している。

- (a) 保有している再保険契約が保険契約ポートフォリオの損失を比例的にカバーする場合には、基礎となる契約のカバー期間が開始して元受契約が認識される時に認識される。これにより、保有している再保険契約からの補填見込額が、基礎となる契約による支払見込額と同時に認識されることが確保される。
- (b) 保有している再保険契約が保険契約ポートフォリオから生じる所定の金額を超える損失の総額をカバーする場合、保有している再保険契約は再保険契約のカバー期間の開始時に認識される。これらの契約において、企業は、保有している再保険契約の開始時からリスク（基礎となる損失が閾値を超えるリスク）に晒される。閾値を超える原因となる損失がカバー期間全体を通じて累積するからである。

BCA134 カバー期間前に保有している再保険契約について、出再者は、再保険資産を不利な契約負債を認識した基礎となる契約に係る回収見込額の期待現在価値で認識する。

認識の中止（第 51 項）

BCA135 契約上の義務が、履行、解約又は期間満了により消滅するまでは、企業は保険契約負債の認識の中止を行わない。したがって、出再者は通常、再保険契約の締結時に、関連する元受保険負債の認識の中止を行わない。

保有している再保険契約におけるキャッシュ・フロー（第 41 項(b)）

BCA136 本公開草案の第 41 項(b)の提案のとおり、保有している再保険契約に係るキャッシュ・フローは、基礎となる元受保険契約に用いる仮定と整合的な仮定を用いて見積るべきである。さらに、本公開草案は、企業が次のようにすべきであると提案している。

- (a) 基礎となる契約の保険金又は給付金の実績を条件とするキャッシュ・フロー（出再手数料を含む）を、保有している再保険契約により補填が見込まれる保険金の一部として扱う。ただし、これらのキャッシュ・フローを投資要素として会計処理する必要がある場合を除く。IASB の考えでは、当該キャッシュ・フローの変動の経済的影響は、予想額と異なる金額の保険金の補填と同等である。
- (b) 基礎となる契約の保険金の発生を条件としない出再手数料は、再保険者に支払われる保険料の控除として扱い、純損益及びその他の包括利益計算書に純額で表示する。IASB の考えでは、そうした出再手数料の経済的影響は、出再手数料を伴わずにより低い保険料を課すのと同様である。

(c) キャッシュ・フローの測定に、予想信用損失を反映する。これは、BCA137 項から BCA 第 138 項で論じている。

BCA137 出再者は、再保険者が債務不履行となったり、保険事故について正当な請求が存在するかどうか異議を唱えたりするかもしれないというリスクに直面する。IASBの公開草案「金融商品：予想信用損失」と整合的に、本公開草案は、予想信用損失の見積りは期待値を基礎とすべきであると提案している⁷。したがって、キャッシュ・フローの金額及び時期の見積りは、確率加重した結果である。

BCA138 本公開草案は、当初の予想信用損失のすべての変動を、契約上のサービス・マージンと相殺するのではなく、純損益及びその他の包括利益計算書に利得又は損失として認識すべきであると提案している。IASB の考えでは、当初の予想信用損失からの相違は、契約において当初に約束したカバー又はサービスに影響を与える。これらは当該カバー又はサービスの収益性を変えるものではない。さらに、当初の予想信用損失からの変動は、発生時に利得及び損失として反映すべきであると IASB が考える経済事象である。したがって、IASB は、サービスの金額の変動を純損益に反映することが適切であると考えている。これにより、予想信用損失の会計処理が、保有している再保険契約と購入及び組成した信用減損金融資産との間で整合的となる。

再保険の購入に係る利得及び損失（第 41 項(c)）

BCA139 出再者が支払う金額は、通常、保有している再保険契約から創出されるキャッシュ・フローの期待現在価値にリスク調整を加算した金額を上回る。したがって、保有している再保険契約の当初認識時には、通常、正の値の契約上のサービス・マージン（再保険の購入の正味の費用を表す）が認識される。IASB は、出再者が支払う金額が、キャッシュ・フローの期待現在価値にリスク調整を加算した金額を下回るという稀な場合に、再保険契約における契約上のサービス・マージンは負の値となり得るかどうか検討した。そのような負の利得は、再保険契約の購入の際の正味の利得を表す。このような負の差額を生じさせる最も可能性の高い原因は、次のいずれかであろう。

(a) 基礎となる元受保険契約の過大表示。出再者はこれを元受契約の測定の見直しにより評価することになる。

(b) 再保険者が行った有利な価格付け（例えば、出再者には利用可能でない分散効果による便益の結果として）。

BCA140 2010 年公開草案では、IASB は、そうした負の差額が生じた場合には企業は利得を認識すべきであると提案していた。IASB は、この提案を、基礎となるモデルとの対称性と、基礎となる契約に係る契約上のサービス・マージンを負の値とすべきではないという IASB の結論との整合性のために行った。しかし、本公開草案では、企業はむしろ保有している再保険契約のカバー期間にわたり負の差額を認識すべきであると提案している。IASB は、契約開始時の見掛け上の利得は再保険の購入のコストの減額を表すものであり、カバー期間にわた

⁷ FASB は、再保険者の信用リスクを、出再者が、信用損失に関する US GAAP のガイダンス案に従って期待値ベースで会計処理することを提案している。

りサービスを受けるにつれてコストの減額を認識することが適切であるという見解に納得した。

BCA141 また、IASB は、再保険の購入に係る正味の費用は、カバー期間にわたりサービスを受けるにつれて認識すべきであると考えている（再保険契約がすでに発生した事故に係るものである場合を除く）。保有している再保険契約のうちすでに発生した事故に対するカバーを提供しているものについて、IASB は、企業は契約開始時の見掛け上の損失の全体を認識すべきであると結論を下した。基礎となる契約のカバー期間が満了しているからである。

BCA142 IASB は、保有している再保険契約の測定に含まれる契約上のサービス・マージンの金額は、再保険料を参照して別個に測定するのではなく、基礎となる契約に係るマージンに比例させるべきであるという見解を検討した。このアプローチでは、基礎となる保険契約について認識される金額と再保険料との間の差額は、契約の当初認識時に純損益に認識されることになる。当該アプローチは、企業が再保険者に支払う再保険料が、企業が保険契約者から受け取る保険料に対して不足又は超過する額に等しい利得又は損失を描写することになる。基礎となる契約からの未稼得利益は、再保険料に対する同額の逆方向の費用で相殺されることになる。しかし、IASB の考えでは、企業が保有している再保険契約の測定を基礎となる契約について受け取る保険料に基づいて行くと、当該保険料が保有している再保険契約から生じるキャッシュ・フローに直接に影響を与えない場合には、保有している再保険契約と基礎となる契約とを別個の契約と見ることと矛盾する。また、これは企業が保有している再保険契約の経済実態を反映しない。その実態とは、再保険契約の購入の費用が、再保険契約のために支払われる対価の全体に等しいということである。

BCA143 企業が発行する保険契約の測定について、本公開草案では、契約上のサービス・マージンは決して負の値にはなり得ないが、再積立ができると提案している。これは、契約上のサービス・マージンが消去された場合には企業が損失を認識する（企業がもはや契約から利益を見込んでいないことを描写する）とともに、契約上のサービス・マージンの増加による予想利益の増加を描写することになる。本公開草案は、キャッシュ・フローの見積りの変更の結果として、保有している再保険契約の契約上のサービス・マージンを調整できる金額に関する制限を設けていない。IASB の考えでは、保有している再保険契約に係る契約上のサービス・マージンは、発行した保険契約に係るものとは異なる。それが報告するのは、企業が再保険カバーを購入する際に生じる費用であり、再保険契約の売却により生じる利益ではない。したがって、保有している再保険契約に係る契約上のサービス・マージンの調整の金額に制限はない（ただし、再保険者に支払う保険料の金額による制限がある）。

契約の条件変更（第 52 項）

BCA144 本公開草案では、再保険契約を発行又は保有する企業は、契約の条件変更に関する利得又は損失を保険金又は給付金の修正として認識すべきであり、取引を純損益及びその他の包括利益計算書に認識する際に保険料、保険金又は給付金を総額表示すべきではないと提案している。IASB の考えでは、この提案は、出再者の再保険回収可能額及び再保険者の負債の交渉後の決済額として保有し

ている再保険契約の条件変更の経済的実質の忠実な表現を提供することになる。

ポートフォリオ移転及び企業結合（第 43 項から第 46 項）

- BCA145 IASB は、企業が、ポートフォリオ移転又は企業結合で取得した保険契約についての対価を、当初認識の直前に発生するキャッシュ・フロー（すなわち、カバー期間前のキャッシュ・フロー）として扱うことを提案している。これは、企業が、契約上のサービス・マージンを、本基準案の一般的な要求事項に従って、契約に対して支払われた対価を反映する方法で算定することを意味する。
- BCA146 したがって、第 28 項に従って、企業は、ポートフォリオ移転又は企業結合で取得した保険契約に係る契約上のサービス・マージンを、当初認識時の履行キャッシュ・フローにカバー期間前のキャッシュ・フローを加算した合計額と同額かつ逆方向の金額で算定することになる。当初認識時の履行キャッシュ・フローとカバー期間前のキャッシュ・フローとの合計額がゼロよりも大きい場合には、契約上のサービス・マージンは存在せず、当該金額がゼロを上回る超過額が次のように認識される。
- (a) ポートフォリオ移転については、企業が発行する保険契約と同じ方法で、費用として直ちに純損益に認識する。
 - (b) 企業結合については、企業結合時の利得又はのれんの当初測定の修正として認識する。この提案は、IFRS 第 3 号「企業結合」における公正価値測定の原則に対する新たな測定の例外を要求することになるが、同様の例外が、他の場合（年金負債などの負債が公正価値ではない現在価額基礎で測定される場合）について当該基準に含まれている。
- BCA147 BCA145 項から BCA146 項に述べた提案は、次の場合に、企業がポートフォリオ移転又は企業結合のいずれかで取得した保険契約を対価の金額（企業結合では公正価値と同額である）ではなく履行キャッシュ・フローの金額で認識することを意味する。
- (a) ポートフォリオ移転日又は企業結合日の時点で、契約が負債ポジションで、履行キャッシュ・フローが公正価値よりも高い。
 - (b) ポートフォリオ移転日又は企業結合日の時点で、契約が資産ポジションで、履行キャッシュ・フローが公正価値よりも低い。
- BCA148 IASB は、履行キャッシュ・フローの金額が、受取対価の金額（すなわち、公正価値）とどのように異なる可能性があるのかを検討した。最も可能性の高い原因は、履行キャッシュ・フローは企業による不履行リスクを含めていないという事実である。ポートフォリオ移転で取得した負債ポジションにある契約については、IASB は、そのような状況で損失を直ちに認識することは、企業が履行する見込みの義務を取得したが、義務を履行できないリスクがあるため、より低い価格を受け取ったという事実を忠実に表現すると結論を下した。
- BCA149 企業結合については、IASB は、履行キャッシュ・フローが公正価値と異なることについて最も可能性の高い原因は、取得企業が、履行キャッシュ・フロー

が提供する他のシナジーのために、より多くの金額を当該契約に対して進んで支払った可能性があることであると結論を下した。したがって、当該差額を企業結合時の利得又はのれんとして認識することは、企業結合時に同様の影響が生じる会計処理と整合的である。

BCA150 ポートフォリオ移転又は企業結合で取得した保険契約及び再保険契約について、純損益における金利費用又は金利収益の測定に使用する割引率は、当初認識日現在の利率である。企業による当初認識の日は、それぞれポートフォリオ移転又は企業結合の日である。

範囲及び定義（第3項から第7項）

BCA151 一部の人は、本基準案は、保険契約を発行する企業の財務報告のすべての局面を扱って、そうした企業の財務報告の内部的な整合性を確保すべきであると主張した。彼らは、規制上の要求事項や一部の国内の会計上の要求事項は企業の保険事業のすべての局面を扱っていることが多いと述べた。しかし、IASBは、本公開草案はすべての企業の保険契約に適用すべきであり、保険契約を発行する企業による他の会計処理の局面には対処しないと提案している。IASBは、企業の種類ではなく活動の種類に基づくアプローチを採用することを決定した。これは次の理由によるものである。

- (a) 保険契約を発行する企業が取引をある方法で会計処理し、保険契約を発行しない企業が同じ取引を別の方法で会計処理することは望ましくない。
- (b) IASBは、他の基準が扱っている論点の再検討を意図していない。ただし、保険契約の具体的特徴により異なる取扱いが正当化される場合は除く。
- (c) 各国間で首尾一貫して適用できる保険者の堅牢な定義を作り出すことは困難であり、おそらく不可能である。とりわけ、保険と他の領域の両方で主要な活動を有する企業の数が増えている。

BCA152 したがって、IASBの提案は、本公開草案で定義しているすべての保険契約に、契約期間全体を通じて適用されることになる。

BCA153 一般に、本公開草案は、保険契約を発行する企業の他の資産及び負債を扱っていない。それらの資産及び負債は他の基準の範囲に含まれるからである。しかし、本公開草案では次の例外を提案している。

- (a) 裁量権のある有配当性を有する投資契約に適用する（発行者が保険契約も発行している場合）。IASBの考えでは、本公開草案の提案の方が、他の基準を適用する場合よりもそうした契約の忠実な表現となる。IASBは、裁量権のある有配当性を有する投資契約は、保険契約を発行する企業だけが発行していると考えている（BCA170項からBCA177項参照）。
- (b) 金融保証契約に適用する（企業が過去にこうした契約を保険契約とみなすことを明言していて、それらに保険契約に適用される会計処理を使用している場合）。IASBは、そうした契約を信用保険と区別することは困難であると以前に判断したことに留意しており、この領域における作業の優先順

位は高くないと考えている（BCA184 項から BCA188 項参照）。

- (c) 他の基準を修正して、企業の自己株式、自己の社債及び自己使用不動産を企業が公正価値で測定することを認める（リンク契約の名目的ユニットを発行する投資ファンドの中で保有されている場合）。IASB の考えでは、基礎となる項目に対するリターンへの連動を定めている多くの契約については、当該基礎となる項目にはすべて公正価値で測定される資産が混合している。したがって、企業が自己株式、自己の社債及び自己使用不動産を別個に識別して異なる方法で会計処理することは煩雑となる（BC49 項参照）。

BCA154 本公開草案は、出再者以外の保険契約者による保険契約の会計処理は扱っていない。IAS 第 37 号は、引当金の決済に必要な支出について保険契約から生じる補填の会計処理を扱っている。IAS 第 16 号「有形固定資産」は、有形固定資産の減損又は滅失に対する保険契約による補填のいくつかの局面を扱っている。さらに、IAS 第 8 号は、ある項目に具体的に当てはまる基準がない場合に会計方針を策定する際に、企業が用いるべき行動のヒエラルキーを定めている。したがって、IASB は、保険契約者の会計処理に関する作業の優先順位は高くないと考えている。

保険契約の定義（付録 A 及び B2 項から B30 項）

BCA155 保険契約の定義は、どの契約が本公開草案の範囲に含まれ、他の基準の範囲には含まれないのかを決定する。本公開草案で提案している保険契約の定義は、IFRS 第 4 号での定義と同じであるが、IFRS 第 4 号の付録 B における関連するガイダンスの若干の明確化を加えている。

BCA156 本公開草案を開発する際に、IASB は、IFRS 第 4 号の定義について考え得る改善点を特定するため、当該定義を US GAAP の要求事項と比較し、次のような主要な相違点を検討した。

- (a) **保険契約の便益を説明する際に「補填 (indemnification)」でなく「補償 (compensation)」を使用。** IASB の考えでは、これらの用語はほぼ同じ意味である。しかし、一部の状況では、保険契約を保険契約者に対する補償として説明の方が直観的かもしれない（例えば、被保険者の死亡に対して所定の金額を保険金受取人に補償する生命保険契約の死亡給付に言及する場合）。したがって、IASB は保険契約の定義において「補償」を維持した。
- (b) **タイミング・リスクの役割。** US GAAP では保険契約においてタイミング・リスクと引受リスクの両方の存在を要求しているが、IFRS 第 4 号では引受リスク又はタイミング・リスクのいずれかを移転する契約を保険契約として取り扱っている。US GAAP では、引受リスクとタイミング・リスクの概念に対する圧力の多くは、一部の保険契約の会計処理が、保険負債を測定する際に期待将来キャッシュ・フローの割引を企業に要求していないことから生じている。本公開草案で提案しているモデルでは、そのような圧力は存在しない。当該モデルは、影響が重要ではない場合を除いて、キャッシュ・フローを割り引くからである。したがって、IASB はタイミング・リスクと引受リスクの両方の存在は要求していない。しかし、本公開

草案では、保険事故が発生した場合に支払うべき追加給付が重要かどうかを評価する際に、企業は貨幣の時間価値を考慮すべきであるという提案を確認している（B20 項参照）。

- (c) **損失の概念。** 保険契約が重要な保険リスクを移転するのかどうかを企業が評価する際に、IFRS 第 4 号では、商業実態のある何らかのシナリオにおいて、保険事故により発行者に重要な金額の支払が生じる可能性があるかどうかを検討するよう企業に要求している（IFRS 第 4 号の B23 項及び本公開草案の B18 項参照）。IASB の理解では、実務上、US GAAP を適用している企業は、正味キャッシュ・アウトフローの現在価値が保険料の現在価値を大幅に超過することが合理的にあり得るのかどうかを検討する。B19 項において、IASB は、追加のテストとして、企業が支払う正味キャッシュ・アウトフローの現在価値が保険料の現在価値を超過する商業実態のあるシナリオがない場合は、契約は保険リスクを移転しない旨を含めることを提案している。IASB は、こうしたテストが IFRS 第 4 号にないことで、契約の不適切な分類が生じていると考える具体的な理由を有していないが、こうしたテストを含めた方が、US GAAP での実務と IASB が理解しているものとが密接に合致する。IASB は、こうしたテストを含めると、US GAAP の他の面を含めることも必要となることに留意した。再保険契約の中には、保険契約の定義を満たす契約を直接再保険したとしても、発行者を重要な損失の可能性に晒さないものもあるからである。したがって、本公開草案では、基礎となる保険契約のうちの再保険部分に係る保険リスクのほとんどすべてを再保険者が引き受ける場合には、たとえ再保険者が当該契約による損失に晒されないとしても、再保険契約は重要な保険リスクを移転するものとみなされることを明確化している。

BCA157 保険契約の定義の次のような局面を以下で論じている。

- (a) 保険リスク（BCA158 項から BCA159 項参照）
- (b) 被保険利益（BCA160 項から BCA162 項参照）
- (c) 保険リスクの量（BCA163 項から BCA167 項参照）
- (d) 保険の条件付の権利及び義務の消滅（BCA168 項参照）
- (e) 契約の結合（BCA169 項参照）

保険リスク（付録 A 及び B3 項から B30 項）

BCA158 IFRS における保険契約の定義は、保険契約に特有の会計処理の問題点を生じる特徴、すなわち、保険リスクに焦点を当てている。

BCA159 契約の中には、保険契約の法的形態を有するが、重要な保険リスクを発行者に移転しないものもある。本公開草案では、こうした契約を保険契約として扱っていない（当該契約が伝統的に保険契約として記述され、保険監督当局の規制の対象となり得るとしても）。したがって、本公開草案では、保険契約の法的形態だけでなく経済的実質を反映する保険契約の定義を提案している。

被保険利益（B7 項から B16 項）

BCA160 保険契約の定義は、不確実な事象が保険契約者に不利な影響を与える場合に保険契約者に補償することに同意することにより、企業が保険契約者から受け入れるリスクを反映している。不確実な事象は、保険契約者に対して不利な影響を有するものでなければならないという概念は、「被保険利益」と呼ばれている。この概念は、保険の定義にギャンブルを含めることを避けるために必要とされる。さらに、「不利な影響」への言及がないと、この定義には、コストが不確実なサービスを提供する前払契約が含まれてしまうおそれがある。これは、「保険契約」という用語の意味を伝統的な意味よりも拡大することになる。

BCA161 一部の人は、保険契約の定義に被保険利益を要求すべきでなく、被保険利益の概念を削除して、保険はリスクをプールに集めて一括して管理する事業であるという概念に置き換える方が望ましいと主張している。以下の理由からである。

- (a) 所定の不確実な将来事象が発生した場合に支払を要求する契約は、保険契約と同様の経済的エクスポージャーを生じる。これは他の当事者が被保険利益を有しているかどうかに関係がない。
- (b) 生命保険契約では、不利な事象と保険契約者の財務上の損失との間に直接的な連動がない場合がある。さらに、生存が年金受給者に不利な影響を与えることは明らかではない。人命を条件とするあらゆる契約は保険契約の定義を満たすものとするべきである。
- (c) 被保険利益の概念は、実質的に保険として利用されている契約（例えば、天候デリバティブ）を除外する。テストは、保険契約者への何らかの補填の合理的な予想があるのかどうかというテストにすべきである。売買可能な契約は、金融商品に関する基準の範囲に入れることが考えられる。

BCA162 IASB は、被保険利益の概念を維持することを決定した。原則ベースの区別を、特に、保険契約とヘッジに使用される他の契約との間に与えるものだからである。さらに、IASB は、生命保険契約又は生存年金の概念を精緻化することは不要であると決定した。こうした契約は通常、不利な影響を数量化するために事前に決定した金額を定めているからである（B12 項参照）。

保険リスクの量（B18 項から B23 項）

BCA163 本公開草案の付録 B の B18 項から B23 項では、契約が保険契約に該当するには、どれだけの量の保険リスクが存在しなければならないのかを論じている。この資料を作成する際に、IASB は、US GAAP において契約を保険契約として扱うための条件を検討した。その条件には、「重要な損失」の「合理的な可能性」があるべきであるという概念が含まれている。

BCA164 IASB は、一部の実務家が US GAAP を適用する際に次のようなガイドラインを使用していることに留意した。重要な損失の合理的な可能性とは、少なくとも 10% の損失の少なくとも 10% の確率である。これに照らして、IASB は保険リスクの量を定量的な用語で定義すべきかどうかを検討した。例えば、

- (a) 契約による支払が支払の期待値（すなわち、確率加重平均）を超える確率
- (b) 結果の範囲の測定値（支払額の最大値と最小値との間の範囲や、支払額の

標準偏差など)

- BCA165 しかし、定量的なガイダンスは恣意的な境界線を作り出し、その境界線ぎりぎりで別々の側に置かれる類似した取引に異なる会計処理を適用する結果となる。また、その境界線ぎりぎりでどちらか一方に置かれる取引を助長することにより、会計処理の裁定の機会を作り出すことになる。こうした理由で、IFRS 第4号及び本公開草案は、US GAAPと同様、定量的なガイダンスを含めていない。
- BCA166 また、IASBは、保険リスクの重大性を、重要性を参照して定義すべきかどうかを検討した。重要性を「概念フレームワーク」では次のように記述している。「情報は、その脱漏又は虚偽表示が、財務諸表に基づいて行われる利用者の経済的意思決定に影響を及ぼす場合、重要性を有する」。しかし、単一の契約（あるいは類似した契約の単一の群団でさえも）が、財務諸表全体に関して重要性のある損失を生じることは稀であろう。企業は契約をポートフォリオ・ベースで管理し、多くの場合には当該ベースで測定するが、契約上の権利及び義務は個々の契約から生じる。したがって、IFRS 第4号及び本公開草案では、保険リスクの重大性を個別の契約との関連で定義している（B22項参照）。
- BCA167 IASBは、保険リスクの重大性を、不利な結果の現在価値の期待（すなわち、確率加重）平均をすべての結果の期待現在価値の一定割合（又は保険料の一定割合）で表現することによって定義するという考え方も棄却した。この考え方は、金額と確率の両方を考慮することになるので、直感的には魅力がある。しかし、契約が金融負債として開始し、時間の経過又は確率の見直しにつれて保険契約となることを意味するものとなる。IASBの考えでは、契約が保険契約の定義を満たすのかどうかの継続的なモニタリングを契約期間にわたり要求するのは煩雑すぎるであろう。その代わりに、IASBは、契約が保険契約なのかどうかに関する判定を、契約開始時に一度だけ行うことを要求するアプローチを採用した。本公開草案のB18項からB23項のガイダンスは、契約ごとに判断して、保険事故が企業に追加金額の支払を生じさせる原因となる可能性があるかどうかに関心を当てている。さらに、B25項では、すべての権利及び義務が消滅するまで、保険契約は保険契約であり続けると述べている。

保険の条件付の権利及び義務の消滅

- BCA168 一部のコメント提出者は、保険の条件付の権利及び義務が非常に短期間で消滅する場合には、契約を保険契約とみなすべきではないと指摘した。本公開草案には、関連する可能性のある記述が含まれている。B18項では、商業実態のないシナリオを除外することの必要性を説明しており、B21項(b)では、死亡時に解約ペナルティを免除する一部の契約においては、既存のリスクの重要な移転はないと述べている。

契約の結合（第8項）

- BCA169 本公開草案では、2011年の公開草案「顧客との契約から生じる収益」から、どのような場合に企業が複数の契約を結合して単一の契約として会計処理すべきなのかに関する要求事項を組み込むことを提案している。当該公開草案における原則は、契約が単一の商業的目的でパッケージとして交渉されている場合や、一方の契約で支払われる対価の金額が他方の契約の価格又は業績に応じて決ま

る場合には、契約を結合すべきであるというものである。IASB の考えでは、この原則は保険契約にも等しく適用される。これらの契約を結合しないとすると、各契約に配分された対価の金額が契約の生み出す義務を忠実に描写しなくなるおそれがある。

裁量権のある有配当性を有する投資契約（第 47 項から第 48 項）

BCA170 IASB は、裁量権のある有配当性を有する投資契約（2010 年公開草案では「裁量権のある有配当性を有する金融商品」と呼んでいた）の発行者は、当該契約に本公開草案を適用すべきであると提案している（発行者が保険契約も発行している場合）。裁量権のある有配当性を有する投資契約は、保険リスクを移転せず、カバー期間がないため、本公開草案の要求事項案はそうした契約について修正されることになる。

BCA171 裁量権のある有配当性を有する投資契約は、提案している保険契約の定義を満たさないが、これらを金融商品としてではなく保険契約と同じ方法で扱うことの利点は、次のようなものである。

- (a) 裁量権のある有配当性を有する投資契約及び基礎となる項目に対するリターンへの連動を定めた保険契約は、同じ基礎となる資産プールに連動している場合がある。また、裁量権のある有配当性を有する投資契約は、保険契約の業績を共有することさえある。両方の種類の契約に同じアプローチを使用することは、目的適合性のより高い情報を財務諸表利用者にもたらす。企業内での比較可能性を高め、これらの契約の会計処理を単純化するためである。例えば、有配当保険の契約者へのキャッシュ・フローの分配の中には、基礎となる項目に対するリターンへの連動を定めた保険契約及び裁量権のある有配当性を有する投資契約の両方について合算して行われるものがある。これは、その合算された有配当性の別々の部分に別々の会計モデルを適用することを困難にするものである。
- (b) これらの種類の契約の両方が、他の大半の金融商品よりも保険契約に広く見られる特徴（満期の長さ、継続的な保険料、高い新契約費など）を有していることが多い。保険契約について提案されたモデルは、これらの特徴を含んだ契約に関する有用な情報を生み出すという具体的な目的で開発された。
- (c) 裁量権のある有配当性を有する投資契約は、相互依存性のあるオプション及び保証（最低保証、解約オプション、転換オプション、払込済オプションなど）の複雑なパッケージを含んでいる。したがって、これらの特徴の一部は、金融負債に関する IASB の現行の要求事項に従って各構成要素に分解される可能性がある。これらの契約を会計処理の異なる各構成要素に分解すると、保険契約を分解する際に生じる問題と同じ問題が生じることになる。IASB の考えでは、保険契約向けに開発された会計モデルの方が、これらの種類の契約には適切となるであろう。

BCA172 したがって、IASB は、それらの契約を本基準案の範囲に含めるべきであると提案している。FASB は、そうした契約を保険契約として会計処理することを提案していない。保険契約の定義を満たしておらず、現行の US GAAP の金融

負債に関するガイダンスがこれらの契約の特徴に対処しているからである。

- BCA173 本公開草案では、範囲に含めるべき裁量権のある有配当性を有する投資契約を、IFRS 第 4 号における裁量権のある有配当性の現行の定義に基づいて識別することになる。2010 年公開草案では、この定義を修正して、当該契約は、裁量権のある有配当性を有する保険契約と同じ資産プールの業績を共有しなければならないことを定めるとしていた。当該修正の意図は、本基準案の適用を BCA171 項で述べた特徴を有するものに限定し、企業が特定の会計処理結果を達成するために契約の形態を操作するリスクを減らすことであった。IASB は、投資契約が同一の資産プールに参加している場合には、保険契約と同じ方法で扱う必要性が大きくなると判断していた。そうでないと、取扱いの相違により、そうした契約について報告される結果が不整合となるおそれがある。
- BCA174 裁量権のある有配当性を有する投資契約は、裁量権のある有配当性を有する保険契約と同じ資産プールの業績を常に共有することから、IASB は、当該契約は、裁量権のある有配当性を有する保険契約と同じ資産プールを共有しなければならないという要件を追加することを提案していた。しかし、2010 年公開草案に対するコメント提出者は、その仮定に異議を唱えた。彼らは、当該要件を含めると、会計処理の裁定の機会を生じるおそれがあるとの懸念も示した。適用可能な会計基準が、企業が資産プールをどのように選択するのかに左右される可能性があるからである。プールを異なる方法で分割することにより、企業への適合性がより高く望ましい評価方法を達成することができる。したがって、IASB は、要件を変更して、本基準案の範囲に含まれる裁量権のある有配当性を有する投資契約は保険契約を発行する企業が発行したものでなければならぬという要求とすることを提案した。
- BCA175 IASB は、契約が保険契約と同じ資産プールの業績を共有しなければならないという要件を削除し、IFRS 第 4 号の定義に戻すことを検討した。2010 年公開草案へのコメントでは、取引形態の操作の回避又は何らかの具体的な解釈上の質問への対処のために、IASB が積極的な措置をとる必要があるとは述べていなかった。それでも、IASB は、保険契約を発行していない企業については、本公開草案を導入するコストが便益を上回ることを懸念した。
- BCA176 裁量権のある有配当性を有する投資契約は重要な保険リスクを移転しないので、本公開草案では、保険契約に関する提案について次のような修正を提案している（第 47 項参照）。
- (a) これらの契約についての契約の境界線の原則は、定義上の特徴、すなわち、裁量権のある有配当性の存在（保険リスクの存在ではなく）を基礎とする。
 - (b) 契約上のサービス・マージンの認識について提案している要求は、資産管理サービスの提供のパターンを参照している。
- BCA177 IASB は、本基準案の他の要求事項には修正は必要ないと決定した。特に、非保険要素の分離に関する要求事項の修正の必要はないであろう。これは次の理由による。
- (a) 裁量権のある有配当性を有する投資契約の投資要素は、一般に、互いに相関性が高いので、それらの投資要素は区別できないであろう。したがって、

企業はどの投資要素も契約から分離しないことになる。投資要素が他の構成要素と区別できる稀な場合には、企業は、投資要素を分離して、適用可能な基準を用いて会計処理する。

- (b) そうした契約で提供される資産管理サービスからのキャッシュ・フローのリスクは、一般に、保証給付との相関が高いので、企業は一般的には財及びサービスを分離しないことになる。

範囲除外（第7項）

BCA178 本改訂公開草案の範囲は、保険契約の定義を満たす可能性のあるさまざまな項目を除外している。

- (a) 製造業者、販売業者又は小売業者が発行する製品保証（BCA179 項から BCA180 項参照）
- (b) 従業員給付制度から生じる事業主の資産及び負債並びに確定給付退職制度が報告する退職給付債務（IAS 第 19 号「従業員給付」、IFRS 第 2 号「株式に基づく報酬」及び IAS 第 26 号「退職給付制度の会計及び報告」参照）
- (c) 契約上の権利又は契約上の義務のうち、非金融項目の将来の使用又は使用権を条件とするもの（IAS 第 17 号「リース」、IAS 第 18 号「収益」及び IAS 第 38 号「無形資産」参照）
- (d) 製造業者、販売業者又は小売業者が提供する残価保証、及びファイナンス・リースに組み込まれた借手の残価保証（2011 年の公開草案「顧客との契約から生じる収益」及び 2013 年の公開草案「リース」参照）。しかし、単独の残価保証は、IASB の他のプロジェクトで扱われておらず、本公開草案の範囲の中に残ることになる。
- (e) 一部の固定料金のサービス契約（BCA181 項から BCA183 項参照）
- (f) 一部の金融保証契約（BCA184 項から BCA188 項参照）
- (g) 企業結合で支払うか又は受け取る条件付対価（IFRS 第 3 号参照）
- (h) 企業が保険契約者である保険契約（ただし、当該契約が再保険契約である場合を除く）（BCA 第 154 項参照）

製品保証（第7項(a)）

BCA179 本公開草案は、製造業者、販売業者又は小売業者が発行した製品保証について IFRS 第 4 号にこれまで含まれていた範囲除外を含んでいる。そうした保証は、製品の製造中に発見されなかった欠陥をすべてカバーするか、又は製品が顧客に移転された後に発生する故障に対して顧客にカバーを提供する。また、固定料金サービス契約としての要件を満たす製品保証についての範囲除外も設けている。

BCA180 製品保証は、保険契約の定義を満たす。しかし、IASB は、製品保証のうち主たる目的がサービスの提供であるものを本基準案の範囲から除外することを提案している。その代わりに、企業は 2011 年の公開草案「顧客との契約から生じる収益」での提案を当該契約に適用することになる。IASB は、企業は一般

に、そうした契約に保険料配分アプローチを適用してきており、これは 2011 年の公開草案「顧客との契約から生じる収益」での提案の適用により生じる会計処理と同様の会計処理となることに留意している。しかし、IASB の考えでは、こうした契約を顧客との他の契約と同じ方法で会計処理するという現行の実務は、そのような契約を発行する企業について財務諸表利用者に目的適合性のある情報を提供するものである。これらの契約の現行の会計処理を変更すると、重大な便益なしにコストと混乱を強いることになる。

固定料金のサービス契約（第 7 項(e)）

BCA181 固定料金のサービス契約は、サービスの水準が不確実な事象に左右される契約である。例えば、路上支援プログラムや、サービス提供者が特定の設備を故障後に修理することに合意しているメンテナンス契約などがある。こうした契約は、次の理由で保険契約の定義を満たす。

- (a) 支援又は修理が必要かどうか、又はいつ必要なのかが不確実である。
- (b) 事象の発生により所有者が不利な影響を受ける。
- (c) 支援又は修理が必要な場合に、サービス提供者が所有者に補償する。

BCA182 固定料金のサービス契約は、保険契約の定義に該当する。しかし、IASB は、本基準案の範囲から、固定料金のサービス契約のうち主たる目的がサービスの提供である契約を除外することを提案している。その代わりに、企業は 2011 年の公開草案「顧客との契約から生じる収益」での提案を当該契約に適用することになる。IASB は、企業は一般的に、そうした契約に保険料配分アプローチを適用してきており、それは 2011 年の公開草案「顧客との契約から生じる収益」での提案の適用により生じる会計処理と同様の会計処理となることに留意している。しかし、IASB の考えでは、契約を顧客との他の契約と同じ方法で会計処理する現行の実務は、こうした契約を発行する企業について財務諸表利用者に目的適合性のある情報を提供するものである。これらの契約の現行の会計処理を変更すると、大きな便益なしにコストと混乱を強いることになる。

BCA183 2010 年公開草案に対するコメント提出者の一部は、固定料金のサービス契約と保険契約との間の線引きや、異なる種類の固定料金サービスとの間の線引きが困難であると述べた。また、そうした類似の種類別の契約に異なる会計モデルを適用すると、比較可能性の欠如を生じるおそれがあると主張した人々もいた。それでも、BCA182 項に示した理由により、IASB は、固定料金のサービス契約の主たる目的がサービスの提供である場合には、本基準案の範囲から除外することを確認している。しかし、IASB は、固定料金サービスと他の種類の契約との区別に役立てるための明確化を追加した。特に、第 7 項(e)で、本基準案の範囲から除外される固定料金サービスが示すであろう特徴を示している。

金融保証契約（第 7 項(f)）

BCA184 IFRS は、金融保証契約を、所定の債務者が期限到来時に負債性金融商品の当初又は修正後の条件に従った支払を行わないことにより、保有者に生じる損失への補填を発行者に要求する契約と定義している。これらの契約は信用リスクを移転するものであり、さまざまな法的形態（例えば保証、ある種の信用状、

クレジット・デフォルト契約又は保険契約) があり得る。

BCA185 一部の人は、信用リスクを移転するすべての契約を金融商品と考えている。しかし、BCA184 項に述べたように、契約に基づく支払の契約上の前提条件は、保有者が損失を被っていることであり、これは保険契約の顕著な特徴である。2010 年公開草案に対するコメントの中には、金融保証契約の適切な会計モデルに関して、2 つの両立不能の見解があった。

- (a) 金融保証契約は保険契約の定義を満たす。契約の発行者が、保有者に不利な影響を与える不確実な将来事象（すなわち、債務不履行）の発生時に、保有者に補償を行うことに同意しているからである。したがって、企業は、金融保証契約を他の保険契約と同じ方法で会計処理すべきである。
- (b) 金融保証契約は IFRS 第 9 号の範囲に含まれる他の信用関連契約と経済的に類似する。同様の会計処理を同様の契約に適用すべきである。その結果、企業は金融保証契約を他の金融商品と同じ方法で会計処理すべきである。

BCA186 IFRS 第 4 号は現在、金融保証契約の発行者が過去に当該契約を保険契約とみなすと明言している場合には、当該契約を保険契約として会計処理することを認める選択肢を含んでいる。この選択肢はフェーズ II の完了までの一時的な解決策とすることを意図していた。しかし、選択肢の条件は曖昧にみえるかもしれないが、大多数のケースで明確な回答があり、適用上の問題は実務上識別されていないと思われる。IASB は、現行の選択肢を何も実質的な変更をせずに本公開草案に引き継ぐことを提案している。実務上機能しており、同一企業が発行した経済的に類似した契約の会計処理が整合的となるからである。IASB は、金融保証契約の会計処理が発行者に応じて異なることにより生じる不整合に対処することの優先順位は高くないと考えている。

BCA187 信用関連の契約の中には、保有者が損失を被ることが支払の前提条件ではないものがある。そのような契約の一例は、所定の信用格付け又は信用指数の変動に対応した支払を要求する契約である。当該契約はデリバティブであり、保険契約の定義を満たさない。これらは引き続きデリバティブとして会計処理されることになる。

BCA188 現在の US GAAP は、金融保証契約として会計処理されていない大部分の保証の発行者に、それらを当初に公正価値で認識することを要求しているが、この要求には、以下の範囲除外がある。

- (a) 親子会社間の保証又は共通支配下の企業間の保証
- (b) 第三者への子会社の債務についての親会社の保証（親会社が会社でも個人でも）
- (c) 親会社又は親会社の他の子会社のいずれかが第三者に負っている債務についての子会社の保証

FASB の公開草案は、これらの関連当事者の保証についての範囲除外を、企業が類似の保証を第三者に（又は第三者が負っている債務に関して）発行していない状況に限定すべきであると提案している。2005 年 8 月に「金融保証契約」（IAS 第 39 号及び IFRS 第 4 号の修正）を最終確定する際に、IASB は、こう

した免除を IFRS に導入しないことを決定しており、今回も提案はしていない。IASB は、そうした保証に基づく負債を会計処理しないと、発行者の財政状態の忠実な表現を提供しないことになると考えている。

保険契約からの構成要素の分離（第 9 項から第 11 項及び B31 項から B35 項）

- BCA189 BC7 項で論じたとおり、保険契約は、一連のキャッシュ・インフローとキャッシュ・アウトフローを生み出すために、一体となって機能する権利及び義務の束を創出する。一部の保険契約は、次のようなものである可能性がある。
- (a) 組込デリバティブを含んでいる（分離される場合には、IFRS 第 9 号の範囲に含まれる）
 - (b) 財及び非保険サービスを提供する（別個の契約により提供される場合には、2011 年の公開草案「顧客との契約から生じる収益」の範囲に含まれる）
 - (c) 投資要素を含む（別個の契約である場合には、IFRS 第 9 号の範囲に含まれる）
- BCA190 そのような非保険要素を保険契約から分離することにより、透明性が改善される可能性がある。これは、こうした構成要素を他の適用可能な基準を用いて会計処理することにより、別個の契約として発行される類似の契約との比較可能性が高まり、財務諸表利用者が企業の引き受けているリスクを異なる事業又は業種ともっと適切に比較できるようになるからである。
- BCA191 しかし、構成要素の分離には限界もある。保険契約は相互依存性のある権利及び義務の束を含んだものである。各構成要素に帰属するキャッシュ・フローに相互依存性がある場合は、単一の契約を複数の構成要素に分離すると、複雑で有用でない会計処理となる可能性がある。さらに、キャッシュ・フローに相互依存性がある場合には、各構成要素に係るキャッシュ・フローの分離が恣意的となる可能性がある（特に、契約が構成要素の相互補助やディスカウントを含んでいる場合）。
- BCA192 2010 年公開草案では、企業は、契約で特定された保険カバーに密接に関連していない構成要素を分離（アンバンドル）すべきであると提案し、保険カバーに「密接に関連」していない構成要素の一般的な事例をいくつか識別していた。「密接に関連」という用語は、IAS 第 39 号及び IFRS 第 9 号において、組込デリバティブを分離しなければならないかどうかを判定する要件の中で使用されている。しかし、2010 年公開草案に対するコメントは、保険契約に組み込まれた非保険要素についての「密接に関連」の解釈方法が一部の人々にとっては不明確であったことを示していた。本公開草案は、2010 年公開草案からの原則を、2011 年の公開草案「顧客との契約から生じる収益」で開発された概念に依拠することによって明確化している。
- BCA193 本公開草案では、次の非保険要素の分離に関する要求事項を提案している。
- (a) 組込デリバティブ（BCA195 項から BCA199 項参照）
 - (b) 財及び非保険サービス（BCA200 項から BCA203 項参照）

(c) 投資要素 (BCA204 項から BCA207 項参照)

BCA194 異なる種類の非保険要素を保険要素と分離するための要件案は、それらの構成要素の性質の相違を反映するために異なっている。これは、単独で会計処理される同等の契約に異なる会計モデルを適用することと整合的である。

組込デリバティブ (第 10 項(a))

BCA195 IAS 第 39 号及び IFRS 第 9 号は、混合契約に組み込まれた一部のデリバティブを分離して会計処理することを企業に求めている。本公開草案を公表する際に、IASB は、混合契約に組み込まれた一部のデリバティブを分離して会計処理することで、以下のことができることに留意している。

(a) 同様のリスク・エクスポージャーを創出する契約上の権利及び義務が、それ自体が純損益を通じて公正価値で測定されるものではない非デリバティブの主契約に組み込まれているのかどうかに関係なく、同じ方法で処理されるようにする。

(b) 企業が、デリバティブを公正価値で測定するという要求を、デリバティブを非デリバティブ契約に組み込むことで回避しようとする可能性に対抗するため、IASB の考えでは、公正価値はデリバティブについての唯一の目的適合性のある測定基礎である。財務諸表に十分な透明性を提供する唯一の方法だからである。デリバティブを原価で測定した場合、リスクの低減又は増加におけるそれらの役割が目に見えなくなる。さらに、デリバティブの価値は、市場変動に応じて不均衡に変動することが多く、公正価値は、リスクの変化への非線形的な反応を最も適切に捕捉する測定基礎である。当該情報は、デリバティブに固有の権利及び義務の性質を財務諸表利用者に伝えるのに不可欠である。

BCA196 IFRS 第 4 号は、組込デリバティブに関する IAS 第 39 号の要求事項が、保険契約に組み込まれたデリバティブに適用されることを確認していた。IASB は、2010 年公開草案を開発する際に、当該要求事項をおおむね再確認したが、次のように若干の変更を加えた。

(a) IFRS 第 4 号は、保険契約の定義を満たす組込デリバティブの分離を企業に要求していない。より大きな契約の中に組み込まれた保険契約の公正価値測定を要求することは、そのような測定が単独の保険契約に要求されていない場合には、矛盾となるからである。

(b) IFRS 第 4 号は、組込デリバティブと主契約の相互依存性が高いために企業が組込デリバティブを区分して測定できない場合には、組込デリバティブを主契約から分離することは要求していない。

(c) 2010 年公開草案では、「密接に関連」していない組込デリバティブの分離を禁止することを提案していた。これについて、IFRS 第 4 号では、企業がアンバンドルすることを認めている。

(d) 2010 年公開草案では、企業は保険契約の中の特定の解約オプションを分離する必要はないという IFRS 第 4 号の例外を削除することを提案していた。その代わりに、企業は、IAS 第 39 号の要求事項を適用して、解約オプション

ンを分離する必要があるのかどうかを決定することになる。

- BCA197 2010年公開草案に対するコメント提出者の一部は、非保険要素を保険契約から分離することは、過度の複雑性を持ち込むことになるが追加的な便益はほとんどないと述べた。彼らの考えでは、組込デリバティブの公正価値での測定は、本公開草案で保険契約について提案している現在価額測定の要求事項を適用して測定した場合と大きく異なる。
- BCA198 組込デリバティブが主契約である保険契約に密接に関連している場合には、IASBは、組込デリバティブを分離することの便益がコストを上回らないことに同意する。しかし、IASBは、組込デリバティブが主契約である保険契約と密接に関連していない場合には、当該便益がコストを上回ると考えている。現行の実務は、そうした組込デリバティブを主契約である保険契約から分離することのコストは過大とはならないことを示している。
- BCA199 本公開草案では、企業が保険契約の定義を満たす組込デリバティブを分離すべきであるとは提案していない。IASBは、一部の保険契約を組込デリバティブであることにより公正価値で測定し、他の保険契約を本公開草案での提案に従って測定することは、不整合となると結論を下した。

財及び非保険サービス（第10項(c)、第11項及びB33項からB35項）

- BCA200 アンバンドルした場合には、財及びサービスを提供する義務は、2011年の公開草案「顧客との契約から生じる収益」における提案を用いて会計処理することになる。当該公開草案は、顧客との契約の中の別個の履行義務を識別するための原則を提案している。IASBの考えでは、主契約が本公開草案又は2011年の公開草案「顧客との契約から生じる収益」のいずれの範囲に含まれるのかに関係なく、企業は同様の原則を使用して、保険でない財及びサービスを提供する履行義務を主契約から分離すべきである。したがって、本公開草案では、企業は、保険カバーの提供と区別できる財及びサービスだけをアンバンドルすべきであると提案している。これに当てはまるのは、次のいずれかの場合である。
- (a) 企業が通常は当該財又はサービスを別個に販売している、又は
 - (b) 保険契約者が、当該財又はサービスから、それ単独で又は保険契約者が容易に利用可能な他の資源と一緒にして、便益を受けることができる。
- BCA201 本公開草案では、企業は、保険契約のキャッシュ・インフローを、主保険契約と、保険でない区分できる財又はサービスとの間で、各構成要素の単独の販売価格に基づいて配分すべきであると提案している。IASBの考えでは、ほとんどの場合に、企業は保険契約の中に束ねられた財又はサービスに対する観察可能な単独の販売価格を決定できるであろう（当該構成要素が分離に関する上記の要件を満たしている場合）。
- BCA202 しかし、単独の販売価格が直接に観察可能ではない場合もある。その理由は、企業が保険と財又はサービスの構成要素とを別個に販売していないため、又は、2つの構成要素に対して一緒に課される対価が単独の販売価格とは異なる場合には、束ねられた契約に対して企業が課す金額が各構成要素の価格の合計よりも多いか若しくは少ないか、あるいは相互補助があるためである。そうした場

合には、企業は、取引価格を配分するために各構成要素の単独の販売価格を見積ることが必要になる。2011年の公開草案「顧客との契約から生じる収益」でのアプローチと整合的に、そうしたディスカウント又は相互補助は、観察可能な証拠に基づいて一方又は両方の構成要素に配分することになる。IASBの考えでは、このアプローチにより、相互補助及びディスカウント・補完が、アンバンドルされた構成要素の経済実態を忠実に表現することが確保される。

BCA203 本公開草案では、キャッシュ・アウトフローは関連する構成要素に配分すべきであり、構成要素のうち1つに明確に関連していないキャッシュ・アウトフローは、各構成要素の間で首尾一貫した合理的な基準で配分すべきであると提案している。各構成部分のうち1つに明確に関連していないキャッシュ・アウトフローには、新契約費や、間接費に関連する一部の履行キャッシュ・フローが含まれる。このアプローチは、複数のポートフォリオをカバーする新契約費及び履行コストの個々のポートフォリオへの配分に関する本公開草案の要求事項と整合的であり、製造費の配分に関する他の基準（例えば、2011年の公開草案「顧客との契約から生じる収益」やIAS第2号「棚卸資産」）の要求事項とも整合的である。

投資要素（第10項(b)、第11項及びB31項からB32項）

BCA204 投資要素とは、保険事故が発生しない場合でも、企業が保険契約者に返済することを契約が要求している金額である。保険契約者は一般に保険料を前払しなければならないので、多くの保険契約には、非明示的又は明示的な投資要素があり、これが別個の金融商品である場合には、IFRS第9号の範囲に含まれることになる。

BCA205 企業は、投資及び投資の返済を、IFRS第9号の範囲に含まれる金融商品に関する収益として表示しない。IASBの考えでは、保険契約収益を明示的又は非明示的な投資要素とともに表示することは、IFRS第9号の範囲に含まれる金融商品と当該投資要素との間の類似性を忠実に表現しない。したがって、IASBは、企業が当該投資要素を保険契約から分離して、IFRS第9号を適用して会計処理すべきかどうかを検討した。

BCA206 しかし、投資要素と保険要素に係るキャッシュ・アウトフローには、高い相関があることが多い（特に投資要素が非明示的である場合）。IASBは、一部の明示的な投資要素を分離することは可能かもしれないが、多くの非明示的な勘定残高を分離してIFRS第9号を適用して会計処理することは、複雑で、主観的かつ恣意的となると結論を下した。したがって、本公開草案では、企業は次のようにすべきであると提案している。

(a) 投資要素が区別できる場合を除いて、投資要素を保険契約から分離しない。投資要素は、保険契約のキャッシュ・フローが保険要素からのキャッシュ・フローとの相関が高くない場合には、区別できる。

(b) キャッシュ・フローが保険契約と相関のあるすべての投資要素は、本公開草案の提案を適用して会計処理するが、投資要素は、本公開草案の第56項から第59項に従って報告される保険契約収益及び費用から除外する。

BCA207 本公開草案は、分離された投資要素に配分するキャッシュ・フローを、企業が

当該投資契約を別個に発行したかのように単独で測定すべきであると提案している。この結論は、分離の目的（アンバンドルした構成要素を、特徴の類似した単独の契約と同じ方法で会計処理すること）と整合的である。IASB の考えでは、企業は、すべての場合において、IFRS 第 9 号の適用により、投資要素についての単独の価値を測定できるであろう。

要求されていない場合の構成要素の分離の禁止（第 10 項(d)）

BCA208 IASB は、本公開草案で要求していない場合に、企業が非保険要素を分離することを認めるべきかどうかを検討した。一部の人々は、契約者貸付など特定の投資要素のアンバンドルを企業に認めるべきであると主張している。それらは、従前の会計方針を適用する場合には、当該構成要素のキャッシュ・フローが主保険契約のキャッシュ・フローと相関関係がある場合であっても企業がアンバンドルしてきたものである。しかし、IASB は、保険契約と区別できない構成要素を恣意的でない方法で分離することは可能でないと判断した。そうした構成要素の分離を企業に認めることは、企業が契約における構成要素を恣意的に測定することを意味する。それは、財務諸表の透明性と比較可能性を低下させることになる。

認識、条件変更及び認識の中止（第 12 項から第 16 項及び第 49 項から第 53 項）

認識（第 12 項から第 16 項）

BCA209 2010 年公開草案では、企業は、保険契約から生じる義務及び関連する便益をリスクの受入時から認識すべきであると提案していた。この提案は、2011 年の公開草案「顧客との契約から生じる収益」の範囲に含まれる収益契約についての提案とは異なっていた。相違点は、会計モデル全体の相違により説明される。収益契約についての会計モデルは、業績の測定に焦点を当てている。そのため、当該モデルと整合的に、企業は一方の当事者が契約により履行するまでは権利又は義務を認識しない。これと対照的に、保険契約について提案している会計モデルは、企業が受け入れた義務の測定に焦点を当てている。そのため、当該モデルと整合的に、企業は、義務が生じると同時に義務を認識する。

BCA210 しかし、2010 年公開草案に対するコメント提出者は、保険契約を企業がリスクの受入時から認識するという要求は、カバー期間の開始前であっても契約の追跡と会計処理の必要があることを意味する点を懸念した。これらのコメント提出者は、カバー期間の開始前に契約を会計処理するにはシステム変更が必要となり、そのための高いコストはそれによる便益を上回るというものであった。これは、特に、カバー期間の開始前に認識される金額は重要性がないか、又はゼロの場合さえあるからである。彼らの考えでは、カバー期間の開始前に認識する金額が重要ではないとしても、カバー期間前に保険契約の会計処理を企業に要求すると、金額が重要ではないことを立証するために契約を追跡するという要求を企業に課すことになる。

BCA211 IASB はこれらの懸念に共感し、次のような考え得る解決策を検討した。

(a) カバー期間開始前の保険契約を未履行契約と同じ方法で会計処理すること。

- (b) カバー期間開始前の保険契約を先渡契約（デリバティブ）と同じ方法で会計処理すること。しかし、このアプローチは、やはりカバー期間前に保険契約の追跡が必要となり、先渡契約の価値は依然として測定が困難でコストがかかるので、便益がほとんどない。
- (c) カバー期間の開始時から保険契約を認識すること。IASB は、一部の契約については、発行企業が重要な保険リスクをカバー期間の開始前に引き受けていたとしても、カバー期間が長い年数にわたり開始しない可能性もあることに留意した。例えば、保証された年金オプションを有する据置年金契約では、保険事故が生じるのは年金オプションの行使後だけである。それでも、IASB は、保証された年金オプションの提供により保険リスクが生じると考えている。したがって、IASB の考えでは、こうした契約を年金オプションの行使前に認識しないと、当該契約に関する有用な情報を財務諸表から省くことになってしまう。

BCA212 したがって、IASB の考えでは、企業は以下のうち最も早い時点から保険契約を認識すべきである。

- (a) カバー期間の開始時
- (b) 保険契約者からの最初の支払の期限が到来した日
- (c) 該当がある場合には、当該契約が属することとなる保険契約ポートフォリオが不利であることが事実及び状況により示された日

BCA213 通常、最初の保険料はカバー期間の開始時に支払期限が到来し、企業はその時点で保険契約を認識する。IASB の考えでは、

- (a) BCA210 項で述べたカバー期間前に契約を認識しないことの論拠（すなわち、カバー期間開始前の情報の追跡は、コストを上回る便益を生み出さない）は、支払を受け取った後の契約には当てはまらない。
- (b) カバー期間前に不利となっている保険契約を報告することの便益は、契約を認識することのコストを上回る。

カバー期間前の会計処理（第 13 項から第 15 項）

BCA214 場合によっては、状況の変化により、カバー期間の開始前に契約が不利になる場合がある。IASB は、企業はそうした不利な契約をカバー期間前に認識すべきであると考えている。しかし、BCA212 項に述べた IASB の決定と整合的に、本公開草案では、保険契約ポートフォリオが不利であることが事実及び状況により示されている場合にだけ、不利な契約を認識すべきであると提案している。当該アプローチは、企業が、状況の不利な変化の認識を、カバー期間の開始前

に契約を個々に追跡する必要性なしに行うことを確保することになる。その代わりに、企業は、不利なカバー期間前の義務のポートフォリオを識別するために、契約ポートフォリオのハイレベルな見直しを実施することができる。

BCA215 保険契約の組成のコストは、カバー期間の開始前に発生することが多い。本公開草案では、そうしたコストを、契約が当初認識の要件を満たした場合に当該契約を含むことになる契約ポートフォリオの一部として認識すべきであると提案している。IASB は、実質的に、企業は新契約費が発生した日から契約を認識することになると考えている。しかし、企業は仮定を見直す必要はなく、契約が当初認識の要件を満たした日から契約上のサービス・マージンを算定することになる。

条件変更（第 49 項及び第 52 項から第 53 項）

BCA216 本公開草案の B25 項では、保険契約の要件を満たす契約は、すべての権利及び義務が消滅するまでは、引き続き保険契約であると述べている。義務は、履行、解約又は期間満了となった時点で消滅する。しかし、場合によっては、企業は、既存契約の条件の変更を、当該契約の経済実態を著しく変化させる方法で行う可能性がある。本公開草案では、契約の経済実態を著しく変化させる条件変更とそうでない条件変更の両方についての要求事項を定めている。

条件変更のうち契約の内容を変えるもの（第 49 項(a)）

BCA217 既存契約の認識の中止を行い、条件変更後の条件に基づく新たな契約を認識する際に、本公開草案では、新たな契約に係る対価を、企業が実際の条件変更日に同等の条件で契約を締結していたとした場合に保険契約者に課していたであろう価格とみなすことを提案している。みなし対価は、次のものを決定する。

(a) 既存契約の認識の中止に係る利得又は損失

(b) 新たな契約についての契約上のサービス・マージンの金額

BCA218 IASB は、非明示的な保険料は仮想的価格よりも主観性が低くなるという理由から、非明示的な保険料を条件変更前の既存契約の公正価値とすべきであるという見解を検討した。対価の公正価値は、金融負債の消滅及び他の大半の消滅に係る利得及び損失の測定にも使用される。その結果、既存契約の認識の中止に係る利得又は損失は、他の消滅の会計処理と整合的となる。

BCA219 しかし、IASB は、条件変更日において、同等の条件を有する契約の公正価値は観察可能でないことに留意した。したがって、公正価値は、観察可能な市場情報に基づいて算定されるのではなく、公正価値のヒエラルキーのレベル 3 を用いて測定されることになる（IFRS 第 13 号参照）。その結果、公正価値は主観的ともなるであろう。さらに、IASB は、公正価値の使用は、条件変更後の保険契約の測定と条件変更されていない保険契約の測定との間の比較可能性を損なうと結論を下した。したがって、IASB は、認識の中止の契機となる契約の条件変更は、企業が契約の条件変更日において同等の条件で契約を締結していたとした場合に保険契約者に課していたであろう保険料を用いて測定すべきであると提案した。このようなアプローチは、条件変更後の契約を他の保険契約負債の測定と整合的な方法で測定することになる。当該金額は、次の点で公

正価値とは異なることになる。

- (a) これは一部のインプット（リスク回避の程度を含む）に企業固有の仮定を使用するが、公正価値は市場参加者の仮定をすべての場合に使用する。
- (b) これは企業自身の不履行リスクを除外するが、公正価値は企業自身の不履行リスクを含める。
- (c) これは契約上のサービス・マージンを含めるが、公正価値はそうしたマージンを含めない。ただし、公正価値は、市場参加者が要求するであろう追加的マージンに係る現在価値を非明示的に含んでいる。

追加的な給付（第 49 項(b)(i)）

BCA220 一部の保険契約の条件変更は、保険契約者に追加的な給付を提供する（多くの場合、追加的な保険料と交換に）。本公開草案では、そのように条件変更された契約は、当初の契約の測定に影響のない新たな保険契約として扱うべきであると提案している。したがって、企業は、新たな契約に係る契約上のサービス・マージンを、追加的に課す保険料を参照して算定することになる。

BCA221 このアプローチの 1 つの帰結は、追加的に課す保険料が予想追加給付に係るキャッシュ・フローよりも低い場合には、企業は条件変更の期間に損失を認識することになることである。条件変更がキャッシュ・フローの見積りの変更として扱われる場合には、当該変更は契約上のサービス・マージンを減額することになり、損失は残りのカバー期間にわたり認識されることになる。IASB はむしろ、そうした条件変更を新たな保険契約として扱うことを提案すると決定した。これは、権利及び義務を除去する契約の条件変更と権利及び義務を追加する契約の条件変更について、対称性のある会計処理をもたらすことになる。これにより、契約の条件変更を通じた会計処理の裁定の可能性が減少する。

給付の削減（第 49 項(b)(ii)）

BCA222 本公開草案は、企業が保険契約負債、又は保険契約負債の一部について、財政状態計算書から認識の中止を行うのは、消滅時だけとすべきであるという提案を 2010 年公開草案から引き継いでいる。これは、保険契約で定めた義務が履行、解約又は期間満了となる時に発生する。この提案は、IFRS の要求事項並びに IAS 第 39 号及び IFRS 第 9 号での金融負債の認識の中止に関する要求事項と整合的である。また、保険契約の認識及び認識の中止について、対称的な取扱いを提供する。

BCA223 IASB は、保険金請求がカバー期間終了の何年も後に報告される場合もあるため、企業は負債が消滅しているのかどうか分からないおそれがあるという懸念を検討した。また、企業が当該契約の認識の中止を行えないおそれがあるという懸念も検討した。コメント提出者は、これにより会計処理が不合理で過度に負担の大きいものとなる場合があると考えている。しかし、IASB の考えでは、依然として存在していて、正当な保険金請求を生じさせる可能性のある契約上の義務を無視すると、企業の財政状態の忠実な表現とはならないであろう。さらに、IASB は、期間満了契約に係る保険契約負債について、未請求の保険金があることを示す情報が何もない場合には、当該保険契約負債は非常に低い

金額で測定されるであろうと予想している。したがって、非常に低い金額で測定した保険負債の認識と、当該負債の認識の中止との間の実務上の相違はわずかもかもしれない。

表 示

財政状態計算書（第 54 項から第 55 項）

- BCA224 本公開草案では、保険契約から生じる権利及び義務の組合せを単一の保険契約資産又は負債として財政状態計算書に表示することを提案している。これは、保険契約資産又は負債を一連のキャッシュ・インフロー及びキャッシュ・アウトフローとして測定することと整合的である。また、2011 年の公開草案「顧客との契約から生じる収益」での提案（顧客との契約から生じる権利と義務の組合せを単一の契約資産又は負債を生じるかのように扱う）とも整合的である。
- BCA225 IAS 第 1 号は、財政状態計算書での表示が要求される表示科目を定めている。それらの表示科目には保険契約や再保険契約が含まれていないが、IASB は、そうした契約は十分に区別できるものであり、財政状態計算書における区分表示が正当化されると考えている。
- BCA226 再保険契約は基礎となる保険契約とは別個のものであるという IASB の見解と整合的に、本公開草案では、企業は再保険資産を関連する保険負債と相殺すべきではないと述べている。IAS 第 32 号は、どのような場合に企業が金融負債と金融資産とを相殺すべきなのかを判断するための原則を設けている。再保険資産がこの原則の適用の要件を満たすことは（たとえあるとしても）稀にしかないであろう。

開 示（第 69 項から第 95 項）

- BCA227 IASB は、企業は、財務諸表利用者が本基準案の範囲に含まれる契約から生じる将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性を理解することを可能にする情報を開示すべきであると提案している。この原則は、企業がその原則を満たすのに役立つように設計されたいくつかの具体的な開示要求により補足されている。開示の原則を明記することにより、IASB は、さまざまな種類の保険契約に関する詳細で規範的な開示要求を除去することを望んでいる。特定の開示を満たすために提供される情報がこの原則を満たすのに十分でない状況では、本公開草案の第 70 項は、企業がこの原則を満たすために必要な追加的な情報を開示することを要求すると提案している。
- BCA228 IASB は、IFRS 第 4 号の開示要求（相互参照により IFRS 第 4 号に織り込まれている IFRS 第 7 号の開示要求を含む）を提案の基礎として使用した。さらに、IASB は企業が次の項目を開示すべきであると提案している。
- (a) 認識されている金額に関する情報（以下の調整表を含む）
- (i) 保険契約負債及び資産の変動を、測定モデルに関する情報を提供するように分析したもの（第 74 項から第 75 項参照）

(ii) 保険契約負債及び資産の変動を、保険契約収益の算定に関する情報を提供するように分析したもの（第 76 項参照）

これらの調整表については BC80 項から BC85 項で論じている。

- (b) 基礎となる項目に対するリターンへの連動を定めたキャッシュ・フローを有する保険契約に係る財務諸表上の金額に関する情報（第 80 項及び BC54 項参照）
- (c) 保険契約収益の測定の際に使用したインプットに関する情報（第 81 項(a) 及び BC80 項から BC85 項参照）
- (d) 財政状態計算書における保険契約の当初認識に関する情報（第 81 項(b) 及び BC86 項から BC89 項参照）
- (e) 測定に用いた手法、インプット及びプロセス、並びに当該手法、インプット及びプロセスの変更の影響の説明（第 83 項参照）。提案している保険契約の測定は、観察可能である可能性の低い項目の現在測定値であるので、用いたインプット及び手法の透明性、並びに変更の影響は財務諸表利用者にとって重要である。
- (f) 開示のためのリスク調整の信頼水準への変換（企業が当該技法をリスク調整の算定に使用していなかった場合であっても）（第 84 項及び BCA100 項から BCA102 項参照）。当該開示は、保険契約を発行する企業間の比較可能性を向上させることになる。
- (g) 所定の資産の業績に依存しないキャッシュ・フローを割り引くために用いたイールド・カーブに関する情報（第 85 項及び BCA83 項参照）
- (h) 保険契約から生じるリスクの性質及び程度に関する情報（企業が営業を行っている規制上の枠組みの影響を含む）（第 86 項から第 95 項及び BCA230 項から BCA232 項参照）

IASB が検討したが本公開草案に含めなかった開示

測定の不確実性分析

BCA229 2010 年公開草案では、測定に重要な影響を与えるインプットの測定の不確実性分析の開示を提案していた。これは、IFRS 第 13 号の結論の根拠の BC202 項から BC210 項で述べている公正価値測定における観察可能でないインプットに関する開示と同様となるものであった。IASB は、便益との比較でのコストに関する懸念により、IFRS 第 13 号ではこうした開示を観察可能でないインプットについて要求しないことを決定したが、その代わりに、当該インプットに関するもっと定量的な情報を、当該インプットがどのように測定に影響を与えるのかに関する説明的情報とともに要求した（IFRS 第 13 号の BC188 項から BC195 項、BC 第 206 項及び本公開草案の BC80 項から BC85 項に記述）。したがって、IFRS 第 13 号についての決定と整合的に、IASB はこうした開示を本公開草案に含めなかった。

規制上の自己資本

- BCA230 2010年公開草案では、企業は、企業が営業を行っている規制上の枠組みの影響（例えば、最低資本要件又は要求される金利保証）を開示すべきであると提案していた。2010年公開草案に対するコメントの中で、多くの財務諸表利用者は、それらの影響を理解し分析するのに役立つ追加的な開示を望んでいると述べた。特に、次の開示である。
- (a) 当期に引き受けた新契約に対して、企業はどれだけの規制上の自己資本を保有することが必要となるのか、及び当該自己資本はいつ要求されなくなるのかに関する情報
 - (b) 報告期間中に創出された資本の金額のうち、規制上の自己資本要件を満たすために必要でないものに関する情報。当該金額は、「フリー・キャッシュ・フロー」と呼ばれることがある。
- BCA231 要求されている規制上の自己資本に関する開示は、財務諸表利用者に以下に関する情報を提供する可能性がある。
- (a) 企業の収益性、継続的な資本ニーズ、したがって、財務的な柔軟性
 - (b) 企業が将来の期間において新しい契約を引き受ける能力（保有している規制上の自己資本に対する超過分は、将来の新しい契約を支えるために利用できるからである）
 - (c) 報告期間中の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに関する理解の改善
- BCA232 しかし、そうした開示は保険契約についてだけ生じるものではなく、規制された環境で営業を行うすべての企業について有用となる可能性がある。IASBは、そうした開示を保険契約の会計処理に関するプロジェクトで別個に開発することについて懸念した。より適切なアプローチは、こうした開示の開発を、開示に関してもっと全般的に行う他の作業の一部として行うことであろう。

付録 B

影響分析

- EA1 IASBは、新たな要求事項の提案の導入により生じる可能性の高いコスト並びに当該要求事項により生じる可能性の高い継続的な適用のコスト及び便益(これらのコストと便益を総称して「影響」と呼ぶ)を評価し、それに関する知識を共有する責務を負っている。IASBは、新たな要求事項の提案により生じる可能性の高い影響に関する理解を、提案の公式の公開並びに、フィールドワーク、分析及びアウトリーチ活動を通じての関連のある当事者との協議を通じて得る。生じる可能性の高い影響は、次の観点から評価される。
- (a) 財務報告の透明性というIASBの目的に照らして
 - (b) 現行の財務報告の要求事項との比較で
- EA2 本要求事項案はIFRS第4号「保険契約」を置き換えるものとなる。IFRS第4号は、暫定的な基準であり、保険契約の会計処理において広範囲の実務を認めるとともに、他の基準からの「一時的な免除」及び保険契約に関する会計方針を選択する際に「概念フレームワーク」を考慮するという要求からの「一時的な免除」を含んでいる。したがって、保険契約に関する新たな基準は、保険契約を発行する企業の財務諸表の比較可能性並びに保険契約に関する情報の目的適合性及び信頼性を改善することが期待される。
- EA3 この文脈において、以下の各項では、提案している要求事項により生じる可能性の高い影響の評価を論じている。これには次のものが含まれている。
- (a) 提案している変更が、IFRSを適用する企業の財務諸表において活動が報告される方法に影響を与える可能性が高いかどうか (EA5項からEA9項参照)
 - (b) 当該変更が、個々の企業の異なる報告期間及び特定の報告期間における異なる企業の間での財務諸表の比較可能性を改善するかどうか (EA10項からEA11項参照)
 - (c) 当該変更が、財務諸表利用者が企業の将来キャッシュ・フローを評価する能力を改善するかどうか (EA12項からEA15項参照)
 - (d) 財務報告の改善がより適切な経済的意思決定をもたらすかどうか (EA16項からEA18項参照)
 - (e) 作成者にとっての遵守コストに生じる可能性の高い影響 (適用開始時と継続ベースの両方で) (EA19項からEA22項参照)
 - (f) 財務諸表利用者にとっての生じる可能性の高い分析コスト (データの抽出、データがどのように測定されたのかの識別、データを例えば評価モデルに含める目的でのデータの調整のコストを含む) (EA23項からEA24項参照)
- EA4 これらの影響の分析(「影響分析」)は、インパクトを考慮するが、当該インパクトの大きさを定量化することはできない。

変更案は活動が報告される方法にどのように影響を与えるか

- EA5 保険契約は一般的に規制されている保険会社が発行している。したがって、公表予定の基準は、主として当該業界の企業に影響を与える可能性が高い。現在、保険契約は、各法域において最も普及している商品を扱うために当該法域の状況に応じて発展してきたさまざまな会計モデルを使用して会計処理されている。本提案を異なる法域で適用するには、各企業が、当該企業の現行の会計実務に応じて、異なるシステム変更を行うか又は新しい情報を収集することが必要となる。それらの活動には、多大な時間、労力及びコストを要する場合があるが、当該コストはさまざまな法域のさまざまな企業について異なるであろう。したがって、本提案が企業の財務報告に与える影響は、企業が発行する保険契約の種類及び性質、並びに現在適用している会計及び規制上の要求事項に応じて決まるであろう。
- EA6 本提案は、保険契約を現在の市場の情報に基づいて測定することになる。したがって、企業の財務諸表に対する影響の大きさは、適用時において普及している経済状況の影響を受けることになる。
- EA7 現在の要求事項は、通常、損害保険契約（財産保険や災害保険など）と生命保険契約（定期生命保険や養老保険など）とを区別しているため、EA8 項から EA9 項では、本公開草案の提案がそれらの種類の契約のそれぞれにどのように影響を与えるのかを明らかにする。

損害保険契約

- EA8 一般に、多くの損害保険契約の会計処理については比較的わずかな変化しかないであろう。損害保険契約についての主な変更点には以下の点がある。
- (a) 発生保険金に係る負債を測定する際の割引及びリスク調整の導入
 - (b) 投資要素を純損益及びその他の包括利益計算書に認識する収益から除外
 - (c) 支払備金、リスクの変動及び割引の影響に関する財務諸表上の情報の増加
 - (d) 不利な契約を、すべての利用可能な情報を考慮に入れた期待値ベースで測定（最頻値ベースや発生保険金ベースではなく）

生命保険契約

- EA9 生命保険契約について現在適用されている会計モデルは、損害保険契約に適用されている会計モデルよりもモデル間の相違が大きい。下記の表は、本公開草案から生じる可能性のある変化を要約している。

現在の要求事項	改訂公開草案の要求事項
適用可能性	
国内の会計要求事項（国内 GAAP）の大半は、保険企業の財務報告を扱っている。さらに、要求事項は、発行されている生命保険契約の種類に応じて異なる場合がある。	本公開草案は、保険契約の処理を扱っている。原則は、すべての生命保険と損害保険、及び経済実態が類似する一部の契約に適用される。

現在の要求事項	改訂公開草案の要求事項
投資要素	
<p>一部の国内 GAAP では、保険契約に組み込まれた一部の投資要素（すなわち、明示的な勘定残高）を分離して、金融商品として測定することを要求している。同様に、一部の国内 GAAP では、一部のサービスを分離して収益認識の要求事項に従って会計処理することを要求している。これと対照的に、一部の国内 GAAP では、保険契約の全体を権利及び義務の束として測定することを要求している。</p>	<p>本公開草案では、保険契約の中の保険要素と区別できる場合には、すべての非保険要素を分離すべきであると提案している。</p>
現在の見積り	
<p>大多数の国内 GAAP では、契約開始時に全部又は一部をロックインした見積りを使用している。通常、これらの仮定の一部又は全部を所定の状況（例えば、契約が不利とみなされる場合）において更新する。若干の法域では、所定の商品についてだけ現在の見積りを要求している場合がある。</p>	<p>本公開草案では、利用可能な最新の情報を反映するために、現在の見積りを使用する。さらに、本公開草案は、仮定及び仮定の影響について、現在提供しているよりも多くの情報の開示を要求する可能性が高い。</p>
割引率	
<p>一部の国内 GAAP では、保険契約からのキャッシュ・フローを、保険負債に対応する資産の期待リターンに基づく割引率を用いて割り引く。若干の国内 GAAP では、リスクフリーの割引率を使用している場合がある。</p>	<p>本公開草案では、保険契約からのキャッシュ・フローを、保険負債の特性だけ（当該負債に対応する資産の特性ではなく）を反映する割引率を用いて割り引くことを提案している。したがって、それによる当該負債の測定は、予想される投資スプレッドにより減額されることはない。</p>
リスク調整	
<p>リスクについてのアプローチは、法域間で異なる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 一部の国内 GAAP は、明示的な、又は、より一般的には、非明示的なリスク調整を要求している。 ● 一部は、リスク調整を規制上の報告だけに使用している。 ● 一部は、財務報告でも規制上の報告でもリスク調整を使用していない。 	<p>本公開草案では、企業が明示的な現在のリスク調整を保険契約の測定に含めることを提案している。</p> <p>本公開草案では、企業間の比較可能性を高めるために、リスク及びリスク調整の算定に関する開示も提案している。</p>

現在の要求事項	改訂公開草案の要求事項
<ul style="list-style-type: none"> ● 一部は、一部の契約種類にリスク調整を使用するが他には使用しない。 	
オプション及び保証	
<p>多くの国内 GAAP では、保険契約に組み込まれたオプション及び保証の一部(しかし、通常は全部ではない)を会計処理する。取扱いはさまざまである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 一部の 경우에는、組込オプション及び保証は、イン・ザ・マネーになるまで、あるいはその後まで、認識されない(すなわち、測定は本源的価値だけを反映する)。 ● 他 の 場 合 で は、測 定 は 本 源 的 価 値 だ け で なく 時 間 的 価 値 (す な わ ち、イ ン ・ ザ ・ マ ネ ー に な る 可 能 性) を 反 映 す る。 ● 測 定 を 公 正 価 値 で 行 う 場 合 も あ れ ば、最 も 可 能 性 の 高 い 結 果 に つ い て の 経 営 者 の 見 積 り に よ る 場 合 も あ る。 	<p>本公開草案では、企業が、組込オプション及び保証を、すべての利用可能な情報を織り込んだ現在価値アプローチを用いて測定することを提案している。このアプローチは、組込オプション及び保証の時間的価値と本源的価値の両方を反映する。</p>
新契約費	
<p>大半の国内 GAAP は、企業が繰延新契約費資産を認識することを要求している。したがって、大半の国内 GAAP は、当該繰延の処理と減損の評価に関する複雑で理解の困難な仕組みを定めている。</p> <p>一部の国内 GAAP では、企業がすべての新契約費を発生時に費用として認識することを要求している。</p>	<p>本公開草案では、保険契約の測定にすべての直課可能な履行コスト(新契約費を含む)を含めることを提案している。保険契約の獲得を表す資産の認識はない。この提案は、新契約費の回収可能性の不足があれば保険契約の測定に反映することを確保し、複雑な繰延及び減損の仕組みの必要性が避けられる。</p>
収 益	
<p>大半の国内 GAAP では、純損益に、受け取ったか又は受け取るべき保険料、及び対応する保険金費用を表示する(明示的な勘定残高を有する契約は除く)。</p> <p>保険料は、損害保険契約及びすべての他の業種について報告される基礎とは整合しない基礎で報告されている。</p>	<p>本公開草案は、保険契約収益並びに対応する保険金及び費用を、企業が契約に基づくサービスを提供するにつれて報告することを提案している。保険契約収益は、投資要素を除外する。これは、短期の保険契約及びすべての他の業種についてどのような収益が報告されるのかを導くために使用される原則とおおむね整合的である。</p>

現在の要求事項	改訂公開草案の要求事項
利益の認識	
<p>生命保険契約については、国内 GAAP は通常、国ごと及び製品ごとに異なる利益の決定要因に応じて、契約期間にわたり利益を認識する。</p>	<p>本公開草案では、利益の決定要因は次のものから生じることになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 契約上のサービス・マージン（企業がカバー期間にわたりサービスを提供するにつれて認識される） ● リスク調整（企業がカバー及び決済の期間にわたりリスクから解放されるにつれて認識される）

財務情報の比較可能性の改善

EA10 EA2 項で述べたとおり、さまざまな企業が保険契約を会計処理する方法に法域間で著しい相違が生じている。

EA11 さらに、多くの法域における保険契約に係る現行の会計処理の要求事項がもたらす財務情報は、他の業種の企業が作成する情報と容易に比較できないか又は異なる種類の保険契約の間での比較ができない。現行の要求事項の多くは、個々の商品の個別的な考慮を反映しており、一般的な財務報告の世界とは別個に考慮されたものである。これと対照的に、本公開草案における提案は、保険契約の会計処理の多くの側面に、一般に理解されている原則を適用するものである。したがって、保険契約についての本公開草案の提案は次のようなものとなる。

- (a) 実務の多様性の多くを、異なる企業が発行する類似した契約と、経済的特徴が類似した異なる種類の保険契約の両方について、解消する。
- (b) 保険契約の会計処理と他の種類の契約の会計処理との間の比較可能性を改善する。これは、保険契約についての要求事項と他の取引についての要求事項との差異（取引の経済実態をより忠実に表現する差異は除く）を削減することによるものである。

キャッシュ・フローの時期、金額及び不確実性の評価のための情報の改善

EA12 本公開草案は、次のことを提案している。

- (a) 包括的で一貫性のあるフレームワークを導入する。これは、企業が保険契約から利益を上げる多くのさまざまな方法（資産管理サービスからの手数料、スプレッド事業からの投資収益、プロテクション事業からの引受利益のいずれであれ）を反映する情報を提供するものである。すべての保険契約についての包括的で一貫性のあるフレームワークの利点は、特定の時点の特定の契約についてどの要素が重要なのかに応じて、保険契約の測定が、さまざまな要素を反映するために異なるモデルを使用するとした場合に生じるような不連続性を生じずに、それらの要素を適宜反映することである。

(b) 保険契約の測定を、更新後の見積り及び仮定（利用可能な場合には市場と整合的な情報を使用）を使用し、当該保険契約に関する貨幣の時間価値と不確実性を反映する方法で行う。保険契約負債についての現在価額測定モデルの使用は、2つの重要な理由で必要である。

(i) 保険契約負債の変動の透明性の高い報告と見積りの変更に関する完全な情報を提供する。

(ii) 保険契約に組み込まれたオプション及び保証の経済的価値について透明性の高い報告をもたらす。

EA13 IASB の考えでは、それらの変更は、キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性の評価のための財務諸表の有用性を改善する。

EA14 IASB は、保険契約に関する情報の有効性が、財務諸表で報告される金額の測定のために要求される見積りと判断の主観性により限定される可能性があることを承知している。それでも、IASB はそうした主観性は避けられないと考えている。保険契約は、定義上、定量化が困難な重要なリスク及び不確実性に晒されている。それらの影響の評価と測定には、判断の行使が必要となる。

EA15 それらの見積り及び判断の主観性の影響を軽減するために、本公開草案では、例えば、企業に次のことを要求する開示を提案している。

(a) 適用したインプット、方法、技法及び判断を特定する。

(b) 財務諸表利用者が、当該インプット、方法、技法及び判断が保険契約の測定に与えた影響を評価するのに役立つ。

(c) 当該インプット、方法、技法又は判断の変更の理由を説明する。

より適切な経済的意思決定のための情報

EA16 大半の法域で、保険契約を発行する企業の財政状態及び財務業績を理解する上で重大な障壁がある。期間の長い非常に不確実な義務を会計処理することの本来的な困難が、業界の慣行により激化されてきた。当該慣行は孤立した形で開発されてきており、一般的に首尾一貫性について全体としての検討がされていない。さらに、現行の会計処理の要求事項は、企業が契約を締結した時（場合によっては何十年も前）の企業の予想を反映した情報だけを使用している場合もあり、保険契約に関する完全な情報を、当該契約と企業が保有している資産との間の経済的ミスマッチを明らかにする方法で報告していない場合がある。会計処理の要求事項の中には、数十年前に開発され見直しが行われていないものもあり、財務諸表利用者の変化するニーズへの対応や、開発されてきた新たな商品の取扱い、不確実な義務を見積るための新しい技法の活用がされていない。

EA17 IASB は、企業は保険契約が企業の財政状態に与える影響に関する最新の更新された情報を提供すべきであると提案している。こうした情報は、財務諸表利用者がより適切な経済的意思決定を行うことを可能にすると考えている。保険契約から生じる義務によるリスクとその変動可能性に関する透明性を提供するからである。さらに、IASB は、企業が保険契約を自らが保有している資産及び負債とは別個に会計

処理することを提案している。IASB は、これにより財務諸表が企業の資産負債管理の実務の成否を描写するものとなると考えている。

EA18 IASB の提案は、規制上の枠組みの要求事項との整合性を意図したものではない。多くの規制上の枠組みの主たる目的は、顧客の保護や、保険契約の利用可能性の確保、経済的安定性の支援であり、財務諸表利用者への有用な情報の提供ではない。それでも、IFRS に従って報告される金額の一部は規制上の目的への支援となり、IFRS 報告は規制対象企業（例えば、保険契約を発行する企業）に対する影響がある。別々の規制機関が別々の法域で別々の枠組みを使用しているため、別々の法域において別々の影響があり、それらの影響の大きさを定量化することは不可能である。

作成者にとっての遵守コストに生じる可能性の高い影響

EA19 IASB は、作成者にとっての多額の遵守コストを適用開始時と継続ベースの両方で予想している。コストの金額は、提案している要求事項が現行の要求事項とどのくらい相違するのかに大きく左右される。

EA20 適用開始時に、多くの企業が、本公開草案の提案を適用するのに必要な情報を入手するために現行のシステムを改変することが必要となるであろう。しかし、現行のシステムの改変のコストは、経営や、健全性規制又は財務報告の目的で現在収集して作成している情報の種類に応じて異なってくる。最も影響を受けるであろう企業は、類似の情報を現在収集していない企業である。たとえ財務報告目的でなくても、市場と整合的な情報をすでに作成している企業は、本公開草案の提案を適用する際のコストが少なくなるであろう。同様に、規制目的での新たな要求事項を導入する過程にある法域の企業は、現行のシステムの見直しを検討しているであろう。こうした企業は、新たな財務報告と新たな規制の要求事項を同時（又はほぼ同時）に導入できる場合には、コストが少なくなる可能性がある。

EA21 継続的な見積りの要求事項に関連するコストは、適用開始時よりも少ないであろうが、それでも多額である。2010 年公開草案及び 2007 年ディスカッション・ペーパーに対するコメント提出者は、全体的なアプローチをおおむね支持することを示していた。しかし、2010 年公開草案に寄せられたフィードバックに対応して、IASB は企業が次のことを行う提案を開発した。

- (a) 将来のサービスに関する見積りの変更を契約上のサービス・マージンにおいて相殺する。
- (b) 割引率の変更の影響をその他の包括利益に認識する。
- (c) 基礎となる項目に対するリターンに直接対応して変動すると予想される履行キャッシュ・フローの測定及び表示を、当該基礎となる項目と同じ基礎で行う（契約が企業に基礎となる項目の保有を要求し、当該基礎となる項目に対するリターンへの連動を定めている場合）。
- (d) 保険契約の収益及び費用を表示する。

これらの提案により、継続的な遵守コストは、2010 年公開草案の提案に従うため

に要求されたであろう継続的コストよりも大きくなる可能性がある。

EA22 EA10 項から EA17 項は、それらの決定により生じるであろう便益を記述している。キャッシュ・フローの時期、金額及び不確実性を評価するための財務諸表の改善、財務諸表の比較可能性の改善、経済的意思決定のためのより適切な情報である。IASB は、これらの便益がこの情報の提供コストを上回ると考えている。さらに、本公開草案は、それらの領域のそれぞれにおけるコストと便益のバランスに関して具体的にインプットを求めている。IASB は、本公開草案に対するコメントレターからのインプットを、フィールドワークを通じてそれらの提案の適用に関する詳細計画についての理解を深めることにより補完するつもりである。

財務諸表利用者にとっての分析のコストに生じる可能性の高い影響

EA23 提案している要求事項は、保険契約の会計処理についての現行の実務と相違する場合があるので、財務諸表利用者が本公開草案の適用の結果を解釈するのに役立つ教育が必要となるかもしれない。現行の実務と本公開草案との間の相違の程度により、財務諸表利用者にとっての分析のコストに次のように影響が生じる可能性が高い。

- (a) 一般に、提案している要求事項は、状況の変化及び保険契約からの利益のさまざまな源泉に関する改善された情報を提供する。こうした情報は、当該情報を財務諸表利用者へ直接提供することにより分析のコストを低減する。
- (b) 財務諸表利用者が異なる国々の会社を分析する際に、会計モデルの多様性の問題がコストを発生させるが、このコストは標準化された実務により軽減されるであろう。IASB は、これは重要な大いに必要とされる改善だと考えている。
- (c) 国内の要求事項が長年にわたり実施されてきた場合には、本公開草案から生じる改善された情報の便益は、確立された実務の変更から生じる趨勢データの喪失や教育の必要性とのバランスをとる必要がある。IASB は、保険契約の評価に使用される主要な業績指標 (KPIs) の算定に必要な情報の大半は、引き続き財務諸表の注記又は本体から利用可能だと考えている。したがって、財務諸表利用者は、趨勢データをこれらの KPIs を用いて引き続き評価することができるであろう。

EA24 IASB は、一部の財務諸表利用者にとって、IFRS と US GAAP が保険契約に関する要求事項の一致を達成できたならばコストが低くなることを認識している。それでも、本公開草案におけるモデルと FASB が開発しているモデル案との間に相違はあるが、両方のモデルの基本原則は同じである。企業は、最新の見積りに基づいて保険契約を測定すべきであり、その見積りは企業の視点を反映するが、市場変数については金融市場における価格と整合的なものとするという原則である。これは、この提案により、IFRS と US GAAP を適用した保険契約の会計処理の間のコンバージェンスが、現在に比べて増大することを意味する。さらに、要求される開示のいくつかにより、財務諸表利用者が両方のモデルで報告される金額を調整できるようになるであろう。

結 論

- EA25 多くの企業が、保険契約に関する現行の実務の変更を要求されることになるであろう。したがって、財務諸表の作成者と利用者の両方に、提案している要求事項の結果としてコストの増加が生じるであろう。
- EA26 しかし、多くの財務諸表利用者は、保険契約に関する現行の財務報告は、特に企業が直面しているリスクに関して、不透明だと考えている。さらに、IFRS 法域の企業間での保険契約に関する報告の相違と、保険契約と他の類似した取引との間での財務報告の相違により、投資者や他の利用者が、保険契約を発行する企業の権利及び義務と当該企業の財務業績を理解するのが困難になっている。その結果、一部の人々は、保険契約を有する企業の一部は資本コストが過度に高くなっていると考えている。
- EA27 IASB の考えでは、EA10 項から EA17 項に示した改善された財務情報の便益は、本提案の導入のコストを上回る。IASB は、本提案により、保険契約に関する透明性の増大と異なる種類の取引の間での比較可能性の改善を通じて、保険契約を有する企業の財務諸表についての理解が高まると予想している。

付録 C

2010 年公開草案以降の変更点の要約

以下の表は、2010 年公開草案と 2013 年改訂公開草案との間の主な相違点を要約している。

変更の領域	提案の変更点の記述
定義及び範囲	
定義及び範囲	<ul style="list-style-type: none"> ● 範囲を改訂して、裁量権のある有配当性を有する投資契約を含めるが、保険契約も発行している企業が発行している場合だけとした^(a)。 ● どの固定料金サービス契約が本基準案の範囲に含まれるのかに関してガイダンスを追加することにより、範囲の例外を明確化した。 ● 金融保証契約についての IFRS 第 4 号「保険契約」及び IFRS 第 9 号「金融商品」の要求事項を引き継いだ。企業は、発行する金融保証を過去に保険契約として扱っていた場合には、それらに本基準案を適用する。企業が過去に当該契約を金融商品として会計処理していた場合には、IFRS 第 9 号を適用する。
保険契約からの構成要素の分離	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約からの構成要素の分離に関する原則を明確化した。 ● キャッシュ・インフロー及びキャッシュ・アウトフローの保険要素と非保険要素との間での配分に関するガイダンスを追加した。
認識の時点	
認識	<ul style="list-style-type: none"> ● 通常の場合の認識時点を、カバー期間の開始時（又は、それより早い場合には、保険契約者からの支払の期限到来時）に変更した。 ● 保険契約が不利である場合には、カバー期間の開始前に契約を認識することを企業に要求する。
測定	
キャッシュ・フローの見積りに含める新契約費	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約ポートフォリオを組成する際に生じるすべての直課可能なコストをキャッシュ・フローの見積りに含めるように要求事項を改訂した。 ● 当該コストの回収に係る保険契約収益を、企業がサービスの提供により契約上の義務を充足するにつれて報告することを要求する。

契約の境界線	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の場合にキャッシュ・フローが既存契約の境界線に入らないように契約の境界線を修正した。それは、企業が当該契約の属するポートフォリオの価格を、当該ポートフォリオ全体に課される価格が当該ポートフォリオのリスクを完全に反映するように改定することができる場合である。
貨幣の時間価値	<ul style="list-style-type: none"> ● 負債の特性と整合的な割引率を設定する際に、「トップダウン」と「ボトムアップ」の両方が許容可能であることを示すようにガイダンスを明確化した。 ● 「トップダウン」の率の計算に関する適用指針を増やした。
リスク調整	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業が保険契約ポートフォリオを履行するにつれて発生するキャッシュ・フローに固有の不確実性のリスク負担に対して企業が要求する対価を反映するよう、目的を改訂した。 ● リスク調整を算定するための技法の制限を削除した。 ● 不確実性の負担に対して要求された対価において考慮された分散効果を、企業がリスク調整を算定する際に考慮するように、分散効果についてのアプローチを改訂した。
契約上のサービス・マージン ^(b)	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業は契約上のサービス・マージンを将来のカバー又は将来のサービスに関するキャッシュ・フローの見積りの変更について調整しなければならないという要求を導入した。契約上のサービス・マージンは、負の値としてはならない。 ● 契約上のサービス・マージンをカバー期間にわたり認識するパターンを改訂して、契約に基づいて提供されるサービスの残りの移転を反映する規則的な基礎で行うようにした。
保険契約の条件変更	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約の条件変更の会計処理に係る要求事項を導入した。
企業に基礎となる項目の保有を要求し当該基礎となる項目に対するリターンへの連動を定めている契約	
企業に基礎となる項目の保有を要求し、当該原項目に対するリターンへの連動を定めている契約	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業に基礎となる項目の保有を要求し、当該基礎となる項目に対するリターンへの連動を定めている契約についての要求事項を導入した。そうした契約については、企業は、基礎となる項目に対するリターンに直接対応して変動すると予想される履行キャッシュ・フローの測定及び表示を、基礎となる項目と同じ基礎で行うことが要求される。
保険料配分アプローチ	
適格要件	<p>次のいずれかの場合には企業が保険料配分アプローチを適用することを認めるように改訂した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● そうすることにより、本公開草案で提案している一般的なアプローチの合理的な近似となる場合

	<ul style="list-style-type: none"> ● カバー期間が1年以内である場合
測定	<ul style="list-style-type: none"> ● 追加的な単純化を導入した。これには、企業が要件を満たす場合の、残存カバーに係る負債^⑥及び発生保険金に係る負債の割引に対する例外が含まれる。 ● 契約が不利であるかどうかの評価は、事実及び状況により当該ポートフォリオが不利である可能性があることが示されている場合にだけ行うように、要求事項を改訂した。
保有している再保険契約	
認識の時点	<p>認識の時点を次のように改訂した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● カバー期間の開始時（再保険のカバーが基礎となる元受保険契約の損失総額を基礎としている場合）、それ以外の場合には、基礎となる元受保険契約の認識時
契約上のサービス・マージン	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業は契約上のサービス・マージン（予想される正味利益又は正味コスト）をカバー期間にわたり認識しなければならないと要求するように改訂した。 ● 企業は過去の事象に関する正味コストを直ちに純損益に認識しなければならないと要求するように改訂した。 ● 企業は契約上のサービス・マージンを将来のカバー又は将来のサービスに関するキャッシュ・フローの見積りの変更について調整すべきであるという要求を導入した。予想信用損失の変動は、将来のサービスに関連しないので、純損益に認識される。
保険料配分アプローチ	<ul style="list-style-type: none"> ● 再保険契約の保険契約者は、適格要件を満たしている場合には、保険料配分アプローチを適用できることを明確化した。
表示及び開示	
純損益及びその他の包括利益における金利費用の表示	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業に基礎となる項目の保有を要求し、当該基礎となる項目に対するリターンへの連動を定めている契約について、企業は次のことを行わなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ● 基礎となる項目に対するリターンに直接対応して変動すると予想される履行キャッシュ・フローの見積りの変更の認識及び表示を、基礎となる項目の見積りの変更と統合的に行う。 ● 基礎となる項目に対するリターンに間接的に対応して変動すると予想される履行キャッシュ・フローの変動を、純損益に認識する。 ● 他の履行キャッシュ・フローの変動を他の契約と同様に認識し表示する。

	<ul style="list-style-type: none"> ● 他の契約について、企業は、保険契約負債に対する金利費用を、当該契約の当初認識時に適用された割引率を用いて、純損益に認識しなければならない。基礎となる項目に対するリターンに直接対応して変動すると予想されるキャッシュ・フローについては、企業は、当該リターンの変動が当該キャッシュ・フローの金額に影響を与えると予想する場合には、割引率を更新しなければならない。 ● 企業は、その他の包括利益に、保険契約負債の変動から生じる収益及び費用のうち純損益に認識する金額を除いたものを認識しなければならない。
保険契約の収益及び費用の表示	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業が保険契約収益を純損益及びその他の包括利益計算書にカバー期間にわたり表示し、保険金及び費用を発生時に表示するという要求を追加した。 ● 認識する収益及び保険金の金額は、投資要素を除外する。
開示	<p>2010年公開草案に寄せられたフィードバックに対応し、また、保険契約の表示の変更に関して、いくつかの開示を改訂した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当期に引き受けた新規契約についての開示を追加した。 ● 受け取った保険料と表示する保険契約収益の金額との間の調整表を追加した。 ● 保険契約と再保険契約について、期首残高と期末残高に含めた期待キャッシュ・フロー、リスク調整及び契約上のサービス・マージンを調整する開示要求を追加した。 ● 保険契約及び再保険契約の調整に関する開示要求を追加した。 ● 測定の不確実性分析に関する開示の要求を削除した。 ● IFRS第8号「事業セグメント」による異なる報告セグメントに関する情報の集約の禁止を削除した。
経過措置及び発効日	
修正遡及適用	<ul style="list-style-type: none"> ● 実務上可能な場合にはIAS第8号に従って本提案を遡及適用するという要求事項を導入した。 ● 遡及適用が実務上不可能な場合の単純化を設けた。
IFRS第9号を用いた金融商品の指定	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業が本提案を最初に適用する際に、所定の要件を満たす場合には、一部の金融資産の再指定を認めるように改訂した。
<p>(a) 以前は「裁量権のある有配当性を有する金融商品」と呼んでいた。</p> <p>(b) 以前は「残余マージン」と呼んでいた。</p> <p>(c) 以前は「責任準備金」と呼んでいた。</p>	

付録 D

本公開草案と FASB の公開草案における提案の相違点

FASB の関与

- D1 2007年8月に、米国の財務会計基準審議会（FASB）はコメント募集「FASB アジェンダ提案：保険者及び保険契約者による保険契約の会計処理」を公表した。これはIASBの2007年ディスカッション・ペーパーを掲載していた。FASBにはこれに対する45通のコメントレターが寄せられた。2008年10月に、FASBはコメントレターにおける回答を根拠としてIASBとのプロジェクトへの参加を決定した。US GAAPの改善と簡素化とともに、保険契約に関する財務報告の要求事項のコンバージェンスを増進し、投資者に意思決定のための有用な情報を提供することを目的としていた。しかし、このプロジェクトはFASBと2002年に合意して2006年と2008年に更新したMoUの一部ではなかった（MoUは、会計基準の改善の達成及びIFRSと米国会計基準（US GAAP）のコンバージェンスの増進を目的としていた）。
- D2 FASBがプロジェクトに参加した2009年2月から、保険契約モデルの諸要素に関する決定の多くがFASBと共同で行われた。しかし、2010年半ばに、FASBは公開草案の公表前に追加的なフィードバックを求めることを決定した。したがって、2010年7月に、IASBは保険契約に関する公開草案をFASBとは別個に公表した。FASBはディスカッション・ペーパー「保険契約に関する予備的見解」を2010年9月に公表した。当該ディスカッション・ペーパーは、会計基準更新書案の公開草案ではなくディスカッション・ペーパーを公表した次のような理由を述べていた。
- (a) IASBとFASBの保険契約に関する現行の会計処理ガイダンスの範囲が大きく異なっている。現行のUS GAAPは保険会社による保険契約の会計処理を包括的に扱っているのに対し、IFRSには包括的なガイダンスがない。提案するアプローチが現行のガイダンスの改善となるかどうかの判断を、US GAAPとIFRSにおける大きく異なる出発点を参照して行わなければならない。さらに、FASBは、FASBのディスカッション・ペーパーで提案したガイダンス及びIASBの2010年公開草案で提案したモデルがUS GAAPの改善となるのかに関する追加的なインプットを求めている。
- (b) FASBは、1つのモデルと2つのモデルのいずれの方が保険契約に関するより有用な情報を提供するのかを判断していなかった。現行のUS GAAPは、長期の契約と短期の契約について別々のモデルを有しており、長期モデルの中で保険の種類による変形がある。FASBは、異なる種類の保険契約は異なる認識、測定及び表示を必要とするのかどうか、また、そうだとした場合に、どの種類の保険契約でそれぞれのモデルを使用するのかを決定するための要件は（もしあれば、）どのようなものとすべきなのかに関して、利害関係者からの追加的なインプットを得たいと考えた⁸。

⁸ FASBは、その後、特性の異なる契約について別々のモデルを設けるべきことを確認している。

- D3 IASB の 2010 年公開草案及び FASB のディスカッション・ペーパーから生じた論点を共同で審議した後に、IASB と FASB は保険契約に関する提案についての別々の公開草案を公表しようとしている。これは、IASB は以前に考慮していない領域だけについてインプットを求めているのに対し、FASB はこのプロジェクトに関する最初の公開草案を公表しようとしているので US GAAP の改善案のパッケージ全体についてのインプットを求めているという事実を反映している。
- D4 FASB は、保険契約に関する提案についての公開草案を、本公開草案の公表日の直後に公表する予定である。この文書で論じている FASB の決定は、本公開草案の公表日までに行われた決定に言及している。

IASB と FASB の公開草案における提案の相違点

- D5 本公開草案で提案しているモデルの多くの点は、FASB と共同で決定されたものである。IASB と FASB の共同の決定には、次の事項が含まれている。
- (a) 本提案は、契約を発行する企業の事業には関係なく、基準案の範囲に含まれる保険契約に適用すべきである。
 - (b) 企業は、保険契約を次のものを用いて測定すべきである。
 - (i) 企業が契約を履行するにつれて生じると予想される将来キャッシュ・フローの明示的で偏りのない確率加重した見積り（契約と基礎となる項目との間の連動があれば、それを反映するように調整）
 - (ii) 金融市場での価格と可能な限り整合的な最新の見積り及び仮定
 - (iii) 負債の特性だけを反映した割引率（保険負債のキャッシュ・フローが資産のリターンに依存する程度（もしあれば）を含む）
 - (c) 企業は、契約開始時に利得を認識すべきではない。
 - (d) 企業は、保険契約収益を、契約の履行に必要なカバー及び他のサービスを提供するにつれて認識すべきである。企業は、保険金及び費用を発生時に認識すべきである。
 - (e) 企業は、契約開始時の割引率を用いて測定した金利費用を純損益に認識すべきである。契約のキャッシュ・フローが基礎となる項目に対するリターンに連動すると予想される場合には、基礎となる項目に対するリターンの変動を反映するように更新する（D7 項も参照）。この金利費用と、現在の割引率を用いて測定した金利費用との差額は、その他の包括利益に認識する。
 - (f) 保険料配分アプローチは、一般に、カバー期間が 1 年以内の契約か又は所定の要件を満たす契約の残存カバーに係る負債の測定に適用される。
- D6 しかし、IASB と FASB の提案の間には、特に、企業が保険契約の期間にわたり認識する利益の表示に関して、いくつかの相違点がある。IASB の提案と FASB の提案は、両方とも、一般的には保険契約の当初認識時において同じ測定をもたらす。IASB と FASB のモデルは、両方とも、保険契約全体の測定を、保険契約者からの

見込まれる対価に較正する⁹。しかし、当初認識後に、次の理由で差異が生じる。

- (a) IASB のモデルは、明示的なリスク調整を含んでいて、これは各期間に再測定して変動を純損益に認識する。また、契約上のサービス・マージンを契約に基づいて提供されるサービスのパターンに沿った規則的な基礎で配分する。これに対して、FASB のビルディング・ブロック・アプローチでは、マージンは、関連するキャッシュ・フローの確実性が高くなった時点で、純損益に比例的に認識される。
- (b) IASB モデルにリスク調整を含めていることは、契約が契約開始時に不利とみなされる可能性が高くなることを意味している。
- (c) IASB のモデルでは、将来のカバー又は将来のサービスに関する期待将来キャッシュ・アウトフローの正味の増加は、契約が不利である場合を除いて、契約上のサービス・マージンと相殺され、期待キャッシュ・アウトフローの正味の減少はマージンに加算される。これと対照的に、FASB のビルディング・ブロック・アプローチでは、キャッシュ・フローの見積りのすべての変動は、直ちに純損益に保険負債の修正として認識される（裁量権のある有配当性を有する契約を除く）。こうした契約については、見積予定利率の変更に関する最終的な期待キャッシュ・フローの変動は、直ちにその他の包括利益に認識される。その後、こうした変動は、契約の残存期間にわたり一定の利回りで純損益に認識される。ポートフォリオの期待キャッシュ・フロー（所定の新契約費を含む）が期待キャッシュ・インフローを超過する場合には、残りのマージンは直ちに純損益に認識される。

D7 下記の表は、IASB の決定と FASB の決定との間の追加的な相違点を示している。これらの相違点は、保険契約の適切な会計処理に関する IASB と FASB の見解の相違を反映している。これは比較的重要な相違点だけを列挙したものであり、完全なものであることを意図していない。

論 点	IASB の決定	FASB の決定
保険料に対する無条件の権利	保険料に対する権利（保険契約者の信用リスクの影響を含む）を他の期待キャッシュ・フローと同じ方法で扱う。	保険料又は他の対価に対する無条件の権利は、金融商品として別個に認識する。したがって、保険契約者の信用リスクは、信用損失に関する US GAAP のガイダンスに従い期待値ベースで会計処理する。
保険料配分アプローチ	保険料配分アプローチは、本公開草案の要求事項の単純化である。 保険料配分アプローチを、保険	保険料配分アプローチは、所定の要件を満たす契約に要求される別個のモデルである。 保険料配分アプローチを、所定

⁹ 契約開始時において、FASB モデルにおけるマージンは、リスク調整と契約上のサービス・マージンの合計額である。

論 点	IASB の決定	FASB の決定
	契約及び再保険契約について、ビルディング・ブロック・アプローチと同様の測定を生じる場合に、認める。	の要件を満たすすべての元受保険契約について要求する。出再者は、再保険契約を、出再者が基礎となる保険契約を会計処理するのに使用するのと同じアプローチを使用して会計処理すべきである。
マージンの配分期間	すべての契約について、 <ul style="list-style-type: none"> ● 契約上のサービス・マージンはカバー期間にわたり配分する。 ● リスク調整は、カバー及び決済期間にわたり解放される。 	マージンは、中心となる提案が適用される契約については、カバー及び決済期間にわたり配分する。 保険料配分アプローチにおける非明示的なマージンは、カバー期間にわたり認識する。
新契約費	当初は、マージンは、保険契約ポートフォリオの取得におけるすべての直課可能なコストを考慮した後の予想利益を反映する。	当初は、マージンは、発行された保険契約の取得の所定のコストを考慮した後の予想利益を反映する。当該コストは、新契約費のうち契約の発行を生じないと考えられる部分を除外する。
履行キャッシュ・フロー	保険契約の測定には、企業が契約ポートフォリオを履行するにつれて生じるすべてのキャッシュ・アウトフローを含める。これには、手数料、取引に基づく税金（例えば、付加価値税）、及び賦課金（例えば、規制上の賦課金）で既存の保険契約から直接生じるもの、又はそれらに合理的で首尾一貫した基礎で配分できるものが含まれる。 したがって、相互会社では、契約が保険契約者に発行企業の剰余金の全体に参加する権利を与えている場合には、残る資本はないことになり、どの会計期間にも利益は報告されない。	保険契約の測定には、キャッシュ・アウトフローのうち、企業が保険契約者のポートフォリオに対する義務を直接履行するために生じるもの、又はそれらに合理的で首尾一貫した基礎で配分できるものが含まれる。したがって、これらの具体的な義務の充足との関連がないか又は間接的にしか関連しない他の費用は含めない。例えば、手数料、取引に基づく税金（例えば、付加価値税）、又は賦課金（例えば、規制上の賦課金）などである。 したがって、相互会社は、企業が保険契約の義務を履行する際に支払う義務も意図も有していない剰余金の適切な金額を資本として扱う。

論 点	IASB の決定	FASB の決定
<p>企業に基礎となる項目の保有を要求し、当該基礎となる項目に対するリターンへの連動を定めている契約について、経済的ミスマッチが生じる可能性がない場合に、会計上のミスマッチを解消するための例外</p>	<p>保険契約者の参加権に関するすべての期待キャッシュ・フローに適用される。</p>	<p>次のものには適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者の参加権が、財務諸表上で基礎となる項目の測定に使用されているのと異なる基礎で決定されており、その相違が時間差異（解消されて将来の有配当給付の計算に入るもの）を反映したものではない状況 ● 企業が保険契約者の参加権に関する金額について裁量権を有しているキャッシュ・フロー
<p>基礎となる項目に対するリターンに直接対応して変動すると予想されるキャッシュ・フローについて純損益における金利費用を測定するために用いる割引率</p>	<p>基礎となる項目に対するリターンの変動が保険契約者に対するキャッシュ・フローに影響を与えると企業が予想している場合には、更新する。その割引率は、契約開始時又は率の更新時のいずれかにおける保険負債の特性を反映した率である。</p>	<p>企業が予定利率の変動を予想している場合には、見積予定利率及び関連する最終的な期待キャッシュ・フローの変動を、契約の残存期間にわたり一定の利回りで認識する方法で改定する。率を調整する程度は、付与すべき勘定残高の相対的価値と、資産のリターンの変動に関して予想される予定利率の変動が期待キャッシュ・フローの現在価値に影響を与える程度を反映する。</p>
<p>再保険契約の相手方の信用リスク</p>	<p>再保険契約の発行者の信用リスクは、他の見積りと整合的に会計処理する。</p>	<p>再保険契約の発行者の信用リスクは、信用損失に関する US GAAP のガイダンスに従い期待価値ベースで会計処理する。</p>
<p>経過措置</p>	<p>移行時のマージンを算定する際に、企業は「ポートフォリオ」の定義案に従ってポートフォリオを決定しなければならない。</p> <p>本基準案の遡及適用が実務上不可能な場合には、企業は、契約上のサービス・マージンを、合理的に利用可能なすべての客観的情報を考慮に入れ、所定の単純化した要求事項を適用して、</p>	<p>マージンを算定する際に、企業は、保険契約負債及びそのマージンを、移行の直前に使用したポートフォリオのレベルで契約を集約することにより見積ることができる。</p> <p>本基準案の遡及適用が実務上不可能な場合には、企業は、マージンを合理的に利用可能なすべての客観的情報を考慮に入れて</p>

論 点	IASB の決定	FASB の決定
	<p>見積らなければならない。</p> <p>企業は、本基準案を最初に適用する際に、公正価値オプションを用いた金融資産の指定及び資本性金融商品の FVOCI での指定を、企業が IFRS 第 9 号を最初に適用する際に金融資産を指定できたであろう範囲と同じ範囲で行うことができる。</p>	<p>見積らなければならない。本基準案の遡及適用又はマージンがどうであったかの見積りのために合理的に利用可能な客観的情報がない場合には、計上するマージンをゼロとすべきである。</p> <p>企業は、金融資産のうち、法的企業若しくは内部での決定のいずれかにより保険事業に係るものと識別されたもの、又は新たに保険であると指定された保険契約の資金調達に関連するものとして識別されたものを、移行日において、金融商品に関する該当のある分類及び測定の有効なガイダンスを採用したかのように、分類しなければならない。</p>

- D8 FASB モデルは、区分されたファンド契約及び関連する区分された資産ポートフォリオについての追加的な要求事項及び免除（ユニット・リンク契約と同様の考え方）も導入している。FASB は暫定的に次のことを決定した。
- (a) 区分されたファンド契約がそれらの追加的な要求事項の適用を受けるために満たす必要のある要件を設ける。
 - (b) FASB 会計基準コード化体系のサブトピック 944-80「金融サービス——保険——分離勘定」のガイダンス（連結に係る分析を行う際の、適格な分離されたファンド契約についての企業の検討に関するもの）を維持しなければならないことを要求する。
 - (c) 保険契約者のファンド及び適格な分離されたファンド契約に対する比例的持分を、純損益を通じて公正価値で記録することを企業に要求する。
 - (d) これらの区分されたファンド契約に関する追加的な表示及び開示を導入する。

スティーブン・クーパー氏の代替的見解

AV1 クーパー氏は、本公開草案の公表に反対票を投じた。保険契約に係る利得及び損失をその他の包括利益に認識すること、及び貨幣の時間価値を反映する金利費用の純損益への認識を償却原価で測定する金融商品に適用するのと同様のアプローチを用いて行うことに関する提案に反対しているからである。彼の考えでは、これらの提案は、保険契約を発行する企業の業績を忠実に表現しない純損益の測定値を生じることになり、財務諸表利用者の誤解を招く可能性がある。

その他の包括利益の使用は現在測定と整合せず、複雑性を増大させる

AV2 IASBは、長い年数をかけて、キャッシュ・フローの現在の見積り及び現在の割引率を用いた保険契約負債の現在価額に基づく測定のアプローチを開発してきた。IASBがそうしたのは、最新の見積りを使用するアプローチだけが目的適合性のある情報を提供できるという根拠によるものである。ロックインした割引率を用いた代替的な「原価」に基づく方法に純損益の基礎を置くという本公開草案での提案は、このアプローチと整合しない。過去のロックインした利率で測定した利息は、現在の報告日時点での事業への関連性がなく、IASBが開発してきたモデルの全体としての論拠と整合しない。「ロックインする」という仮定が、財政状態計算書において十分に適切でないのであれば、なぜその仮定を業績の主要な指標である純損益に使用するのか、クーパー氏はその理由を見出せない。

AV3 さらに、クーパー氏は、その他の包括利益を使用するという提案は2010年公開草案での提案に比べて複雑性を増大させると考えている。実質的に、企業が各保険契約について2つの測定基礎を維持することを要求するものだからである。これは、作成者にとっての多大な追跡の要求を生じさせ、財務諸表利用者が業績指標を理解するのをずっと複雑にすることになる。その結果、保険契約に関する現行の会計処理に対して頻繁に不満が出ている透明性の欠如を永続させることになる。

提案されている分解は、財務諸表利用者の誤解を招く可能性がある

AV4 クーパー氏は、現在価額で測定する項目についての利得及び損失の分解を支持する。彼の考えでは、適切な分解により、財務諸表利用者は、市場に関連した価値の変動を分離し、持続性の程度が異なる利得及び損失の各構成要素を区別し、保険契約の場合には、引受の成果を利息のフローや他の価値変動と区別することが可能となる。しかし、本公開草案の提案は次のような結果になると考えている。

- (a) 純損益を情報価値のある方法で分解せず、それにより目的適合性のある情報を隠すことになる。
- (b) 広範囲の会計上のミスマッチを生じる。
- (c) 恣意的な純損益の測定値を生じる。

不適切な分解は目的適合性のある情報を隠す

AV5 本提案によりその他の包括利益に報告される金額には、2つの構成要素が含まれて

いる。第 1 の構成要素は、当期の割引率の変動が保険契約負債に与える影響である。第 2 の構成要素は、ロックインした率を用いて測定した当期の利息の発生計上と、現在の率を用いて測定した当期の利息の発生計上との間の差額である。クーパー氏の考えでは、第 1 の構成要素は目的適合性のある情報を提供するが、第 2 の構成要素は、単なる機械的な影響であり、何の経済現象も描写していないので、財務諸表利用者にとって全く目的適合性がない。

AV6 例えば、保険契約の測定に適用される割引率が特定の期間において変化する状況を考えてみる。クーパー氏は、この割引率の変化から生じる利得又は損失（その他の包括利益で報告するにせよ、しないにせよ）には意味があり、明確に識別すべきであることに同意する（特に、保有している資産の公正価値変動との関連で見た場合）。正味の利得又は損失は、デュレーション・ミスマッチ又は他の経済的ミスマッチの程度と影響を示すものである。しかし、翌期に保険負債の割引率が同じままであれば、本公開草案における提案では、利息の発生計上にロックインした利率を引き続き使用するので、経済的な利得又は損失が発生していないのに、依然としてその他の包括利益に利得又は損失を報告することになる。最初の期間ではその他の包括利益が意味のある情報を提供したが、これは翌期には当てはまらない。実務では、企業が引き受ける保険契約の量の多さにより、その他の包括利益は、割引率の変更の経済的影響と過去の影響の巻戻し時の無意味な戻入れとの混乱を招く混合物となる。クーパー氏は、割引率の変更の影響を分離するためのより適切な方法は、分解した金額を、割引率の変更の当該変更のあった期間における影響だけに限定することであると考えている。

AV7 BC119 項では、割引率の変更によりその他の包括利益に認識した金額は、自動的に、時とともにキャッシュ・フローの発生時にゼロまで巻き戻されると述べている。これは、こうした項目が一時的なもので、キャッシュ・フローに影響を与えず、したがって他の利得及び損失よりも重要度が低いことを含意している。しかし、自動的な巻戻しは負債を単独で考えた場合にだけ発生するものであり、クーパー氏はそれがこのアプローチを正当化するものではないと考えている。

AV8 実務上、この提案によると、資産負債管理の文脈で全体的に考えた場合には現実には影響があることを表す可能性のある利得及び損失を、企業がその他の包括利益に報告することになる。例えば、比較的デュレーションの短い資産に対応する保険負債を考えてみる。割引率の大幅な低下は、負債の増加を生じるだけでなく、同時に、結果的に将来の資金不足が生じる可能性が高い。これは、当該資産の満期時に関連する資産に対する再投資の利率が低くなっている可能性が高いことによって生じる。したがって、割引率の低下の全体的な影響は、経済状況が変化した場合にしか逆転しない現実の経済的損失である。クーパー氏は、この状況でのデュレーション・ミスマッチの経済的影響を、発生した期間において透明にすべきであると考えている。しかし、本公開草案における提案は、これを達成しないと考えている。また、一部の関係者が主張し BC154 項から BC157 項で議論されている損失認識テストも、この問題を解決しないと考えている。BC156 項(c)で述べているように、投資のミスマッチの影響の不完全な描写となるからである。

提案されている分解は広範囲の会計上のミスマッチを生じる

AV9 クーパー氏は、このアプローチを、IFRS 第 9 号「金融商品」の変更案を適用する

保険者が保有している資産の会計処理と合わせて考えた場合、保険契約負債にその他の包括利益を使用するという提案の正当性はなおさら少ないと考えている。金融商品に係る提案と保険契約に係る提案を組み合わせた影響は、著しい会計上のミスマッチを作り出す可能性がある。そうした会計上のミスマッチが避けられるのは、次の諸条件のすべてに当てはまるという考えにくい状況だけである。すなわち、保険者が保有するすべての金融資産がその他の包括利益を通じて公正価値で測定され、当該金融資産のデュレーションが負債と一致し、資産負債管理の一部としてデリバティブのポジションを設定しておらず、保険料が契約開始時の一時払であり、満期前に売却される資産がないという条件である。これらの条件のいずれかに反する場合（クーパー氏はほとんど全部の企業でそうなると考えている）には、会計上のミスマッチが必然的に生じることになる。

AV10 例えば、保険負債が関連する資産と完全に対応しているが、その後に資産が売却され、当該売却による収入が同等の資産に再投資され、投資とデュレーションの一致が維持されると仮定する。明らかに、企業の経済的ポジションに生じる変化はないので、何らかの（正味の）利得又は損失が認識されるとすれば奇妙に見えるであろう。しかし、本提案では、資産に関する利得又は損失をその他の包括利益から純損益に振り替えるが、保険負債については対応する振替が行われない。

AV11 ミスマッチは、保険契約に基づくキャッシュ・アウトフローがインフレーションの影響を受ける場合にも生じる。インフレ予想の変化は一般に名目割引率の変動と相関するからである。クーパー氏の考えでは、キャッシュ・フローの変動のうちインフレ予想の変化に含まれているものをマージンの調整（該当する場合）又は純損益で報告して、関連する割引率の変更をその他の包括利益に認識することは、誤解を招くことになる。こうしたアプローチは、経済的なボラティリティが存在しない場合に純損益のボラティリティを生じることになる。

AV12 クーパー氏の考えでは、AV9 項から AV11 項に述べた会計上のミスマッチにより、財務諸表利用者は、純損益とその他の包括利益に認識された全体の金額が企業の業績に関して実際に何を表しているのかを理解することが不可能となる。IASB の提案は、保険契約を発行する企業のほとんど全部にこの結果を強いることになる。

純損益の恣意的な測定値

AV13 クーパー氏の考えでは、IASB の提案は、企業に基礎となる項目の保有を要求し当該基礎となる項目に対するリターンへの連動を定めている契約についての提案と合わせて考えた場合、純損益の恣意的な測定値を生じる。こうした契約について、第 66 項及び B85 項から B87 項では、基礎となる項目に対するリターンに対応して変動しないキャッシュ・フロー（これに対してはその他の包括利益の提案が適用される）と、基礎となる項目に直接又は間接的に対応して変動するキャッシュ・フローとを分解することを企業に要求することになる。しかし、こうした分解を行うことのできる複数の方法が存在する（B86 項における例に示された 3 つの非常に異なった版で例示されている）。BC130 項で論じているように、それぞれの分解の方法で異なった金額がその他の包括利益及び純損益に報告されることになる。クーパー氏の考えでは、キャッシュ・フローの分解の方法のうち 1 つを他よりも選好する概念上又は実務上の理由はなく、したがって、その他の包括利益及び純損益で報告される金額は恣意的であり、誤解を招く可能性がある。彼の考えでは、

B86 項で定めている分解方法の選択のアプローチは単なる恣意的なルールであり、業績の測定に関する何らかの明確な目的に基づくものではない。さらに、実務上、その恣意的なルールは、すべての場合にどのようにキャッシュ・フローを分解すべきなのかという実務上の疑問に明確な回答を提供できるものでさえない。

その他の包括利益を用いた分解は不必要である

AV14 結局のところ、クーパー氏は、その他の包括利益を使用した分解は、以下の理由により不必要であると考えている。

ボラティリティは他の手段を通じて軽減されている

AV15 クーパー氏の考えでは、IASB が第 60 項(h)及び第 64 項におけるその他の包括利益の提案を開発した際の主要な動機は、2010 年公開草案での提案を適用すると純損益に過度のボラティリティを生じるという一部のコメント提出者の提起した懸念に対応することである。その他の包括利益を使用するという提案は、実務上、こうしたボラティリティを低減する（ただし、常にそうとは限らない）であろうが、純損益の明確な経済的意味を犠牲にしてのことである。いずれにしても、クーパー氏の考えでは、本公開草案で提案している各種の変更（すなわち、割引率の計算、保険契約を測定する際の基礎となる項目に対するリターンへの連動の反映、将来のサービスの変動を反映するための契約上のサービス・マージンの調整に関する変更）が一緒になって、こうしたボラティリティを有効に緩和し、その他の包括利益の使用を不要にするように機能する。特に、クーパー氏の考えでは、保険負債についての割引率の計算に対してトップダウン・アプローチを認めることは、予想信用損失及び投資リスクと関連のない市場の変動による資産価値の変動（市場心理や流動性の変化による資産価格の変動など）が、保険負債の同様の変動におおむね対応するようになることを意味する。その結果、これらの市場要因の影響により生じるボラティリティは除去され、それにより、保険負債に関する利得及び損失は、企業の経済的ポジションの実際の変化だけを反映することになる。

分解にその他の包括利益を使用する必要はない

AV16 クーパー氏は、一部の適切に分解された項目を純損益ではなくその他の包括利益に表示することには反対しない。しかし、彼の所見では、IAS 第 1 号は純損益及びその他の包括利益計算書における業績の表示に相当の柔軟性を与えている。この柔軟性は、本公開草案の前に IASB が一貫して提案していたように、保険負債の現在価額の変動の全額を純損益に認識したとしても、企業は、持続性の高い正味の引受の成果や正味の利息マージンを、持続性の低い正味の投資の成果（市場要因による投資損益と金利変動による負債の変動により構成される）から、容易に区別することができるであろうことを意味する。彼は、これら 3 つの業績の要素のそれぞれが保険会社にとって中心となるものであると考えている（ただし、業績に異なる形で寄与し、そのため財務諸表利用者による異なる分析が必要となる）。保険負債の現在価額の変動の全額を純損益に認識することにより、企業が情報を意味のある方法で分解することが可能となる一方、(BC136 項で述べたように) 資産について利用可能な公正価値オプションの使用を選択することにより、会計上のミスマッチを避けることを可能にする。